

令和 3 年度

包括外部監査結果報告書

－ 委託料に係る財務事務の執行について －

奈良県包括外部監査人

公認会計士 中川 美雪

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 特定の事件の選定理由	1
(3) 監査対象期間	1
(4) 監査対象範囲	1
3. 監査の方法	2
(1) 主な監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
4. 監査の実施期間	2
5. 補助者	2
6. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 委託事務の概要	4
(1) 委託契約	4
(2) 指定管理者制度	16
2. 奈良県における会計事務の適正化に係る取組み	17
(1) 会計局における取組み	17
(2) 建設工事等における取組み	19
(3) 外部委託化の推進	22
(4) 指定管理者制度の導入施設	24
3. 歳出額及び委託料の状況	25
(1) 歳出額及び委託料の推移	25
(2) 委託料の会計別金額	25
(3) 委託料の部局別金額	26
第3 監査の結果及び意見（総論）	27
1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法	27
(1) 構成	27
(2) 監査の結果の書き分け	31
2. 監査の対象とした委託料の選定方法及び対象件数	32
(1) 委託料の選定方法	32
(2) 監査対象件数	34
3. 監査の結果及び意見の総括	35

(1) 監査の結果及び意見の集計.....	35
(2) 監査の結果及び意見の一覧.....	36
(3) 各所管部署の契約に係る結果及び意見の分類.....	44
4. 総括意見	45
(1) 契約に係る事項.....	45
(2) 行財政改革に係る事項.....	58
(3) 指定管理者制度に係る事項.....	66
第4 監査の結果及び意見（各論）	67
1. 総務部知事公室.....	67
(1) 令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託（広報広聴課）	67
(2) 令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね！」の制作・放送業務（広報広聴課）	69
(3) 奈良県旅券発給業務委託（旅券事務所）	70
(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託（消防救急課） ..	73
2. 総務部	78
(1) 令和2年度奈良県総務事務処理業務委託（総務厚生センター）	78
(2) 組織改編に伴う室名板等改修委託（管財課）	79
(3) 年度末改修（コンセント等）（管財課）	81
(4) 令和2年度部局長車両運行業務（管財課）	85
(5) 令和2年度奈良県職員研修業務委託（自治研修所）	86
3. 文化・教育・くらし創造部.....	89
(1) なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務（なら歴史芸術文化村整備推進室）	89
4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局.....	91
(1) 奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務（奈良っ子はぐくみ課） ..	91
(2) 令和2年度 女性一時保護委託事業（中央こども家庭相談センター）	92
(3) 児童一時保護委託事業（中央こども家庭相談センター）	97
5. 福祉医療部 医療政策局.....	103
(1) 小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分（地域医療連携課）	103
6. 水循環・森林・景観環境部.....	106
(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業（森と人の共生推進課）	106
7. 産業・観光・雇用振興部.....	111
(1) 令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託（地域産業課）	111
(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料（競輪場）	112
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局.....	117
(1) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託（ならの観光力向上課）	117
(2) 県内宿泊等促進キャンペーン業務委託（ならの観光力向上課）	121

(3)	令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（鉄道事業者連携分）（観光プロモーション課）	122
(4)	令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（県内シンポジウム及び歴史的・伝統的行事等を活用した誘客プロモーション分）（観光プロモーション課）	124
(5)	令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（奈良県文化観光発信プロジェクト事業）（観光プロモーション課）	127
9.	食と農の振興部	130
(1)	食と農の振興フォーラム開催業務（豊かな食と農の振興課）	130
(2)	中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託（中央卸売市場再整備推進室）	131
(3)	県営ほ場整備事業百済川向地区従前地測量業務委託（中部農林振興事務所）	132
(4)	なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授業務委託（なら食と農の魅力創造国際大学校）	133
10.	県土マネジメント部	135
(1)	奈良県公共工事等電子入札システム業務委託（建設業・契約管理課）	135
(2)	中和幹線包括的道路維持管理業務委託（道路保全課）	136
(3)	大和中央道包括的道路維持管理業務委託（道路保全課）	138
(4)	天理ダム他 水質調査業務（河川（ダム）維持補修事業）（奈良土木事務所）	139
(5)	一級河川菰川 水質調査委託（大和川水質改善事業他）（奈良土木事務所）	141
(6)	地蔵院川 地盤変動影響調査（事後）業務（防災・安全社会資本整備交付金事業（総合治水））（郡山土木事務所）	142
(7)	大和中央道道路維持管理業務委託（郡山土木管内）（郡山土木事務所）	143
(8)	大門ダム 水質調査業務委託（河川（ダム）維持修繕費他）（郡山土木事務所）	145
(9)	令和2年度道路施設環境整備業務委託（雪寒）（宇陀土木事務所）	146
(10)	一般国道165号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託（道路施設環境整備他）（宇陀土木事務所）	147
(11)	管内の国道・県道における雪寒業務委託（吉野土木事務所）	149
(12)	一般国道169号他 道路施設環境整備業務委託（道路施設環境整備事業）（吉野土木事務所）	150
(13)	道路管理事業（委託分）業務委託 63委01トンネル警備業務一式（吉野土木事務所）	152

(1 4)	一般国道 168 号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託 (防 災・安全交付金事業 (国道トンネル補修・国補正) 他) (五條土木事務所)	153
1 1.	県土マネジメント部 地域デザイン推進局	154
(1)	奈良公園バスターミナル施設運營業務 (奈良公園バスターミナル施設管理運 事業) (奈良公園室)	154
(2)	奈良公園バスターミナル交通運營業務 (奈良公園バスターミナル運営管理事 業) (奈良公園室)	156
(3)	馬見丘陵公園植栽管理業務委託 (単独都市計画公園事業) 第 461-委 9 号 (中 和公園事務所)	158
(4)	令和 2 年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託 (彩り植栽事業 (物件費)) 第 422-1-委 1 号 (中和公園事務所)	159
1 2.	議会事務局	161
(1)	奈良県議会棟保安業務委託 (総務課)	161
(2)	議会テレビ中継番組制作等・放送委託 (政務調査課)	162
(3)	奈良県議会インターネット動画配信業務委託 (政務調査課)	163
1 3.	教育委員会事務局	165
(1)	県立学校ネットワークシステム強靱化運用保守業務及び機器等の賃貸借 (教育 政策推進課)	165
(2)	県立高等学校総合寄宿舎給食業務委託 (学校支援課)	166
(3)	奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託 (教職員課)	168
(4)	第 40 回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託 (学校教育課)	171
(5)	スクールバス運行管理業務委託 (各養護学校及び学校教育課)	176
(6)	県立奈良西養護学校給食調理業務委託 (保健体育課)	180
1 4.	警察本部	184
(1)	道路交通情報提供業務 (会計課・交通規制課)	184
(2)	交通信号機保守点検 (球取替) (施設装備課・交通規制課)	185
(3)	生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計 (施設装備課)	187
(4)	一般廃棄物搬出処理業務 (奈良警察署)	189
(5)	一般廃棄物搬出処理業務 (奈良西警察署)	193

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

委託料に係る財務事務の執行について

(2) 特定の事件の選定理由

近年、地方公共団体の厳しい財政状況や人員削減を背景に、公共サービスを包括的に民間に委託するニーズが高まっている。奈良県でも、令和 2 年 3 月に策定した「『奈良県の力』底上げプログラム」において、「民間で行うことが有用な業務については、積極的に外部委託を行い、業務を効率的に遂行します。」とし、積極的な外部委託を推進しているところである。

このような背景を受け、奈良県の令和 2 年度の委託料の一般会計及び特別会計（公営企業を除く）における歳出総額は、約 285 億円と多額にのぼっている。

外部委託は、経費削減やサービスの向上を図る有効な手段のひとつである一方、外部委託の拡大により、これまで県が有していたノウハウが継承されず専門性が低下したり、外部委託の長期化により委託金額が高止まりするといった弊害も懸念される。外部委託の有効性や経済性、効率性を検討することは有用と考えられる。また、令和 2 年 4 月からは、内部統制制度が導入され、外部委託における内部統制制度の整備や運用について、全庁的な対応が求められているところであり、県民の関心も高いものと考えられる。

外部委託は全庁的に広く行われているため、委託料に係る財務事務について、外部の立場により全庁統一的・横断的に検証することは有用性が高いと考えた。

(3) 監査対象期間

令和 2 年度（自令和 2 年 4 月 1 日至令和 3 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 3 年度の一部についても監査対象とした。

(4) 監査対象範囲

一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）における委託料を監査の対象範囲とする。なお、委託料には委託契約による支払いのほか、指定管理者制度に基づく指定管理料を含んでおり、委託契約並びに指定管理者制度による委託料を対

象とするものとする。本文中では特に断りのない場合は、指定管理者制度による契約も含め、委託事務と呼ぶものとする。

3. 監査の方法

(1) 主な監査要点

1) 委託事務全般

- ・委託事務の適正化に向けた各種取組を実施しているか。
- ・全庁的なモニタリングが適切に実施されているか。
- ・委託の効果は適切かつ適時に検証されているか。

2) 個別委託事務

- ・委託事務が法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ・契約金額の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか。
- ・委託先の選定は透明性及び客観性が確保され、経済性を追求するものであるか。
- ・委託先が長期に固定化していないか、委託事業が長期化することで委託による効果が薄れていないか、県としてのノウハウや専門性が低下していないか。
- ・再委託契約の契約事務、理由等は適切か。

(2) 主な監査手続

委託事業の契約書、実施報告書、県の決裁・協議資料ほかの関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他監査人が必要と認める監査手続を実施した。

4. 監査の実施期間

令和3年6月17日から令和4年3月31日まで

5. 補助者

公認会計士	石崎	一登
公認会計士	大松	祐介
公認会計士	中村	岳広
公認会計士	藤川	千代
公認会計士	野田	敏男
弁護士	山本	婦紗子

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書の端数処理等表記について

本報告書の数値は、原則として金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満については四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

第2 監査対象の概要

1. 委託事務の概要

(1) 委託契約

1) 委託契約の意義

委託とは、法律行為又は法律行為でない事務その他の事実行為を他の機関又は特定の者に依頼することをいう。

委託は法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託に分類される。

公法上の委託は、具体的には歳入の徴収または収納の委託（地方自治法施行令第158条）等がある。

私法上の委託は、民法第632条に基づく請負、民法第643条に基づく委任及び民法第656条に基づく準委任が含まれ、一般に業務委託契約と呼ばれるものである。県は「会計事務の手引き（支出編）」において、私法上の委託契約を次の2つに大別している。

① 主として役務の提供をするもの（成果物がないもの）

例：清掃・警備等の庁舎管理、オペレーターによる入力業務委託・保守点検、
工事の施工管理等

② 成果物の引き渡しを受けるもの

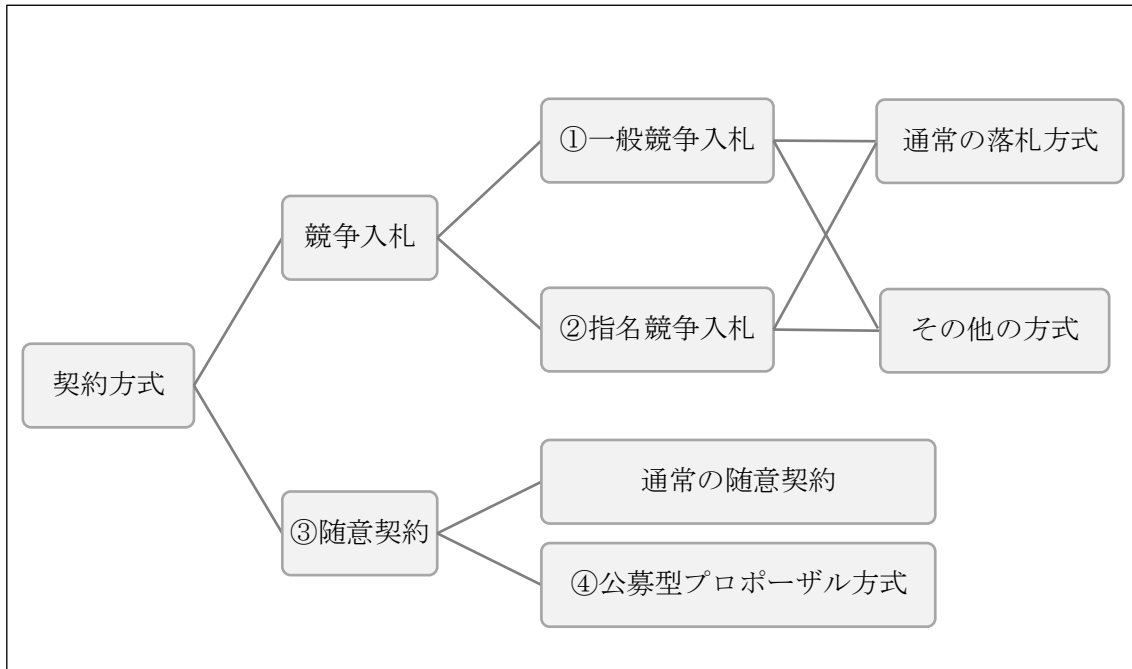
2) 委託契約の方法（入札、随意契約等）

地方公共団体における売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている。このうち一般競争入札が原則的な契約方法であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は一定の場合に容認されている方法である（地方自治法第234条第1・2項）。

このうち「せり売り」とは、買受者が口頭をもって価格の競争を行う方法（いわゆる競売）であるが、この方法を採用できるのは動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合のみであるため、委託契約においては採用することができない。

せり売りを除く契約方式を図示すると、次の【図表1】の通りである。

【図表 1】 契約方式の種類



①一般競争入札

契約の締結に当たっての諸条件を公告することにより、不特定多数の者を競争させ、そのうち、最も有利な条件で申込みをした者を契約相手方として選定し、契約を締結する方法である（出典：奈良県会計局「契約事務研修」）。

②指名競争入札

競争入札参加希望者の資格審査を実施して有資格者名簿等を作成し、その名簿等の中から資力、信用等について適当であると認められる特定多数の者を指名して競争させ、その中から最も有利な条件で申込みをした者を契約相手方として選定し、契約を締結する方法である（出典：奈良県会計局「契約事務研修」8）。

指名競争入札によることができる場合は以下の3つである（地方自治法施行令第167条）。

- a. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- b. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- c. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

一般競争入札、指名競争入札ともに、原則として、予定価格の制限の範囲内で収入の原因となる契約の場合は最高の価格、支出の原因となる契約の場合は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする（上の図の「通常の落札方式」）。

ただし、支出の原因となる契約の場合、それ以外の者を契約の相手方とすること

ができる（上の図の「その他の方式」）（地方自治法第 234 条第 3 項但書き）。その場合とは「低入札価格調査制度」「最低制限価格制度」「総合評価競争入札」である。

- ・低入札価格調査制度

最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結した場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため著しく不相当であると認めるときに、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度である（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項、第 167 条の 13）。

- ・最低制限価格制度

当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度である（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項、第 167 条の 13）。

- ・総合評価競争入札

価格と価格以外の要素（事業者のノウハウ、技術力、経験、社会性、地域性等）を総合的に評価した上で、発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式である（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2、第 167 条の 13）。契約の性質上、価格のみの評価により難しい場合に用いられる方式である。

③ 随意契約

競争の方法によらずに、発注者が任意に特定の相手方を選定し、その者と契約を締結する方法である。随意契約によることができる場合は【図表 2】に記載の場合に限られている（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号、施行令別表第 5 及び奈良県契約規則第 16 条）。

【図表 2】 随意契約によることができる場合の基準

(1) 予定価格が以下の金額を超えないもの	
契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
その他のもの	100 万円

(2) その性質又は目的が競争入札に適しないもの

(3) 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設等から役務の提供を受ける契約

(4) 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れ又は新役務の提供を受ける契約

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

(6) 競争入札にすることが不利と認められるとき

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

(9) 落札者が契約を締結しないとき

県は、上記の(3)(4)については「特定随意契約手続要領」として、それ以外については「随意契約の締結に関する取扱基準について（通知）」（平成 20 年 3 月 24 日付け会局総第 137 号）として、それぞれ手続の詳細や取扱基準を定めている。

④ 公募型プロポーザル方式（随意契約）

プロポーザル方式とは、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、提案書（プロポーザル）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続であり、これを公募により行うものが公募型プロポーザル方式である。公募型プロポーザル方式も、上記の「(2) その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する随意契約の一類型である。

なお、前述の総合評価競争入札と公募型プロポーザル方式は、「価格以外の要素を評価する」という点で似ているが、総合評価競争入札は価格と価格以外の要素を総合的に評価するのに対し、公募型プロポーザル方式は、原則として価格以外の要

素（技術力等）を評価する点が相違する。それ以外の主な違いは【図表 3】の通りである。

【図表 3】 総合評価競争入札と公募型プロポーザル方式の主な相違点

	総合評価競争入札	公募型プロポーザル方式
内容	価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式	プロポーザル（提案書）の提出を求め、最適な者を特定する手続
適用の考え方	・ 事前に発注者が仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務	・ 当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術等が要求される業務で、提出された提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる業務 ・ 上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛等がなく、その過半に見積を活用する業務（注）
契約方式	競争入札	随意契約

注：予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定可。

出所：「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）、「国等の機関における契約方式の概要」（環境省平成 20 年度環境配慮契約法基本方針検討会 船舶懇談会参考資料）をもとに監査人が加工。

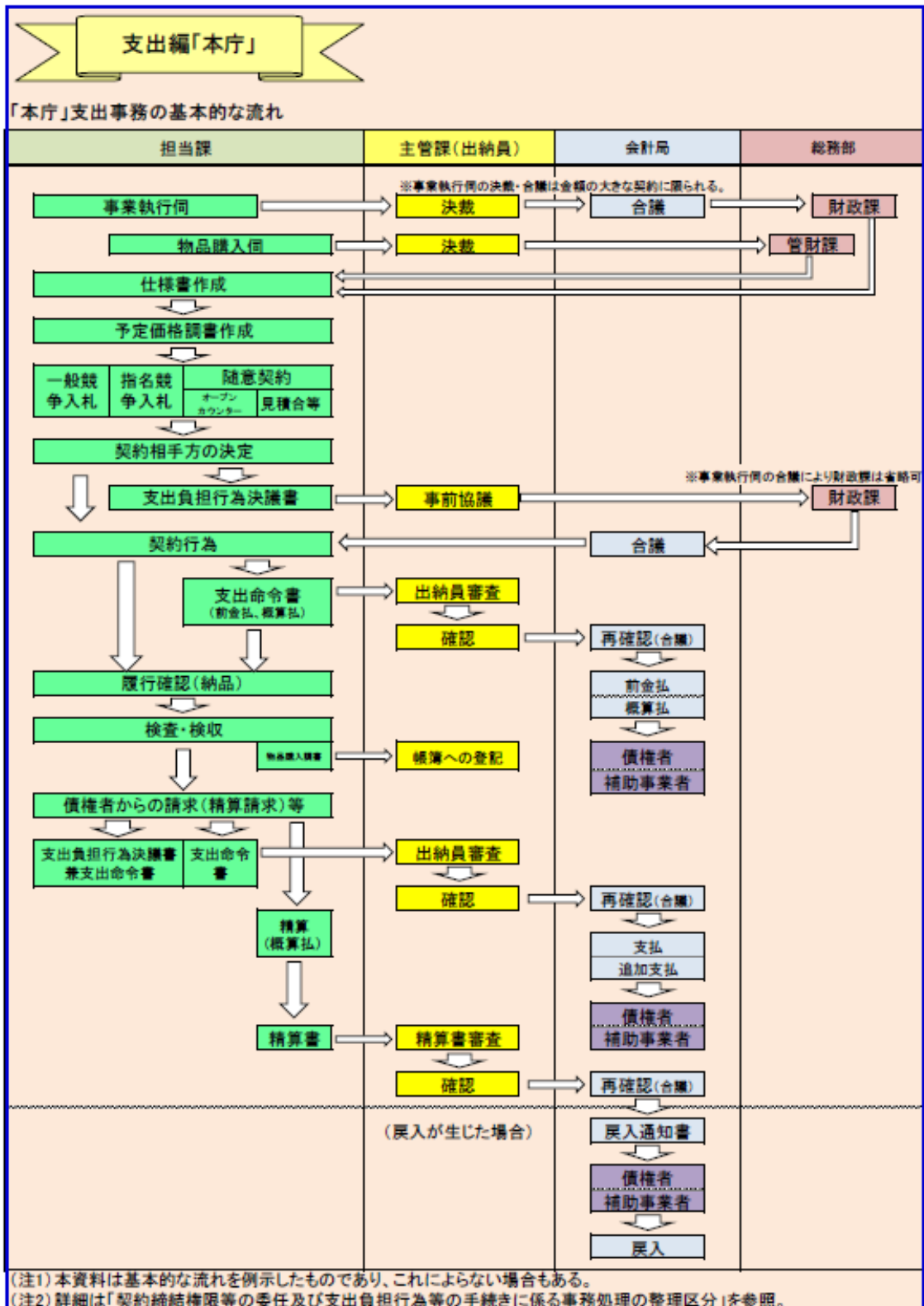
3) 契約事務のフロー

県における契約事務のフロー図は【図表 4】～【図表 6】の通りである。

「本庁」とは、知事事務局の本庁、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会事務局及び警察本部を指す（奈良県会計規則第 2 条第 1 号）。

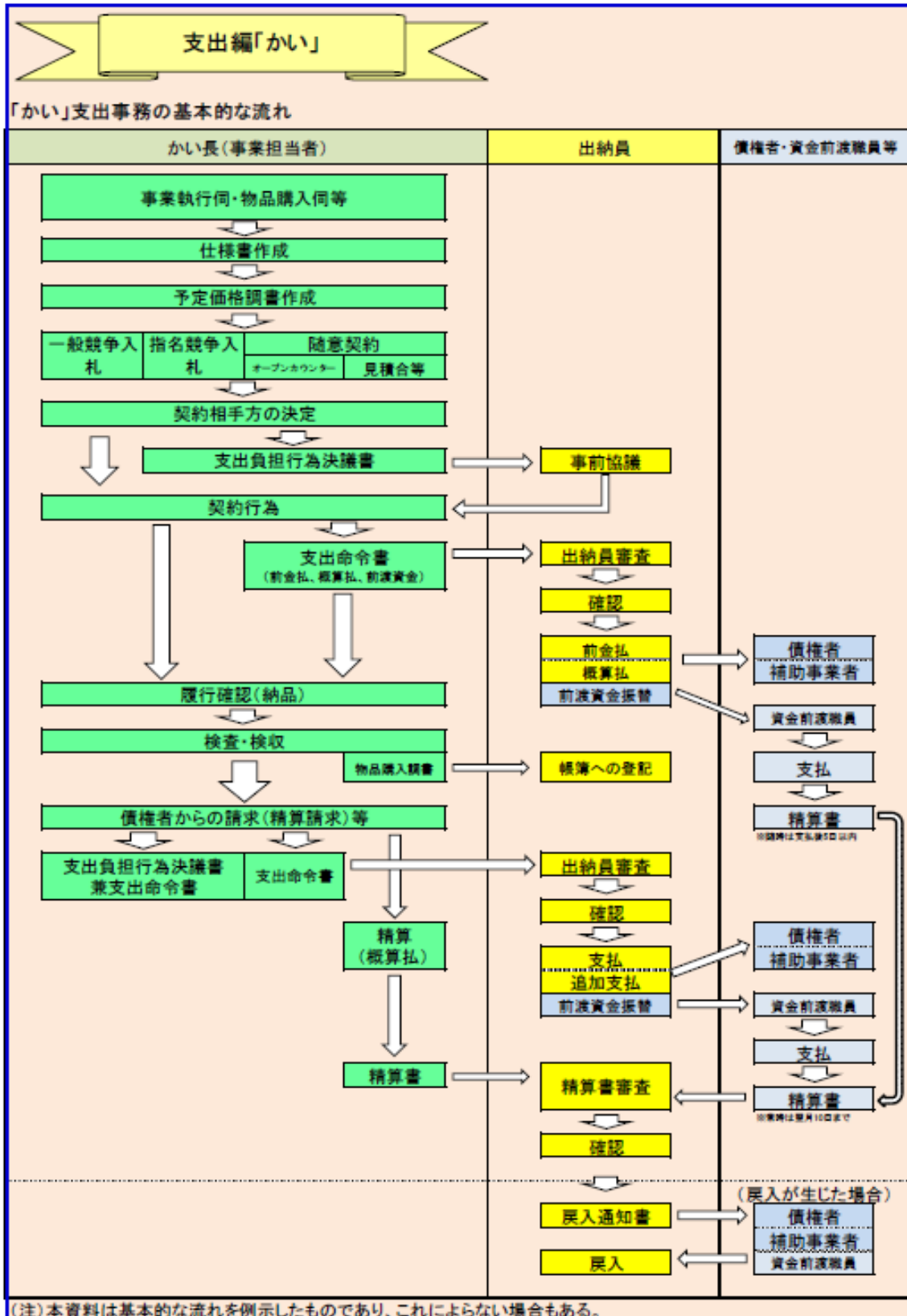
「かい」とは、知事事務局、教育委員会事務局及び警察本部の出先その他の機関を指す（奈良県会計規則第 2 条第 7 号及び平成 16 年 3 月奈良県告示第 661 号）。

【図表 4】 「本庁」 支出事務の基本的な流れ



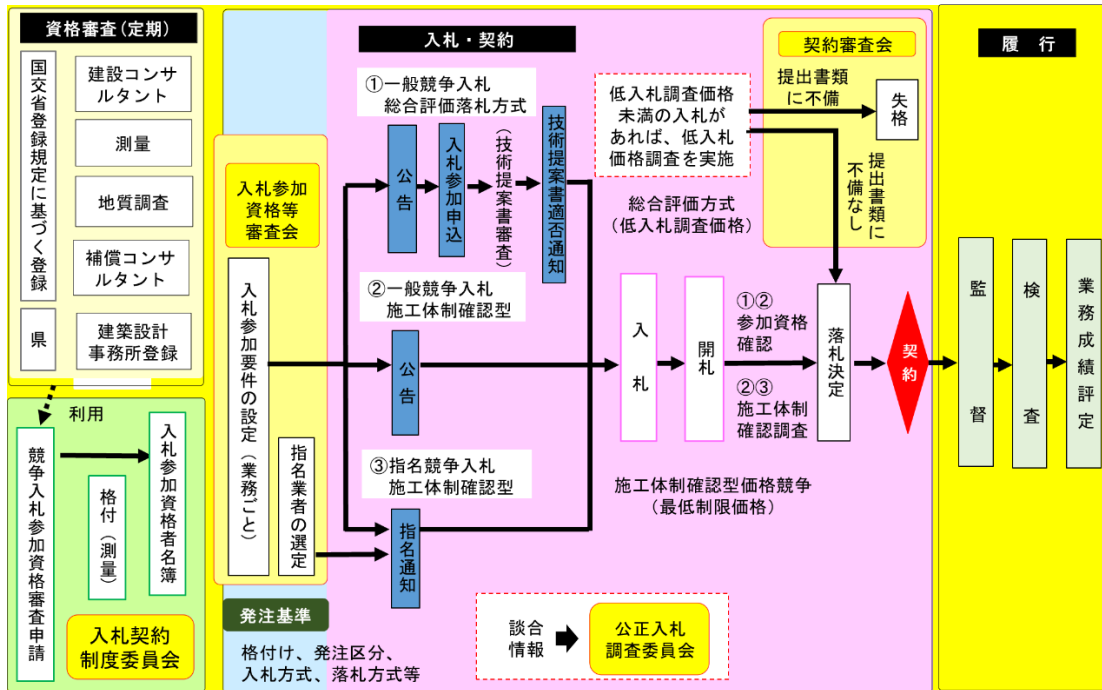
出所：「会計事務の手引き（支出編）」

【図表 5】 「かい」 支出事務の基本的な流れ



出所：「会計事務の手引き（支出編）」

【図表 6】 「建設工事」に係る契約事務の基本的な流れ



出所：県土マネジメント部提供資料

4) 入札保証金、契約保証金制度

①入札保証金

入札保証金とは、競争参加者から徴する保証金であり、入札者が落札者となった場合に、契約を締結する義務の履行を確保し、締結しない場合の損害の補填をするものである（奈良県会計局「契約事務研修」）。

普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない（地方自治法施行令第167条の7第1項）。

この規定を受けて、県は規則で、競争入札に参加しようとする者は、入札金額の百分の五（県有財産売却システムによる入札の場合は、入札の際、当該入札に係る予定価格の百分の十）以上の入札保証金を納付しなければならないと規定している（奈良県契約規則第4条第1項、第15条第1項）。

②契約保証金

契約保証金とは、県が契約を締結しようとするときに契約の相手方から納付させる保証金で、契約の相手方の完全な履行を確保し、万一、相手方が履行しない場合、その損害の賠償の補填を目的としている（奈良県会計局「会計事務の手引き（支出編）」）。

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない

い（地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項）。

この規定を受けて、県は規則で、契約者は契約締結と同時に契約金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならないと規定している（奈良県契約規則第 19 条第 1 項）。

なお、「これらの規定（注：地方自治法施行令）の趣旨は、契約締結や契約履行をより一層確実に担保しようとするものであり、この趣旨に反しない限り、規則で定めるところにより、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納付させないこととする 것도差し支えない。」（平成 12 年 4 月 18 日付け自治行第 19 号行政局長通知「入札保証金及び契約保証金について」）とされていることを踏まえ、県は、一定の場合において入札保証金及び契約保証金を免除する規定を定めている（奈良県契約規則第 4 条第 1 項各号、第 19 条第 1 項各号）。

5) 公契約制度

県では、奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月 10 日公布 平成 27 年 4 月 1 日施行）を制定し、公契約制度を導入している。

県において公契約とは次の 3 つを指す（奈良県公契約条例第 2 条第 1 号）。

- ①奈良県が発注する建設工事の請負契約
- ②奈良県が業務を委託する契約
- ③奈良県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

公契約制度導入の背景を、「奈良県公契約条例逐条解説」（平成 28 年 4 月奈良県会計局総務課）では以下のように記載している。

「国や地方公共団体がその事業を行うために発注する契約（建設工事、業務委託等）を「公契約」あるいは「公共調達」ととらえ、その実施に当たっての社会的な課題等の解決のため、「公契約条例」又は「公契約法」の整備を求める動きがある。

一般競争入札や民間委託（指定管理者制度の導入等）が推進されることにより、業者間の競争が激しくなり、低コスト化が実現されているが、その一方で、公契約に係る業務に従事する者の賃金や労働条件の悪化が問題となっている（「官製ワーキングプア」）との認識が存在する。

また、公契約において、価格以外の要素（適正な労働環境、障害者雇用等＝「社会的価値」）を実現させることも求められるようになってきている。」

このような背景を踏まえ、県は、建設工事の請負や業務委託など様々な契約により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるものとなっていること、そのため、これらの契約においては、品質確保の見地から適正な履行が求められるとともに、労働者の適正な労働条件や障害者の働きやすい環境を確保するなど、

社会的な価値の実現及び向上を図ることが期待されているとの認識に基づき、以下の2つの基本方針をもとに、公契約の相手方の選定や公契約の履行について必要な措置を講じ、社会的な価値の実現及び向上を図り、地域経済の健全な発展と県民の福祉の増進に努めていくこととしている。

- a. 公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること

具体的には、【図表 7】に記載する項目を評価に反映したうえで受注者を選定する。

【図表 7】 公契約の評価項目及び評価方法

評価項目の種類	評価方法	
①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」(※)の登録	建設工事	業者格付け時
	業務委託	特定公契約の総合評価入札の評価時
②障害者の雇用状況		
③保護観察対象者等の雇用状況	指定管理	特定公契約の公募に係る審査時

(※) 奈良県が行っている働きやすい職場づくりを推進する県内企業の登録制度

- b. 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること
- ①最低賃金法に規定する最低賃金以上の賃金を支払うこと
 - ②健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得の届出及び労働者災害補償保険(労災)の保険関係成立の届出を行うこと

受注者及び下請負者等が【図表 8】に記載する行為を行ったときは、違反措置が行われるとともに、県ホームページで公表される。

【図表 8】 違反措置の対象行為

対象行為	対象者	違反措置
①賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反	受注者	・ 過料 5万円以下
②立入調査への協力義務違反		・ 入札参加停止措置 1ヶ月又は3ヶ月
③必要な措置を講じた結果の報告義務違反	下請負者等	・ 入札参加停止措置

		1ヶ月
上記の入札参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け（建設工事）、総合評価（業務委託）、公募に係る審査（指定管理）において一定の減点を行う。		

ただし、全ての公契約に対して適正な労働条件の確保のために事務手続等を課すことは、事業者及び県の負担等に鑑みても現実的ではないことから、公契約のうちでも特にその要請が強い、県の区域内で行われる単純労務的作業を伴う請負や委託などの業務（これを特定公契約という。【図表 9】参照）に限定することとし、高度な専門性を要するサービス等の業務は対象から除外している。

【図表 9】 特定公契約の範囲

①奈良県が発注する建設工事の請負契約	予定価格 3億円以上	
②奈良県が業務を委託する契約(契約期間が6月を超えるものに限る)	予定価格 3,000万円以上	○奈良県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務 ○奈良県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務
③奈良県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定	委託料上限額 3,000万円以上	

特定公契約に係る公告その他の契約の申込みの誘引又は指定管理者の選定に関する募集を行う場合、入札公告等に特定公契約に該当する等の明示を行うこととしている（奈良県公契約条例第 8 条、同条例施行規則第 6 条及び「奈良県公契約条例の施行について（通知）」（平成 27 年 3 月 16 日付け会局総第 110 号））。

他方、特定公契約を除く公契約の場合においても、基本方針の遵守を求めため、入札又は募集の際の仕様書に「遵守事項」を添付することとしている（「特定公契約」以外の「公契約」に係る入札等における遵守事項の記載について（通知）」（平成 27 年 3 月 16 日付け会局総第 112 号））。

6) 長期継続契約

長期継続契約とは、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものである（地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条

の17)。

県の条例及び規則（奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同条例施行規則）で定める契約は【図表10】の通りである。

【図表10】長期継続契約を締結することができる契約

区分	長期継続契約を締結することができる契約
一	電子計算機、複写機その他事務用機器(これらに付随して使用する物品を含む。)の借入れに関する契約
二	電子計算機(これに付随して使用する物品を含む。)の保守業務又は運用業務の委託に関する契約
三	庁舎(これに付随する機械設備等を含む。)の管理業務の委託に関する契約
四 ア	物品を借り入れる契約で、商慣習に基づき翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの ア 自動車を借り入れるための契約 イ 医療機械器具等を借り入れるための契約 ウ 分析又は試験研究機械器具類を借り入れるための契約 エ 写真機類を借り入れるための契約 オ その他機械器具類を借り入れるための契約
四 イ	役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの ア 窓口受付等の業務に関する役務の提供を受ける契約 イ 相談等の支援業務に関する役務の提供を受ける契約 ウ 歳入の納付の事務に関する役務の提供を受ける契約 エ 歳入の徴収又は収納の事務に関する役務の提供を受ける契約 オ 水道業務に関する役務の提供を受ける契約 カ 下水道業務に関する役務の提供を受ける契約 キ 道路の管理業務に関する役務の提供を受ける契約 ク 河川の管理業務に関する役務の提供を受ける契約 ケ 砂防設備の管理業務に関する役務の提供を受ける契約 コ 観光施設の運営業務に関する役務の提供を受ける契約 サ 情報処理業務に関する役務の提供を受ける契約 シ 医療業務に関する役務の提供を受ける契約 ス 給食業務に関する役務の提供を受ける契約 セ 事務用機器の保守業務に関する役務の提供を受ける契約 ソ 複写サービスに関する役務の提供を受ける契約 タ 医療用機器の保守業務に関する役務の提供を受ける契約 チ 舞台操作業務に関する役務の提供を受ける契約 ツ 旅券業務に関する役務の提供を受ける契約

	<p>テ 放置車両の確認及び標章の取付業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>ト 自動車保管場所現地調査等の業務に関する役務の提供を受ける契約</p> <p>ナ 行政機関の許認可等(行政庁の許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分をいう。)を受けるため、前年度中に当該許認可等に係る申請を行わなければ著しい支障が生じると知事が認める業務に関する役務の提供を受ける契約</p>
--	---

(2) 指定管理者制度

1) 指定管理者制度の概要

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる(地方自治法第244条の2第3項)。この管理の委任を受けた者を指定管理者と言う。

この場合、条例により、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を規定する必要がある(同法同条第4項)。また、指定管理者の指定には議会の議決を経る必要があり、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書の提出を必要とし、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる(同法同条第6項、第7項及び第8項)。

2) 指定管理者制度導入の趣旨・目的

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた。

公の施設の管理運営は、従来は、公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人のみに限定されていた(これを管理委託制度と言う)。平成15年の地方自治法改正により、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された。これにより、公の施設を、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等を含む幅広い団体に行わせることができるようになった。

3) 県における指定管理者制度の導入・運用手續

県では、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度に関して包括的に定めた条例・規則等は存在しないが、県では「指定管理者制度導入・運用の手引き」を作成し、指定管理者制度を円滑に導入・運用するための手續を明らかにしている。

また、県では奈良県附属機関に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第4号)

により、公の施設指定管理者運営評価委員会を設置しており、当該委員会において、公の施設の指定管理者の運営に対する評価に関する重要事項についての審査及び建議を実施している。

2. 奈良県における会計事務の適正化に係る取組み

(1) 会計局における取組み

1) 会計事務の適正執行に係る注意喚起文書の発出

(令和3年度)

- ・知事事務部局の所属長・かい長、行政委員会等の所属長・かい長、出納員（行政委員会等を含む。）等に対して、会計事務の適正執行に係る注意喚起文書を4月に発出
- ・会計実地検査の結果を踏まえ、知事事務部局各所属長、警察本部会計課長、教育委員会事務局各所属長、各行政委員会事務局長、議会事務局長に対して、会計事務の適正執行に係る注意喚起文書を12月に発出

2) 会計事務適正化に向けた研修の実施

(令和3年度)

- ・所属長及びかい長に対してコンプライアンスの重要性を踏まえ、組織マネジメント能力の強化を図る所属長研修を実施（242名。全3回）
- ・学校長に対して予算執行の流れに関する知識・理解を深める学校長研修を実施（全43名。オンデマンド研修）
- ・監査結果報告の指摘事項（工事請負契約における不適切な分割発注、支出負担行為及び契約書の作成の遅延についてなど）における注意点について解説するとともに、会計局の審査や会計実地検査で指摘されることの多い会計事務について解説する研修を実施

(実施済み28回、1,028名受講（所属長研修、学校長研修含む。))

3) 手引書マニュアル及び要点（概要ペーパー）の提供

(令和3年度)

- ・会計事務を適切に実施するため、読みやすく簡潔で実践的な手引書マニュアルとして『わかりやすい会計事務』及び『会計事務適正化の要点』を作成して全所属（所属長・かい長、出納員、分任出納員及び経理員全員）に提供

4) 会計書類の審査

- ・本庁における「事業執行伺」及び「支出負担行為決議書」に対する事前審査
- ・本庁における「支出命令」に対する確認・審査

5) チェックリストの作成、配布

- ・本庁における会計書類の審査において、チェックリストを作成し、業務の標準化、効率化を図っている。
- ・契約書の作成、予定価格の設定、支出負担行為決議書、支出命令書の作成、所得税源泉徴収等の観点から、所属部署が用いるチェックリストを作成、配布し、所属における事務の適正化を図っている。

6) 会計実地検査の強化

- ・令和3年度から、3年に1回の周期を2年に1回の周期に強化して、出先機関（65所属）の会計事務に対して実施
- ・重点検査項目として、請負工事における発注内容の確認を追加
- ・検査結果を主管課にフィードバック

7) フォローアップ及び巡回指導

(令和3年度)

- ・フォローアップ：前年度の会計実地検査、巡回指導の結果を踏まえた指導・助言等を実施（6所属に対して実施）
- ・巡回指導：当年度の会計実地検査の結果を踏まえて重大な処理誤りや多数の指導事項等があった出先機関を対象として実施（5所属に対して実施予定）

8) 「会計 Channel」の発行

- ・若手職員が自ら苦勞した経験を基に分かりやすく解説したメールマガジンを発行（令和3年度では年間6回発行予定）

9) 電子入札の導入

物品・役務（建設工事及び建設コンサルタント等その他建設に関連する調査業務等（以下、建設工事等という）を除く）における電子入札の導入は、【図表11】の通りである。

【図表 11】 電子入札導入状況

年月	導入状況
平成24年4月	物品購入（入札、見積合わせ（予定価格5万円以上）に導入
令和3年4月	役務（入札）に導入

注：ただし、総合評価方式一般競争入札、最高価格落札方式（財産の売払い等）、入札価格に一円未満の端数が生じることが想定される入札（単価契約等）、プロポーザル方式による業者選定等は対象外。

また、建設工事等にかかる係る役務については、別途電子入札を実施。（「（2）建設工事等における取組み4）電子入札の導入」参照）

(2) 建設工事等における取組み

1) 契約適正化の取組み

平成 19 年度に土木事務所で起こった予定価格漏洩による職員の逮捕や、建設工事及び測量業務委託における大規模な談合事件を受け、平成 20 年 2 月に副知事を会長とする「奈良県入札・契約制度改革検討会」を設置した。同検討会の結果報告を基に、以下の取組みを進め、入札契約制度の透明性・公平性・競争性の確保に努めてきている。以来、入札・契約制度に係る不正や談合行為は起こっていない。

① 予定価格等の事前公表及び品質確保に向けた取組み

- ・測量、設計業務及び全ての建設工事について、予定価格、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を事前公表、あわせて、事前に施工体制等の確認を実施
- ・一般競争入札の大幅拡大(平成 24 年 6 月 一般競争入札を土木 5 百万円以上(その他は 1 千万円以上)に拡大)
- ・電子入札の導入
- ・地域要件の変更(管内一括から県内一括へ)
- ・総合評価方式の拡充(土木・建築工事 3 千万円以上、舗装は 1 千万円以上)

② 入札事務の一元化

土木部(現県土マネジメント部)公共工事契約管理課(現県土マネジメント部建設業・契約管理課)を設置し、土木部(現県土マネジメント部)、農林部(現水循環・森林・景観環境部及び食と農の振興部)、水道局の入札事務を一元化

2) 入札方式の状況

土木事務管理システムより集計した、令和 2 年度における建設工事に係る委託の入札方式別金額及び件数は【図表 12】の通りである。

【図表 12】建設工事に係る委託の入札方式別金額及び件数

	契約金額(千円)	構成割合	契約件数	構成割合
一般競争入札	7,225,750	57.0%	558	30.8%
うち価格競争	3,009,049	23.7%	388	21.4%
うち総合評価	4,216,702	33.3%	170	9.4%
指名競争入札	3,750,221	29.6%	772	42.6%
プロポーザル方式	124,796	1.0%	9	0.5%
随意契約	1,573,129	12.4%	473	26.1%
合計	12,673,896	100.0%	1,812	100.0%

出所：県土マネジメント部提供土木事務管理システムデータ(令和 2 年度)を外部監査人が編集した。

3) 建設業者育成の取組み

建設業者の技術力や積算能力について、建設業者の能力向上を目的とし、現在、総合評価落札方式の全てで技術提案を求めており、その件数は令和2年度において328件と全国トップレベルとなっている。（【図表13】参照）

また、新規参入者にも受注機会を与えることを目的とし、実績が無くても参加できる制度（「チャレンジ型」）を導入し、推進している。

【図表13】総合評価落札方式実績（農林部（現水循環・森林・景観環境部及び食と農の振興部）、水道局、その他部局を含む）推移

（令和3年3月末現在）

年度	件数	内容
H19	73件	原則予定価格1億円以上の全ての建設工事
H20	179件	原則、予定価格5千万円以上の全ての建設工事 原則、予定価格1千万円以上の全ての舗装工事 原則、予定価格1千万円以上の地すべり工事の一部で試行
H21	223件	原則、予定価格5千万円以上の全ての建設工事 原則、予定価格1千万円以上の全ての舗装工事 予定価格2千万円以上の格付けBランクの土木一式工事で試行
H22	226件	原則、予定価格5千万円以上の全ての建設工事 原則、予定価格1千万円以上の全ての舗装工事 格付けB・Cランクの土木一式工事で試行 予定価格2千万円以上の格付けBランクの建築一式工事で試行 予定価格2千万円以上の格付けBランクの農林部発注工事で試行 原則、予定価格1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」 「標識等」
H23	263件	原則、予定価格5千万円以上の全ての建設工事 原則、予定価格1千万円以上の全ての舗装工事 原則、予定価格1千万円以上の「区画線(ライン)・道路標示」 「標識等」 原則、予定価格1千万円以上の地すべり工事 予定価格2千万円以上5千万円未満の全ての橋梁工事（補修工事含む） 格付けB・Cランクの土木部・農林部発注の土木一式工事で試行 予定価格2千万円以上の設備工事で試行 格付けBランクの建築一式工事で試行
H24	374件	予定価格5千万円以上の全ての建設工事

年度	件数	内容
H25	406 件	予定価格 5 千万円未満の建設工事については以下の通り ・ 予定価格 3 千万円以上 5 千万円未満の全ての土木一式・建築一式工事 ・ 予定価格 1 千万円以上 5 千万円未満の全ての舗装工事、 ・ 予定価格 1 千万円以上 5 千万円未満の全ての「区画線(ライン)・道路標示」工事、「標識等」工事 ・ 予定価格 1 千万円以上 5 千万円未満の全ての地すべり工事 ・ 予定価格 2 千万円以上 5 千万円未満の全ての橋梁工事(補修工事含む)
H26	342 件	
H27	274 件	
H28	284 件	
H29	245 件	
H30	249 件	
R 元	266 件	・ 格付け B、C ランクの土木一式の一部で試行 ・ 格付け B ランクの建築一式の一部で試行 ・ 予定価格 2 千万円以上 5 千万円未満の設備工事の一部で試行
R 2	328 件	

4) 電子入札の導入

建設工事における電子入札の導入は、【図表 14】の通りである。なお、平成 28 年 10 月末で、全工種・全業種で電子入札の導入を完了している。

【図表 14】電子入札導入状況

年月	導入状況										
平成 20 年 6 月	土木 A ランクに導入										
平成 20 年 10 月	土木 B・建築 A・舗装 A ランクに導入										
平成 21 年 5 月	測量・地質調査業務（一般競争入札）に導入										
平成 21 年 10 月	測量・地質調査業務（指名競争入札）、建設コンサルタント、建築設計業務、建築 B 及び土木 C ランク（奈良・郡山・高田・桜井土木事務所管内）に導入										
平成 22 年 10 月	残りの土木 C ランク（宇陀・吉野・五條土木事務所管内）に導入										
平成 27 年 10 月	以下の工事、委託に導入 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">建設工事</td> <td>舗装 (B ランク)</td> </tr> <tr> <td>造園 (予定価格 1 千万円以上)</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> </tr> <tr> <td>さく井</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設工事 設備</td> <td>電気設備</td> </tr> <tr> <td>暖冷房衛生設備</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> </tr> </tbody> </table>	建設工事	舗装 (B ランク)	造園 (予定価格 1 千万円以上)	塗装	さく井	交通安全施設	建設工事 設備	電気設備	暖冷房衛生設備	機械設備
建設工事	舗装 (B ランク)										
	造園 (予定価格 1 千万円以上)										
	塗装										
	さく井										
	交通安全施設										
建設工事 設備	電気設備										
	暖冷房衛生設備										
	機械設備										

		通信設備
		上下水道設備
	委託	補償コンサルタント
		土地家屋調査
		建築設備電気衛生空調
		設備設計
		電気・通信設備設計
平成 28 年 4 月	電子入札以外のうち「土木施設除草業務」以外の入札	
平成 28 年 10 月	土木施設除草業務	

(3) 外部委託化の推進

「奈良県行政経営改革推進プログラム」（平成 29 年度～令和元年度）では、民間委託等の推進を改革項目に掲げており、「奈良県行政経営改革推進プログラム」取組結果一覧表（平成 29 年度～令和元年度）において、3 年間の成果（その理由・分析等）として、「業務効率化や業務の質の向上及び業務量の増加に対応するため、費用対効果の厳密な検討を行ったうえで、定型的・臨時的業務や民間に代替性のある業務等について、着実に外部委託を推進した」こと、外部委託実施事業数は、3 年間で延べ 18 事業であったことを公表している。

外部委託化を実施した事業は、【図表 15】の通りである。

【図表 15】外部委託実施事業一覧

	部局名	所属名	事業名
平成 29 年度	地域振興部	エネルギー政策課 (現：消防救急課)	電気工事士免状交付事務委託事業
	健康福祉部	長寿社会課 (現：介護保険課)	介護給付適正化に向けた事務処理体制強化・外部委託事業
	医療政策部	保健予防課 (現：健康推進課)	指定難病等事務補助委託
	産業・雇用振興部	雇用政策課	社員・シャイン職場づくり推進事業
平成 30 年度	総務部	管財課	部局長車両運行业務委託事業
	健康福祉部	障害福祉課	障害者(児)福祉サービス事業所等の指定・監督事務
	健康福祉部	地域包括ケア推進室	介護支援専門員等の資格管理、研修修了者名簿作成・管理業務

	部局名	所属名	事業名
	健康福祉部	障害福祉課	身体障害者手帳発行事務
	こども・女性局	子育て支援課 (現：奈良っ子はぐくみ課)	児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務
	教育委員会事務局	教職員課	教員採用候補者選考試験作問委託
	教育委員会事務局	教職員課	小中学校旅費審査 ・各種手当認定業務委託事業
平成 31 年度	地域振興部	教育振興課	私立高等学校就学支援金等マイナンバー登録業務委託
	福祉医療部	企画管理室 (郡山・中和保健所)	保健所医療費助成等(指定難病、小児慢性病、特定不妊治療、肝炎)事務処理業務委託
	教育委員会事務局	学校支援課	高等学校等補助金審査に係るマイナンバー登録業務委託
	教育委員会事務局	教職員課	教員採用候補者選考試験作問委託
令和 2 年度	福祉医療部	長寿・福祉人材確保対策課	障害福祉人材育成研修運営事業
	県土マネジメント部	企画管理室 (奈良土木事務所)	①奈良土木事務所管内の道路・河川保全関連情報の受付事務等
	県土マネジメント部	道路管理課 (現：道路保全課)	特殊車両通行許可業務委託
	教育委員会事務局	教職員課	教員採用候補者選考試験作問委託
	教育委員会事務局	教職員課	小中学校教職員旅費審査・各種手当認定業務委託

(4) 指定管理者制度の導入施設

県において、令和2年4月1日現在、指定管理者制度を導入している施設と指定管理者、指定期間は、【図表16】の通りである。

【図表16】指定管理者制度導入状況一覧（令和2年4月1日現在）

施設名	指定管理者	指定期間	
橿原公苑 (明日香庭球場)	有限会社 ハードボールテニス	5年	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日
社会福祉総合センター	奈良いきいきプロジェクト	5年	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日
障害者総合支援センター	社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団	5年	平成28年4月1日 ～令和3年3月31日
福祉住宅体験館			
県営福祉パーク			
心身障害者福祉センター (歯科衛生診療所)	一般社団法人 奈良県歯科医師会	5年	平成28年4月1日 ～令和3年3月31日
聴覚障害者支援センター	一般社団法人 奈良県聴覚障害者協会	5年	平成29年4月1日 ～令和4年3月31日
奈良県コンベンションセンター	PFI奈良賑わいと交流拠点株式会社	15年	令和2年4月1日 ～令和17年3月31日
なら食と農の魅力創造国際大学 校実践オーベルジュ棟	株式会社ひらまつ	5年	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日
第二浄化センタースポーツ広場	サンアメニティ・ RealStyle共同事業体	5年	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日
大淵池公園	青垣協同組合グループ	5年	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日
まぼろば健康パーク	奈良新県営プールPFI 株式会社	17年	平成24年4月1日 ～令和11年3月31日
平城宮跡歴史公園	平城京 再生プロジェクト	5年	平成29年12月1日 ～令和5年3月31日
紀寺、六条、売間、北和、姫 寺、平城、六条山、小泉、稗 田、東高田、天理、天理南、 阿部、纏向、橿原、橿原NT、 坊城、山崎県営住宅、西小泉 (※)、秋津(※)、南和(※)、 吉野(※)県営住宅 ※駐車場管理のみ	株式会社 東急コミュニティー	5年	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日
社会教育センター研修施設 (研修棟)	アスカ美装株式会社	3年	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日
計	36施設		

3. 歳出額及び委託料の状況

(1) 歳出額及び委託料の推移

一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）の過去5年間の歳出額、委託料並びに歳出額に占める委託料の割合の推移は、【図表17】の通りである。

【図表17】歳出額、委託料、歳出額に占める委託料の割合の推移

(百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳出額 ①	695,330	699,909	803,645	820,120	924,503
委託料 ②	23,094	24,436	24,759	24,972	28,541
割合 ②/①	3.3%	3.5%	3.1%	3.0%	3.1%

出所：委託料については委託料歳出執行明細より監査人が集計した。

(2) 委託料の会計別金額

一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）の過去5年間の会計別委託料の推移は、【図表18】の通りである。

【図表18】会計別委託料の推移

(百万円)

会計名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	19,514	21,014	20,886	21,207	27,020
公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計	7	-	1	-	9
奈良県営競輪事業費特別会計	761	736	726	749	810
奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計	12	12	13	189	131
奈良県流域下水道事業費特別会計	2,668	2,562	2,617	2,352	-
奈良県中央卸売市場事業費特別会計	110	112	121	130	228
奈良県病院事業清算費特別会計	23	-	-	-	-
奈良県国民健康保険事業費特別会計	-	-	396	347	343
合計	23,094	24,436	24,759	24,972	28,541

出所：委託料歳出執行明細より監査人が集計した。

(3) 委託料の部局別金額

令和2年度における、一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）の委託料部局別金額は、【図表19】の通りである。

【図表19】委託料部局別金額（令和2年度）

部局名	金額（百万円）
総務部知事公室	763
総務部	1,376
文化・教育・くらし創造部	1,641
文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	159
福祉医療部	1,619
福祉医療部 医療・介護保険局	377
福祉医療部 医療政策局	717
水循環・森林・景観環境部	399
産業・観光・雇用振興部	1,243
産業・観光・雇用振興部 観光局	1,632
食と農の振興部	887
県土マネジメント部	13,965
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	1,815
会計局	12
議会事務局	65
教育委員会事務局	888
人事委員会事務局	1
監査委員事務局	12
警察本部	969
合計	28,541

出所：委託料歳出執行明細より監査人が集計した。

第3 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法

（1）構成

監査の結果及び意見については、総論と各論に分け、総論については監査の結果及び意見の全体像を記載するとともに、4. 総括意見において、個別の委託事務に共通に見られた事項等を取りまとめ記載している。各論については、抽出した契約の概要並びに監査の結果及び意見について、部局等ごとに分け記載している。なお、ここでは、監査の対象とした委託事務すべてではなく、指摘すべき事項があった場合にのみ記載することとした。

表で示すと【図表 20】の通りである。

【図表 20】 監査の結果及び意見の構成

第3 監査の結果及び意見（総論）
4. 総括意見 （1）契約に係る事項 （2）行財政改革に係る事項 （3）指定管理者制度に係る事項
第4 監査の結果及び意見（各論）
1～14. 各部局等 1）契約の概要 2）監査の結果及び意見

また、監査の実施にあたって用いた監査チェックリストは【図表 21】の通りである。

なお、当該チェックリストは、原則として対面による監査を行った場合を前提としており、書面監査のみとしたものについては、必要に応じ、監査要点の一部を対象としている。また、「奈良県行政経営改革推進プログラム」（平成29年度～令和元年度）において外部委託の推進対象とされた委託事務については、外部委託の効果の発現の視点での監査としている。

【図表 21】 監査チェックリスト

項目	監査要点
仕様書	業務の目的が明らかとなっているか。
	業務内容は具体的かつ定量的に記載され、成果の確認しやすいものと

項目	監査要点
	なっているか。
	履行確認方法等が取り決められているか。
	プロポーザル型契約の場合、提案内容が適切に反映されているか。
予定価格	予定価格調書を作成しているか。
	予定価格は、入札時又は見積書入手時以前に作成されているか。
	予定価格の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか。
契約方式の選択	契約方式の選択は適切か。
一般競争入札	一般競争入札について、入札期日の前日から起算して 15 日前までに公告しているか。
	入札参加者はすべて参加資格を有しているか。
	代理人による入札の場合、委任状を入手しているか。
	契約担当者は入札に参加しようとする者に対して、100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせているか。免除の場合、要件を満たしているか。
	有効な入札書を入手しているか。
	落札者の選定は適切か。落札金額は予定価格の範囲内であり、最低制限価格を設けたときはそれ以上となっているか。同額であった場合、不調であった場合の選定は適切か。
	最低制限価格を設けていない場合は、適切に調査を行っているか。
	入札保証金返還事務（または、契約保証金への充当事務）は適切に行われているか。
指名競争入札	入札者を指名しようとするときは、十分な期間をもって入札者に通知しているか。
	規程に定める以上の入札者を指名しているか。
	入札参加者はすべて参加資格を有しているか。
	代理人による入札の場合、委任状を入手しているか。
	契約担当者は入札に参加しようとする者に対して所定の入札保証金を納めさせているか。免除の場合、要件を満たしているか。
	有効な入札書を入手しているか。
	落札者の選定は適切か。落札金額は予定価格の範囲内であり、最低制限価格を設けたときはそれ以上となっているか。同額であった場合、不調であった場合の選定は適切か。
	最低制限価格を設けていない場合は、適切に調査を行っているか。
	入札保証金返還事務（または、契約保証金への充当事務）は適切に行

項目	監査要点
	われているか。
随意契約	<p>少額随意契約でない場合、随意契約を行うことが適切であると判断できるものであるか。</p> <p>少額随意契約の場合、意図的な分割が行われていないか。</p> <p>随意契約理由は適切か。</p> <p>プロポーザル、見積もり合わせ等適切な方法が選択されているか。</p> <p>一者見積の場合、契約金額の合理性をどのように確かめているか。</p> <p>委託先が長期に固定していないか。</p>
総合評価方式、随意契約（プロポーザル）	<p>現実的な日程により、募集がされているか。</p> <p>複数者が応募しているか。仕様や募集方法等により、参加が制限されていないか。</p> <p>参加者は適切か。ふさわしい参加者が参加していることをどのように確認しているか。</p> <p>客観的な審査基準を設け選定されているか。</p>
随意契約（その他）	<p>2人以上から見積書を徴していない場合、理由が合理的に示されているか。</p> <p>見積合せ（2人以上）が行われているか。</p>
特定随意契約	<p>規程に従い、タイムリーに公表されているか。</p> <p>公表内容は適切か。</p>
支出負担行為	<p>契約決裁は「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」に基づき適切に行われているか。</p> <p>遅延がなく手続が行われているか。</p>
契約	<p>契約書は省略要件を満たす場合を除き、作成されているか。</p> <p>契約書には、以下の事項が記載されているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 契約の目的 二 契約金額 三 履行の期限 四 履行の場所 五 契約保証金に関する事項 六 監督及び検査に関する事項 七 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 八 債務不履行の場合の損害金に関する事項 九 危険負担に関する事項 十 目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項 十一 契約の解除に関する事項

項目	監査要点
	<p>十二 その他必要な事項</p> <p>暴力団排除に係る契約解除規定</p> <p>契約書（県が保存するもの）には、適切な金額の印紙が貼り付けられているか。</p> <p>契約締結が遅延していないか。契約締結前に業務を開始していないか。</p> <p>契約者の区分は適切か。かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約でないか。</p>
計画書	契約や仕様書で計画書を提出させるとしているものについて、計画書をタイムリーに入手しているか。
公契約	対象となるものについて、規程に従い手続が行われているか。
特定調達契約	該当する場合、規程に従い手続が行われているか。
契約保証金	<p>契約の相手方に対して所定の契約保証金を納めさせているか。免除の場合、要件を満たしているか。</p> <p>保険会社との工事履行保証契約の締結日や金融機関との証券設定日より前に契約を締結していないか。</p>
長期継続契約	<p>規程に従った対象についてのみ、長期継続契約がなされているか。</p> <p>年数が適切か。通知で定められている契約期間の限度を超えて、変更契約により契約期間を延長していないか。</p> <p>手続が規程に従いなされているか。</p>
再委託	<p>再委託の有無、内容、金額を委託先に確認しているか。</p> <p>再委託に関する合理的な手続がなされているか。部局において再委託のルールがある場合、これに従っているか。</p> <p>再委託割合が高すぎないか。</p> <p>再委託実施後の検証を行っているか。</p>
備品等の購入	委託料により備品等を購入した場合で、県に帰属するものは手続が適正になされているか。
金額の変更	<p>金額変更の場合、規程に従い手続がなされているか。</p> <p>金額変更を行わないといけない状況で手続が失念されていないか。</p>
監督、検査	<p>監督員が必要な業務の場合、あらかじめ監督員を指定して、監督をさせているか。</p> <p>あらかじめ検査員を任命して、検査をさせているか。</p> <p>監督員と検査員は兼ねていないか。</p> <p>検査は複数の目を通してしているか。</p> <p>実質的な業務実施の確認がなされているか。またその証跡は残されているか。</p> <p>完了報告書または納品書を入手しているか。</p>

項目	監査要点
	成果物があるものについては仕様書どおりに成果物が納品されているか。
	検査の結果を検査調書として残しているか。
単価契約の精算	実績に基づき適切に精算行為が行われているか。
	消費税及び地方消費税の負担の算定は適切か。
概算金、前払金の支払い	契約書上、概算金、前払金の条項を記載しているか。
	基準を超えた支払いがなされていないか。
	支払い手続は適切に行われているか。
支出命令・支払い	支出命令の決裁区分は適切か。
	請求書等必要な資料を適時に入手しているか。
	支払い手続は遅延していないか。
	業務完了前に支払いが完了していないか。
	相手が個人である場合に、源泉徴収を行っているか。
	支出科目は委託料でよいか。
委託の効果	効果の検証はなされているか。
	委託事業が長期化することで委託による効果が薄れていないか、
	委託が長期化し、県としてのノウハウや専門性が低下していないか。

(2) 監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下の通り監査の結論として結果、意見の2区分に分けて記載している。

結果	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、規則等に違反していると認められるもの ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの ・その他法令、規則等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

2. 監査の対象とした委託料の選定方法及び対象件数

(1) 委託料の選定方法

監査の対象とした委託料は、委託料歳出執行明細データを元に所管部局へのアンケート調査（以下、一次選定）を行い、アンケート調査結果から一定の基準に従いさらに監査対象を絞りこむといった二次選定の二段階で行った。

また、県土マネジメント部が所管する建設工事等については、土木事務管理システムより入札等情報入手した関係から、土木事務管理システムデータからも一部抽出を行っている。

【図表 22】 監査対象抽出状況

		選定前	選定後	監査対象
委託料歳出執行明細からの抽出	一次選定	9,507	559	—
	二次選定	559	122	122
土木事務管理システムからの抽出		1,814	8	8
計		—	—	130

注：委託料歳出執行明細と土木事務管理システムは、契約としては重複している。

詳細は次の通りである。

【委託料歳出執行明細からの抽出】

(一次選定)

令和2年度の委託料歳出執行明細のうち、「業務名」欄が負担行為及び兼支出に係るものを対象とし、以下の観点から抽出を行った。

- ・金額が1000万円以上のもの
- ・金額が100万円未満で、事業名、目的、相手先が同じもの（少額随意契約となるように意図的に分割がされているものがないか）
- ・金額が100万円以上、1000万円未満についてはランダム関数によって選定されたもの

なお、監査の効率的実施のため、以下の委託料について原則として監査の対象から除いている。

- ・直近5年の包括外部監査で対象とした委託契約及び指定管理料
- ・相手方が行政体であるもの

さらに、部局間の偏りを調整する観点から、委託事務に同質性が認められる委託契約及び指定管理料については、アンケート調査対象から外している。

この結果、559件をアンケート調査対象として選定した。

(二次選定)

一次選定の 559 件の委託料について、以下の調査項目についてアンケートを実施した。

【調査項目】

- ①契約方法（選択式による回答）
- ②随契号数（選択式による回答）
- ③同一契約先との通算契約期間（5年を超える場合は6年以上としてください。また、資料保管期限が5年より短く年数不明の場合は、〇年以上は不明としてください）
- ④長期継続契約の有無（選択式による回答）
- ⑤指定管理者制度適用の有無（選択式による回答）
（⑥～⑩、⑫について、随意契約の場合は回答不要）
（⑥～⑫について、土木事務管理システム適用の場合は回答不要）
- ⑥入札公告日
- ⑦入札日
- ⑧不調の場合の最終入札日
- ⑨入札参加者数
- ⑩指名業者数
- ⑪予定価格
- ⑫最低制限価格
- ⑬監査希望場所（選択式による回答）
- ⑭Web 会議の可否（選択式による回答）
- ⑮監査を実施する場合避けて欲しい時期
- ⑯監査上の配慮事項
- ⑰～⑳ 窓口の部局名、所属名、ご担当者名、電話番号、メールアドレス
- ㉑ 「その他」の内容、連絡事項

アンケート調査結果より、主に以下の観点から 122 件の監査対象の抽出を行った。

- ・一者随意契約
- ・期間（6年以上等）
- ・少額随意契約
- ・金額上位
- ・入札参加者数（極端に少ない）
- ・落札率（高すぎる、低すぎる）
- ・予定価格の記載がない
- ・「奈良県行政経営改革推進プログラム」（平成 29 年度～令和元年度）の改

革項目「民間委託等の推進」に掲げた外部委託化の対象

【土木事務管理システム】からのデータ抽出

主に次の観点から8件の監査対象の抽出を行った。

- ・落札率が低い
- ・指名者数と入札参加者数の関係（差異が大きいなど）

なお、委託料歳出執行明細から抽出した委託料と重複しないようにしている。

(2) 監査対象件数

抽出後の部局別監査対象件数は【図表 23】の通りである。

【図表 23】部局別監査対象件数

部局名	監査対象数
総務部知事公室	6
総務部	13
文化・教育・くらし創造部	5
文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	8
福祉医療部	4
福祉医療部 医療政策局	3
水循環・森林・景観環境部	2
産業・観光・雇用振興部	2
産業・観光・雇用振興部 観光局	9
食と農の振興部	10
県土マネジメント部	26
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	21
教育委員会事務局	13
議会事務局	3
警察本部	5
総計	130

3. 監査の結果及び意見の総括

(1) 監査の結果及び意見の集計

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は、【図表 24】の通りである。

【図表 24】 監査の結果及び意見の件数

(単位：件)

区分	項目または対象部局	結果	意見	合計
第3 監査の結果及び意見 (総論)	(1) 契約に係る事項	—	12	12
	(2) 行政改革に係る事項	—	1	1
	(3) 指定管理者制度に係る事項	—	1	1
第4 監査の結果及び意見 (各論)	1. 総務部知事公室	2	8	10
	2. 総務部	4	4	8
	3. 文化・教育・くらし創造部	—	1	1
	4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	5	6	11
	5. 福祉医療部 医療政策局	2	—	2
	6. 水循環・森林・景観環境部	—	5	5
	7. 産業・観光・雇用振興部	4	3	7
	8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	7	3	10
	9. 食と農の振興部	—	4	4
	10. 県土マネジメント部	8	11	19
	11. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	2	4	6
	12. 議会事務局	2	2	4
	13. 教育委員会事務局	6	11	17
	14. 警察本部	10	6	16
	総計	52	82	134

(2) 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、【図表 25】の通りである。

【図表 25】 監査の結果及び意見の一覧

第 3 監査の結果及び意見（総論） 4. 総括意見

監査の結果及び意見		頁
(1) 契約に係る事項		
①随意契約の適正化に係る取組み強化（会計局）【意見 1】		45
②金額の適正化	a. 予定価格設定根拠の文書化の指導（会計局）【意見 2】	47
	b. 随意契約における予定価格の設定及び予定価格設定根拠の文書化の指導（会計局）【意見 3】	48
	c. 参考見積書による予定価格の適切な算定（会計局）【意見 4】	49
	d. 予定価格と落札価格の乖離（県土マネジメント部企画管理室、建設業・契約管理課、技術管理課【意見 5】	50
③建設工事における入札保証金免除要件の明文化（県土マネジメント部建設業・契約管理課）【意見 6】		51
④入札公告での入札保証金免除要件の確認の徹底（会計局）【意見 7】		52
⑤契約保証金免除要件の入札公告等への記載（県土マネジメント部建設業・契約管理課）【意見 8】		53
⑥公契約条例に基づく事務手続の周知徹底（会計局）【意見 9】		53
⑦県統一の契約書ひな型の必要性（会計局）【意見 10】		54
⑧再委託の統一的ルールの設定（会計局）【意見 11】		56
⑨契約書と仕様書等の一体化の徹底（会計局）【意見 12】		58
(2) 行財政改革に係る事項		
①委託化の効果検証（総務部行政・人材マネジメント課）【意見 13】		58
(3) 指定管理者制度に係る事項		
①委託契約の指定管理者制度への移行（総務部ファシリティマネジメント室）【意見 14】		66

第 4 監査の結果及び意見（各論）

監査の結果及び意見		頁
1. 総務部知事公室		
(1) 令和 2 年度「県民だより奈良」配布業務委託（広報広聴課）	①暴力団排除の条項の記載漏れ【結果 1】	67
	②再委託制限条項の明記【意見 15】	68
	③予定価格の検討と文書化【意見 16】	69

監査の結果及び意見		頁
(2) 令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね!」の制作・放送業務(広報広聴課)	①再委託制限条項の明記【意見17】	69
(3) 奈良県旅券発給業務委託(旅券事務所)	①業務量の変化に応じた契約方法の検討【意見18】	70
(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託(消防救急課)	①予定価格の積算における妥当性の検証【意見19】	74
	②仕様書における運航要員の居住に関する要件の明確化【意見20】	75
	③連絡責任者の氏名の通知の欠如【結果2】	75
	④契約書と仕様書の一体化【意見21】	76
	⑤変更契約への収入印紙の貼付漏れ【意見22】	76
2. 総務部		
(1) 令和2年度奈良県総務事務処理業務委託(総務厚生センター)	①入札公告から参加資格申請までの十分な期間の確保【結果3】	78
(2) 組織改編に伴う室名板等改修委託(管財課)	①委託料の根拠に関する承認の必要性【結果4】	80
	②委託内容を定めた仕様書別紙の整理【意見23】	81
	③請書への収入印紙の貼付漏れ【意見24】	81
(3) 年度末改修(コンセント等)(管財課)	①契約金額及び契約期間の合理性【結果5】	82
	②契約書と仕様書の一体化【意見25】	84
(4) 令和2年度部局長車両運行業務(管財課)	①仕様書に基づく提出書類の様式の整理【結果6】	85
(5) 令和2年度奈良県職員研修業務委託(自治研修所)	①委託料の根拠の明瞭化【意見26】	86
3. 文化・教育・くらし創造部		
(1) なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務(なら歴史芸術文化村整備推進室)	①契約変更時の金額誤り【意見27】	89
4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局		
(1) 奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務(奈良っ子はぐくみ課)	①契約期間の明確化【意見28】	91
	②契約保証金免除理由の明記【意見29】	92

監査の結果及び意見		頁
(2) 令和2年度女性一時保護委託事業(中央こども家庭相談センター)	① 契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項に関する規定の必要性【結果7】	93
	② 契約内容を構成する実施要綱と契約書の一体化【意見30】	95
	③ 契約一本化の検討と契約締結権限の確認【意見31】	96
	④ 予定価格の文書化と承認の必要性【結果8】	97
(3) 児童一時保護委託事業(中央こども家庭相談センター)	① 契約内容に適した契約書の名称変更【意見32】	98
	② 契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果9】	99
	③ 契約書における個別の委託方法及び実施方法等の明記【意見33】	101
	④ 契約締結権限の確認【結果10】	101
	⑤ 予定価格の文書化と承認の必要性【結果11】	101
5. 福祉医療部 医療政策局		
(1) 小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分(地域医療連携課)	① 業務実施報告における報告内容の明記【結果12】	103
	② 公募型プロポーザル方式における公募の期間の十分な確保【結果13】	104
6. 水循環・森林・景観環境部		
(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業(森と人の共生推進課)	① 建設工事等に係る入札保証金の免除要件確認の必要性【意見34】	106
	② 資格要件への三次元ビューワソフトのライセンス保有の明記【意見35】	107
	③ 航空レーザ計測業務委託における下請負承認の要否の明確化【意見36】	108
	④ 契約書と仕様書の一体化【意見37】	109
	⑤ 本事業で得られた森林情報の活用【意見38】	109

監査の結果及び意見		頁
7. 産業・観光・雇用振興部		
(1) 令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託（地域産業課）	①基本契約書における特定公契約特約条項の明記【意見39】	111
(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料（競輪場）	①契約保証金免除に係る理由書の作成漏れ【結果14】	112
	②競争入札への移行の検討【意見40】	113
	③再委託制限条項の明記【意見41】	114
	④予定価格の文書化と承認の必要性【結果15】	115
	⑤個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果16】	115
	⑥暴力団排除の条項の記載漏れ【結果17】	116
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局		
(1) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託（ならの観光力向上課）	①委託上限額の積算における妥当性の検証【意見42】	118
	②公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果18】	118
	③特定公契約に係る支払賃金等の決裁手続の未実施【結果19】	120
(2) 県内宿泊等促進キャンペーン業務委託（ならの観光力向上課）	①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見43】	121
(3) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（鉄道事業者連携分）（観光プロモーション課）	①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見44】	122
	②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果20】	123
(4) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（県内シンポジウム及び歴史的・伝統的行催事等を活用した誘客プロモーション分）（観光プロモーション課）	①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果21】	124
	②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果22】	126
(5) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（奈良県文化観光発信プロジェクト事業）（観光プロモーション課）	①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果23】	127
	②再委託に関する契約書の規定の整理【結果24】	129

監査の結果及び意見		頁
9. 食と農の振興部		
(1) 食と農の振興フォーラム開催業務（豊かな食と農の振興課）	① 予定価格の検討と文書化【意見 45】	130
(2) 中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託（中央卸売市場再整備推進室）	① 予定価格の検討と文書化【意見 46】	131
(3) 県営ほ場整備事業百済川向地区従前地測量業務委託（中部農林振興事務所）	① 変更契約の収入印紙の金額誤り【意見 47】	132
(4) なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授業務委託（なら食と農の魅力創造国際大学校）	① 予定価格の文書化【意見 48】	134
10. 県土マネジメント部		
(1) 奈良県公共工事等電子入札システム業務委託（建設業・契約管理課）	① 予定価格の根拠の明確化【意見 49】	135
(2) 中和幹線包括的道路維持管理業務委託（道路保全課）	① 特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果 25】	136
(3) 大和中央道包括的道路維持管理業務委託（道路保全課）	① 特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果 26】	138
(4) 天理ダム他 水質調査業務（河川（ダム）維持補修事業）（奈良土木事務所）	① 委託業務確認書の日付誤り【結果 27】	140
	② 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 50】	140
(5) 一級河川菰川 水質調査委託（大和川水質改善事業他）（奈良土木事務所）	① 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 51】	141
(6) 地藏院川 地盤変動影響調査（事後）業務（防災・安全社会資本整備交付金事業（総合治水））（郡山土木事務所）	① 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 52】	142
(7) 大和中央道道路維持管理業務委託（郡山土木管内）（郡山土木事務所）	① 仕様書と実施設計書の不整合【結果 28】	144
	② 変更契約締結前の業務の実施【意見 53】	144

監査の結果及び意見		頁
(8) 大門ダム 水質調査業務委託(河川(ダム)維持修繕費他)(郡山土木事務所)	①入札保証金免除の妥当性【結果 29】	145
(9) 令和 2 年度道路施設環境整備業務委託(雪寒)(宇陀土木事務所)	①再委託制限条項の明記【意見 54】	146
(10) 一般国道 165 号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託(道路施設環境整備他)(宇陀土木事務所)	①実施設計書の日付誤り【結果 30】	147
	②契約保証金免除の証跡の保存【意見 55】	148
	③予定価格に対する落札価格の乖離【意見 56】	148
(11) 管内の国道・県道における雪寒業務委託(吉野土木事務所)	①再委託制限条項の明記【意見 57】	150
(12) 一般国道 169 号他 道路施設環境整備業務委託(道路施設環境整備事業)(吉野土木事務所)	①契約保証金免除の証跡の保存【意見 58】	150
	②予定価格に対する落札価格の乖離【意見 59】	151
(13) 道路管理事業(委託分)業務委託 63 委 01 トンネル警備業務一式(吉野土木事務所)	①予定価格の文書化と承認の必要性【結果 31】	152
(14) 一般国道 1688 号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託(防災・安全交付金事業(国道トンネル補修・国補正)他)(五條土木事務所)	①監督員任命伺の日付の記載漏れ【結果 32】	153
1 1. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(1) 奈良公園バスターミナル施設運営業務(奈良公園バスターミナル施設管理運営事業)(奈良公園室)	①提案内容を踏まえた仕様書の修正【結果 33】	154
	②事業者選定方法の検討経緯の文書化【意見 60】	155
(2) 奈良公園バスターミナル交通運営業務(奈良公園バスターミナル運営管理事業)(奈良公園室)	①支払方法の契約書への記載【結果 34】	156
	②契約保証金免除規定の適切な運用【意見 61】	157
(3) 馬見丘陵公園植栽管理業務委託(単独都市計画公園事業)第 461-委 9 号(中和公園事務所)	①指名競争入札による理由の文書化【意見 62】	158
(4) 令和 2 年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託(彩り植栽事業)	①契約期間や金額を考慮した支払方法の検討【意見 63】	159

監査の結果及び意見		頁
(物件費)第422-1-委1号(中和公園事務所)		
1 2. 議会事務局		
(1) 奈良県議会棟保安業務委託(総務課)	①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果35】	161
(2) 議会テレビ中継番組制作等・放送委託(政務調査課)	①予定価格の文書化【意見64】	162
(3) 奈良県議会インターネット動画配信業務委託(政務調査課)	①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果36】	163
	②予定価格の設定及び事業者の選定方法【意見65】	164
1 3. 教育委員会事務局		
(1) 県立学校ネットワークシステム強靱化運用保守業務及び機器等の賃貸借(教育政策推進課)	①保守及び賃貸借対象物件の明確化【意見66】	166
(2) 県立高等学校総合寄宿舎給食業務委託(学校支援課)	①一者入札への対応のあり方【意見67】	167
(3) 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託(教職員課)	①業務完了報告書の記載内容の仕様書への明記【意見68】	169
	②契約書における受託者の作業場への立入に係る規定の明記【意見69】	170
	③再委託の状況把握の必要性【意見70】	171
(4) 第40回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託(学校教育課)	①契約主体及び委託契約によることの適切性【意見71】	172
	②再委託のあり方及び承認の文書化【意見72】	173
	③見積内訳書の未添付【意見73】	174
	④業務完了日の明確化【意見74】	175
	⑤契約先への消費税の課税【意見75】	175
	⑥契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見76】	176
(5) スクールバス運行管理業務委託(各養護学校及び学校教育課)	①予定価格の積算における各養護学校と学校教育課の連携不足【結果37】	177
	②仕様書に基づく提出書類等の未提出【結果38】	179

監査の結果及び意見		頁
	③ 運行日誌等における報告項目の未整理【結果 39】	179
(6) 県立奈良西養護学校給食調理業務委託(保健体育課)	① 法人の名称の記入を欠く入札書の取扱い【結果 40】	181
	② 入札参加資格の確認の不徹底【結果 41】	181
	③ 特定公契約に係る支払賃金等の審査の不徹底【結果 42】	182
14. 警察本部		
(1) 道路交通情報提供業務(会計課・交通規制課)	① 契約書における引用法令の誤りと条項の適正化【結果 43】	184
(2) 交通信号機保守点検(球取替)(施設装備課・交通規制課)	① 契約書における履行場所の明記【結果 44】	185
	② 契約書と仕様書の一体化【意見 77】	186
	③ 全変更事項の変更契約書への反映【結果 45】	186
(3) 生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計(施設装備課)	① 契約書における履行場所の明記【結果 46】	187
	② 変更契約書への全変更事項の反映【結果 47】	188
(4) 一般廃棄物搬出処理業務(奈良警察署)	① 予定価格設定における実質的な参考見積書の徴取【意見 78】	189
	② 見積合わせにおける依頼業者選定基準の明確化【意見 79】	190
	③ 近隣警察署等における契約の集約【意見 80】	191
	④ 契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果 48】	191
	⑤ 再委託禁止条項の明記【意見 81】	192
	⑥ 委託業務完了報告の必要性【結果 49】	192
(5) 一般廃棄物搬出処理業務(奈良西警察署)	① 見積合わせにおける依頼業者選定の適正化【意見 82】	194
	② 契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果 50】	194
	③ 委託業務完了報告の必要性【結果 51】	195
	④ 個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果 52】	196

(3) 各所管部署の契約に係る結果及び意見の分類

「第4 監査の結果及び意見(各論)」に記載する、各所管部署の契約に係る結果及び意見を項目別に分類した一覧は、【図表26】の通りである。

【図表26】 各所管部署の契約に係る結果及び意見分類 (単位：件)

	仕様書	金額	契約方法 注2	契約書	保証金	再委託	検査確認	公契約	効果	その他 注3	計
1. 総務部知事公室	1	3	—	3	—	2	1	—	—	—	10
2. 総務部	1	3	—	2	—	—	1	—	—	1	8
3. 文化・教育・くらし創造部	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	—	2	—	8	1	—	—	—	—	—	11
5. 福祉医療部 医療政策局	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2
6. 水循環・森林・景観環境部	1	—	—	1	1	1	—	—	1	—	5
7. 産業・観光・雇用振興部	—	1	3	—	1	1	—	1	—	—	7
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	—	1	—	2	—	3	—	1	—	3	10
9. 食と農の振興部	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—	4
10. 県土マネジメント部	2	7	—	1	3	2	1	2	—	1	19
11. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	1	—	1	2	1	—	—	—	—	1	6
12. 議会事務局	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—	4
13. 教育委員会事務局	4	1	4	1	—	2	1	1	—	3	17
14. 警察本部	—	1	2	9	—	1	2	—	—	1	16
総計	10	24	10	31	7	12	7	7	1	11	120

注1：表中の数値は、各項目における結果または意見の件数を表す。

注2：競争入札や随意契約などの契約方法にかかる事項。

注3：入札公告から参加資格申請までの期間、公告における公表事項など。

4. 総括意見

(1) 契約に係る事項

① 随意契約の適正化に係る取組み強化（会計局）【意見 1】

県では、「随意契約の締結に関する取扱基準について(通知)」(平成 20 年 3 月 24 日会局総第 137 号)において、随意契約を適用するための要件及び該当事例を具体的に規定し、契約締結所属において疑義がある場合の会計局への事前相談、契約段階における妥当性のチェック等、これまでも随意契約の適正化に取り組んでいるところである。

しかし、契約に関する統計的な把握がなされていないため、県の全ての契約に占める競争入札の件数や割合、随意契約の件数や割合、随意契約の継続年数等の契約に係る状況がわからない。現在の契約方法が適切であるのか、適正化の取組みがどの程度成果を上げているのかについて、定量的に把握することができない。

今回アンケート調査の対象とした委託料 559 件(注)中、211 件が随意契約であり、そのうち 76 件がプロポーザル方式、9 件が見積合わせ、126 件が一者随意契約によるものであった。(注:支出負担行為の計上単位ごとの件数であり、必ずしも契約数とは一致していない)さらに、126 件の一者随意契約のうち 6 年以上の長期にわたり同じ相手先と契約しているものは 54 件(うち、長期継続契約によるものは 11 件)であった。抽出したアンケート対象が母集団を表しているわけではないが、一者随意契約や長期にわたり同じ相手先と契約しているものの件数が一定量あり、改善の余地のある契約があることが示唆される。

一者随意契約の問題点としては、競争性が働かないことにより金額が割高となるおそれがあること、事業者選定の公正性、公平性に疑義が生じるおそれがあること、漫然と契約を継続することにより、事業者とのなれ合いとなることが挙げられる。

【図表 27】は、2 号随意契約(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)として、長期にわたり同一相手先と毎年契約を締結しているケースである。

確かに法律上、一部の業務については当該法人としか契約を締結できない業務であるものの、それ以外の業務は他の事業者でも実施可能であり、競争入札への移行が可能であるが、他への委託の検討がなされた証跡がない。また、予定価格の文書が作成されておらず、金額の妥当性の検証がなされていない。さらには、再委託が実施されているものの、契約書上再委託制限条項を設けず、再委託の管理がなされていない。その他、契約書上、個人情報取扱特記事項、暴力団排除の条項の記載がなく、漫然と契約が繰り返されてきたことがうかがえる。

【図表 27】 随意契約の契約方法等の妥当性に関する指摘

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
7. 産業・観光・雇用振興部	(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料(競輪場)	② 競争入札への移行の検討【意見 40】	113

このほか、一者随意契約の場合に競争性が働かず、金額が高止まりしている可能性があることを示唆するケースもあった。

機械警備委託について、6号随意契約（競争入札にすることが不利と認められるとき）として、6年以上の長期にわたり契約を締結してきたが、会計局総務課長より発出された「長期継続契約における契約期間の上限を踏まえ、少なくとも5年に一度は参考見積書の取り直しが必要である」との通知に基づき、参考見積書を徴取したところ、金額が4割程度の減少となっている。（当該契約は、「第4 10. 県土マネジメント部（13）道路管理事業（委託分）業務委託 63委 01トンネル警備業務一式（吉野土木事務所）」である。当該事項は適切に処理された事例であるため、監査結果の報告対象とはしていない）

なお、金額の適正化は契約上非常に重要であるため、「②金額の適正化」において、改めて記載するものとする。

随意契約の適正化には、これまで会計局や各所管部署が実施している地道な取り組みは重要である。また、監査委員による監査でも委託契約に係る多くの指摘がなされており、先の参考見積書の再徴取は監査委員監査による指摘がきっかけであった。しかし、内部からの自浄作用だけでは限界もあり、さらに取り組みを強力に進めるためには外部からの圧力は大きな推進力となる。

これについて、透明性や公平性の確保を目的に、事後に随意契約の理由等を公表している団体もある（奈良県を除く近畿2府3県では2府2県が実施。【図表28】参照）。

【図表28】近畿における随意契約の事後公表状況

	公表対象	主な内容	根拠規則等
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料（予定価格100万円超） ・使用料及び賃借料（予定価格80万円超） ・役務費等（予定価格100万円超） ・物品購入（予定価格160万円超） 	案件の名称、契約締結日、契約期間、相手方の商号又は氏名、契約金額 随意契約の相手方を選定した理由 発注機関連絡先	大阪府財務規則第61条の3第3項 大阪府随意契約ガイドライン8
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・全契約（ただし少額随意契約、相手方が国、地方公共団体であるもの、別途公報等で公表しているもの、土地建物の取引等を除く）※ 	部署、内容、契約日 相手先名称及び住所 金額 随意契約とした理由	京都府会計規則第163条の2
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・1件500万円以上の、物品、委託および工事に関する契約 ・契約方法等集計結果（物品の集 	部署、事業名、契約内容、期間、相手方、金額、理由、根拠法令 契約方法別件数、金額	前知事の選挙公約による取り組み※

	公表対象	主な内容	根拠規則等
	計は、50万円以上を対象 委託の集計は、平成19年度から 10万円を超えるものを対象)	随意契約条項別件数、金額	
和歌 山県	物品調達、役務調達及び業務委託 に係る随意契約のうち契約書を作成したもの (ただし、他の公表制度に基づき 公表しているもの等、一定の基準 に該当するものは除く)	事業担当部署 名称、相手先、所在地 契約日、金額、理由	公共調達に 係る随意契約 情報の公表に 関する事務 処理要領※

注1：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条2項10号により公表するもの以外について記載している（ただし、上記に当該規定に基づくものも含んでいる場合がある）。

注2：原則として各団体のウェブサイトで公表されている情報より外部監査人が作成した。※についてはウェブサイトでの公表がなかったため、聞き取りによっている。

情報公開の有用性については言うまでもないが、「『奈良県の力』底上げプログラム（令和2年3月）」において、「県政の推進に当たっては、県民へのわかりやすい県政情報の発信などアカウンタビリティを果たし、県政への信頼を高めることが重要である」とされ、アカウンタビリティ重視の施策推進が標榜されている。随意契約の理由等について公表することは、契約方法の適正化のみならず、アカウンタビリティの面でも有用であろう。

ただし、契約情報の入手や公表には、一定の手間と時間を要するため、金額的重要性や、長期にわたり同じ相手先と契約しているなど質的重要性の高い契約について実施するなど、費用対効果も勘案する必要がある。

また、可能な限り競争入札や公募型プロポーザル方式など、競争性ある契約方法とすることが求められる。

随意契約によらざるを得ないものについては、公平性や公正性、経済性に配慮した随意契約がなされるよう、現在の取組みに加え、契約方法等の状況について実態を把握するとともに随意契約の状況を公表する等、契約の適正化に係る取組みをさらに推進すべきである。

②金額の適正化

a. 予定価格設定根拠の文書化の指導（会計局）【意見2】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、予定価格の検討過程や金額の積算根拠について文書化が不十分である例が見られた。（【図表29】参照）

【図表 29】 予定価格設定根拠の文書化に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
1. 総務部知事 公室	(1) 令和2年度「県民だより奈良」 配布業務委託（広報広聴課）	③ 予定価格の検討と 文書化【意見 16】	69
9. 食と農の振 興部	(2) 食と農の振興フォーラム開催業 務（豊かな食と農の振興課）	① 予定価格の検討と 文書化【意見 45】	130
9. 食と農の振 興部	(3) 中央卸売市場再整備に係る事業 者公募準備業務委託（中央卸売市場再 整備推進室）	① 予定価格の検討と 文書化【意見 46】	131
9. 食と農の振 興部	(4) なら食と農の魅力創造国際大学 校フードクリエイティブ学科調理等 教授業務委託（なら食と農の魅力創造 国際大学校）	① 予定価格の文書化 【意見 48】	134
10. 県土マネ ジメント部	(1) 奈良県公共工事等電子入札シス テム業務委託（建設業・契約管理課）	① 予定価格の根拠の 明確化【意見 49】	135
12. 議会事務 局	(2) 議会テレビ中継番組制作等・放 送委託（政務調査課）	① 予定価格の文書化 【意見 64】	162

委託契約は、物品等の契約と異なり、単価や数量がはっきり決まっているものはまれで、金額の積算が難しい場合が多い。一者随意契約の場合、競争性が働かないため、金額積算の困難さから、事業者からの言い値となることも多い。金額の適正性について十分検討したことを担保するため、予定価格の検討過程や積算根拠を文書化しておくことが必要である。

予定価格設定根拠の文書化について、十分な指導が望まれる。

b. 随意契約における予定価格の設定及び予定価格設定根拠の文書化の指導（会計局）【意見 3】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、随意契約において予定価格調書などの文書が書面で残されておらず、予定価格の承認がなされていない例が見られた。（【図表 30】参照）

【図表 30】 予定価格の文書化と承認に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
2. 総務部	(2) 組織改編に伴う室名板等 改修委託（管財課）	① 委託料の根拠に関する承 認の必要性【結果 4】	80
4. 文化・教育・ くらし創造部	(2) 令和2年度女性一時保護 委託事業（中央こども家庭相談）	④ 予定価格の文書化と承認 の必要性【結果 8】	97

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
こども・女性局	センター)		
4. 文化・教育・ くらし創造部 こども・女性局	(3) 児童一時保護委託事業 (中央こども家庭相談センター)	⑤ 予定価格の文書化と承認 の必要性【結果 11】	101
7. 産業・観光・ 雇用振興部	(2) 受託場外に係る場内整理 サービス委託料 (競輪場)	④ 予定価格の文書化と承認 の必要性【結果 15】	115
10. 県土マネ ジメント部	(13) 道路管理事業 (委託分) 業務委託 63 委 01 トンネル警 備業務一式 (吉野土木事務所)	① 予定価格の文書化と承認 の必要性【結果 31】	152

予定価格は随意契約によることが適法かを判断するために、必ず設定すべきものである（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）。決裁権限の基準を予定価格としていることから、随意契約においても予定価格の設定は必須である。また、予定価格が文書で作成されていない場合、予定価格について、部署内における承認手続が適切に行われていないおそれがある。

随意契約における予定価格の設定と、予定価格設定根拠の文書化について、十分な指導が望まれる。

c. 参考見積書による予定価格の適切な算定（会計局）【意見 4】

委託契約では予定価格の明確な積算基準がないため、事業者から参考見積書を徴取し、予定価格を算定するケースが多い。

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、少額随意契約の基準である 100 万円未満となる参考見積書 1 者を採用するなど、参考見積書徴取方法に恣意性があると疑義の生じかねない例が見られた。（【図表 31】参照）

このほか、参考見積書徴取方法に恣意性があるとは考えられないが、参考見積書を 1 者からしか徴取しておらず、情報の収集や検討が不十分であると見られる例が見られた。（【図表 32】参照）

【図表 31】 参考見積書徴取方法に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
2. 総務部	(2) 組織改編に伴う室名板 等改修委託 (管財課)	① 委託料の根拠に関する承認の 必要性【結果 4】	80
14. 警察 本部	(4) 一般廃棄物搬出処理業 務 (奈良警察署)	① 予定価格設定における実質的 な参考見積書の徴取【意見 78】	189

【図表 32】 参考見積書の十分性に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
1. 総務部知事公室	(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託(消防救急課)	① 予定価格の積算における妥当性の検証【意見 19】	74
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	(1) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託(ならの観光力向上課)	① 委託上限額の積算における妥当性の検証【意見 42】	118

参考見積書の徴取方法や、参考見積書からの予定価格の積算方法については統一的なルールがなく、各部所管部署に一任されている。しかし、上記で指摘したように、参考見積書の徴取先によって予定価格が大きく左右される可能性があり、かつ恣意性の介入の余地が大きいため、適正な予定価格が設定されるよう、複数の者から参考見積書を徴取することや、参考見積書からの予定価格を積算する際の具体的な留意事項などを示すことが望ましい。

d. 予定価格と落札価格の乖離（県土マネジメント部企画管理室、建設業・契約管理課、技術管理課）【意見 5】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、競争入札において、予定価格と落札価格に大きな乖離があり、改善の余地のある例が見られた。（【図表 33】参照）

【図表 33】 予定価格と落札価格の乖離に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
10. 県土マネジメント部	(4) 天理ダム他 水質調査業務(河川(ダム)維持補修事業)(奈良土木事務所)	② 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 50】	140
10. 県土マネジメント部	(5) 一級河川菰川 水質調査委託(大和川水質改善事業他)(奈良土木事務所)	① 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 51】	141
10. 県土マネジメント部	(6) 地蔵院川 地盤変動影響調査(事後)業務(防災・安全社会資本整備交付金事業(総合治水))(郡山土木事務所)	① 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 52】	142
10. 県土マネジメント部	(10) 一般国道 165 号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託(道路施設環境整備他)(宇陀土木事務所)	③ 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 56】	148

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
10. 県土マネジメント部	(12) 一般国道 169 号他 道路施設環境整備業務委託（道路施設環境整備事業）（吉野土木事務所）	② 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 59】	151

予定価格の設定が適正であれば、過当競争による品質の低下や、労務費等へのしわ寄せが生じている可能性がある。そうでない場合は、適正金額での契約の観点から、今後の予定価格の設定方法を見直す必要がある。予定価格と落札価格の乖離要因を把握し、先に述べたような状況が生じていないことを確認できていれば問題はないが、上記の契約について特に問題としたのは、この乖離についての原因の把握が不十分であったことである。

予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどにより、乖離原因の検証について組織的な対応が望まれる。

③ 建設工事における入札保証金免除要件の明文化（県土マネジメント部建設業・契約管理課）【意見 6】

入札保証金について、奈良県契約規則第 4 条第 2 項では、次の 2 つの要件を満たす場合に、入札保証金の免除ができるものとしている。

- ① 入札参加資格を有する者を定めた名簿に登録された者であること
- ② 過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであること

このため、建設工事を除く委託料に係る契約では、入札を行う際、入札参加資格を有する者を定めた名簿に登録された者であることと、過去の契約実績の確認を行った上で入札保証金を免除している。しかし、建設工事については、2 つ目の要件である、「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの」として例示されている「過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である」ことを個々の入札において確認をしておらず、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることをもって、入札保証金を免除している。

これは、

- ・ 建設工事では個々の入札公告において、競争入札に参加する者に必要な資格を定め、この中で、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録をしていることを求めており、この登録を受けるためには、当該部門に係る一

定の実績を有している必要があること

- ・入札ごとに必要に応じ当該入札に係る業務と同種の業務の受注実績を求めていること
- ・奈良県契約規則の運用指針を定めた奈良県契約規則の施行について（昭和 39 年 7 月管第 59 号総務部長通知）によると、「同規則第 4 条第 2 号に定められた過去の契約履行実績に係る記述は、常に、種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績を要するという趣旨ではなく、「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの」についての「例示」である」との解釈が示されていること

を根拠としている。

つまり、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていること等をもって、同号に規定する「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの」に該当するとの解釈によるものである。

しかし、奈良県契約規則第 4 条第 2 項は 2 つの要件を求めている。奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当部門の登録は 1 つ目の要件の充足であり、外形的には例示されている 2 つ目の要件を確認していないこととなる。

また、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録で求められる実績は、奈良県契約規則第 4 条第 2 項が求める国又は地方公共団体における実績に限っておらず、種類及び規模、回数も問われない。これらがすべて誠実に履行されたかどうか不明である。

さらに、入札ごとに必要に応じ当該入札に係る業務と同種の業務の受注実績を求めている点について、建設工事等に係る入札では、入札執行前に入札保証金を免除できる要件への該当性を確認しない運用となっており、結果的に、確認前に入札保証金を免除することとなっている。

ただし、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録には、一定の時間やコスト、実績が必要であり、かつ落札者が契約を締結しない場合、入札参加資格の停止といったペナルティが課されることもあり、落札者が契約を締結しないというリスクは極めて低い。落札者の契約締結の担保という入札保証金の趣旨からすると、この運用に実質的に問題があるとまでは言えないが、例示の解釈の範囲内であるとは言いがたい。

については、建設工事等の入札保証金については、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録をしていること等をもって免除されるとの解釈を示した基準を明文化することについて検討されたい。

④入札公告での入札保証金免除要件の確認の徹底（会計局）【意見 7】

建設工事を除く入札では、「③建設工事における入札保証金免除要件の明文化（県土マネジメント部建設業・契約管理課）【意見 6】」で述べた通り、入札参加

資格を有する者を定めた名簿に登録された者であることことのほか、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであることの2つの要件を満たす必要がある。

しかし、個別の契約について監査したところ、奈良県物品購入等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることのみをもって、入札保証金免除として入札公告を実施している例があった。（【図表 34】参照）

【図表 34】入札保証金免除に関する指摘

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
10. 県土マネジメント部	(8)大門ダム 水質調査業務委託 (河川 (ダム) 維持修繕費他) (郡山土木事務所)	①入札保証金免除の妥当性 【結果 29】	145

そのほか、令和4年1月25日現在で閲覧できる入札公告を閲覧したところ、14件中5件は、入札参加条件に過去の実績要件を設けないまま、入札保証金免除としていた。

入札保証金の免除要件の確認の徹底について、職員への一層の周知が望まれる。

⑤契約保証金免除要件の入札公告等への記載（県土マネジメント部建設業・契約管理課）【意見 8】

奈良県契約規則第19条では、複数の契約保証金の免除条項を設けている。入札公告のひな型では、契約保証金要とのみ記載され、入札者心得において契約保証金が必要な場合の説明はあるものの、免除される場合の要件の記載がない。

入札参加時に事業者が十分な検討ができるよう、入札公告等において契約保証金免除要件の記載を検討されたい。

⑥公契約条例に基づく事務手続の周知徹底（会計局）【意見 9】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、「特定公契約」以外の「公契約」について、入札又は募集の際の仕様書に、別紙「遵守事項」を添付していない例が見られた。（【図表 35】参照）

また特定公契約において、申請書類等を徴取しているものの、事業者の支払賃金の状況などにおいて十分な審査が行われていないと見られる例があった。（【図表 36】参照）

【図表 35】公契約の「遵守事項」の添付漏れに関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
12. 議会事務局	(1) 奈良県議会棟保安業務委託(総務課)	①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果 35】	161
12. 議会事務局	(3) 奈良県議会インターネット動画配信業務委託(政務調査課)	①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果 36】	163

【図表 36】特定公契約における審査等の十分性に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	(1) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務(ならの観光力向上課)	③特定公契約に係る支払賃金等の決裁手続の未実施【結果 19】	120
10. 県土マネジメント部	(2) 中和幹線包括的道路維持管理業務委託(道路保全課)	①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果 25】	136
10. 県土マネジメント部	(3) 大和中央道包括的道路維持管理業務委託(道路保全課)	①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果 26】	138
13. 教育委員会事務局	(6) 県立奈良西養護学校給食調理業務委託(保健体育課)	③特定公契約に係る支払賃金等の審査の不徹底【結果 42】	182

県では、一定規模以上の公契約事業の把握、手引きやチェックリストの作成等、周知に努めているものの、所管部署によっては十分理解が進んでいない場合もある。

なお、令和4年度以降、「特定公契約」以外の「公契約」のうち、これまで公契約の「遵守事項」の添付を求めていなかった随意契約についても、対象範囲を広げる予定とのことである。対象が広がることから、これまで以上に、仕様書への公契約の「遵守事項」の添付もれが生じるおそれがある。

公契約の職員への一層の周知徹底が求められる。

⑦県統一の契約書ひな型の必要性(会計局)【意見 10】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、契約書において、奈良県契約規則第17条が求める履行の場所や契約解除条項等、個人情報取扱特記事項、暴力団排除条項の記載がない例が見られた。(【図表 37】【図表 38】【図表 39】参照)

【図表 37】契約書における記載事項漏れに関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
4. 文化・教育・	(2) 令和2年度女性一時	①契約書における履行場所の明	93

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
くらし創造部 こども・女性局	保護委託事業(中央こども家庭相談センター)	記並びに解除条項及び損害賠償責任条項に関する規定の必要性【結果 7】	
4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	(3) 児童一時保護委託事業(中央こども家庭相談センター)	②契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果 9】	99
1 1. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	(2) 奈良公園バスターミナル交通運營業務(奈良公園バスターミナル運管管理事業) (奈良公園室)	①支払方法の契約書への記載【結果 34】	156

【図表 38】 契約書における個人情報取扱特記事項の記載漏れに関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
7. 産業・観光・雇用振興部	(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料(競輪場)	⑤個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果 16】	115
1 4. 警察本部	(5) 一般廃棄物搬出処理業務(奈良西警察署)	④個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果 52】	196

【図表 39】 契約書における暴力団排除の条項の記載漏れに関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
1. 総務部知事公室	(1) 令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託(広報広聴課)	①暴力団排除の条項の記載漏れ【結果 1】	67
7. 産業・観光・雇用振興部	(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料(競輪場)	⑥暴力団排除の条項の記載漏れ【結果 17】	116

建設工事においては、県土マネジメント部において工事の種類ごとに契約書のひな型が設けられているが、建設工事以外の契約については契約書の統一のひな型がない。

契約書の条項等の記載漏れが生じる理由として、各部署がそれぞれで作成した契約書の様式を利用し、法令の改正等により随時見直しがされていないこと、契約書の作成には高度な専門知識を必要とするが、そういった専門知識が不足していることが挙げられる。

各所管部署において限られた人員の中、法的要件を具備した、完全な契約書を作成することは非常に困難であると考えられる。また、契約書で記載が求められる事項は法令等の変更により随時見直す必要があり、各部署で対応するのではなく統一

的に対応することが確実であり、効率的である。また、県としての契約書の様式を統一し、入札や見積依頼の段階で契約書のひな型を提示しておくことは、事業者があらかじめ契約条件を確認するためにも必須である。さらには、契約書のひな型を作成し、業務を標準化することで、今後のIT化やDX（デジタルトランスフォーメーション）化への対応が可能となると考えられる。

建設工事以外の契約についても、共通事項については必要事項の記載漏れが生じないように、県統一の契約書のひな型を検討すべきである。なお、契約書は法的な面から十分検討しておく必要があり、法務の関与も求め、作成することが望ましい。

現在、契約書に最低限記載すべき事項を盛り込んだチェックリストを会計局で作成しているが、会計局の審査の際、添付は任意となっている。契約書のひな型が作成されるまでは、チェックリストの添付を必須とし、記載漏れが起こらないことを担保すべきである。

⑧再委託の統一的ルールの設定（会計局）【意見 11】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、契約書上再委託制限条項を設けず、再委託の管理を実施していないケースや、契約書上、条項の記載はあるものの不備がある例が見られた。（【図表 40】 【図表 41】 参照）

【図表 40】 契約書における再委託制限条項漏れに関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
1. 総務部知事公室	(1) 令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託（広報広聴課）	②再委託制限条項の明記【意見 15】	68
1. 総務部知事公室	(2) 令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね！」の制作・放送業務（広報広聴課）	①再委託制限条項の明記【意見 17】	69
7. 産業・観光・雇用振興部	(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料（競輪場）	③再委託制限条項の明記【意見 41】	114
10. 県土マネジメント部	(9) 令和2年度道路施設環境整備業務委託（雪寒）（宇陀土木事務所）	① 再委託制限条項の明記【意見 54】	146
10. 県土マネジメント部	(11) 管内の国道・県道における雪寒業務委託（吉野土木事務所）	① 再委託制限条項の明記【意見 57】	150
13. 教育委員会事務局	(3) 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託（教職員課）	③再委託の状況把握の必要性【意見 70】	171
14. 警察本部	(4) 一般廃棄物搬出処理業務（奈良警察署）	⑤再委託禁止条項の明記【意見 81】	192

【図表 41】 契約書における再委託制限条項不備に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
6. 水循環・森林・景観環境部	(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業(森と人の共生推進課)	③航空レーザ計測業務委託における下請負承認の要否の明確化【意見36】	108
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	(3) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(鉄道事業者連携分)(観光プロモーション課)	②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果20】	123
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	(4) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(県内シンポジウム及び歴史的・伝統的行催事等を活用した誘客プロモーション分)(観光プロモーション課)	②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果22】	126
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	(5) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(奈良県文化観光発信プロジェクト事業)(観光プロモーション課)	②再委託に関する契約書の規定の整理【結果24】	129
13. 教育委員会事務局	(4) 第40回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託(学校教育課)	②再委託のあり方及び承認の文書化【意見72】	173

再委託制限条項を設けていない場合、いわゆる丸投げがなされることを許し、また、再委託先において事故や不祥事が生じた場合、責任の所在が不明確となるおそれがある。

県では再委託について統一的なルールを設けていないが、一括再委託の禁止や再委託の承認手続、再委託状況の把握、報告義務等のルールを明確化するとともに、契約書上、再委託制限条項を設けることを徹底すべきである。これについて、「⑦県統一の契約書ひな型の必要性(会計局)【意見10】」で述べた通り、県統一の契約書のひな型を用いれば、再委託制限条項の記載漏れを防ぐことが可能となる。

財務省における「公共調達適正化について(平成18年8月25日)」において、再委託の適正化を図るための措置として一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体制の把握及び報告徴収が規定されており、参考にすべきと考えられる。

奈良県の指定管理者選定に適用される「指定管理者制度導入・運用の手引き」においても再委託の際のルールが明文化されており、これを参考とすることも考えられる。

なお再委託に関しては、個人情報保護条項、暴力団排除条項においても規定があるため、これとの整合性を図る必要がある。

⑨契約書と仕様書等の一体化の徹底（会計局）【意見 12】

契約書の業務内容については別途、仕様書や設計書等の資料において詳細を定めている場合が多いが、これらが契約書と別冊となっているケースが多く見られ、5件の契約について報告書で指摘している（【図表 42】参照）。この5件のほかにも、建設工事関係については編綴すべき資料が厚いことを理由に、原則として別冊となっているが、契約書中に引用している仕様書が特定できないものがあつた。契約内容が争点になった場合、仕様を含めた真の契約事項が食い違うリスクがある。

仕様書や設計書等は契約書の重要な一部であるので、一体をなしていることが客観的に立証できるよう編綴することを徹底させるべきである。

【図表 42】 契約書と仕様書等の一体化に関する指摘一覧

部局名	報告書タイトル	監査の結果及び意見	頁
1. 総務部知事公室	(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託（消防救急課）	④契約書と仕様書の一体化【意見 21】	76
2. 総務部	(3) 年度末改修（コンセント等）（管財課）	②契約書と仕様書の一体化【意見 25】	84
4. 文化・教育・暮らし創造部 子ども・女性局	(2) 令和2年度女性一時保護委託事業（中央子ども家庭相談センター）	②契約内容を構成する実施要綱と契約書の一体化【意見 30】	95
6. 水循環・森林・景観環境部	(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業（森と人の共生推進課）	④契約書と仕様書の一体化【意見 37】	109
14. 警察本部	(2) 交通信号機保守点検（球取替）（施設装備課・交通規制課）	②契約書と仕様書の一体化【意見 77】	186

（2）行財政改革に係る事項

①委託化の効果検証（総務部 行政・人材マネジメント課）【意見 13】

「奈良県行政経営改革推進プログラム」（平成29年度～令和元年度）では、民間委託等の推進を改革項目に掲げ、3年間で延べ18事業を外部委託化している。

今回の包括外部監査において、上記のうち5件が該当したため、これらの委託について、委託化の経緯、実施の効果をアンケート調査と必要に応じヒアリングすることにより確認した。確認結果は「【図表 43】」の通りである。

いずれの委託においても、当初見込んでいた効果が発現し、委託の実施に成果があつたと認められた。

着実に外部委託が実施されていることは評価できる。しかし、外部委託を実施す

ることが本来の目的ではなく、当初意図した効果が外部委託によって実現しているかが重要である。また、委託化した場合でも職員数に変わりがなければ、委託化した分だけ人件費も含めた全体のコストが増加し、行政の肥大化につながりかねない。さらには、委託化当初は効果が発現しても、長期化することにより効果が薄れてしまうこともあり得る。

行政・人材マネジメント課において、外部委託推進対象としたものについては、当初意図した効果が発現しているかの検証を実施すべきである。

【図表 43】外部委託化効果検証アンケート対象及び回答結果

委託開始年度	部局名	所属名	事業名	回答結果
平成 29 年度	医療政策部	保健予防課（現：健康推進課）	指定難病等事務補助委託	1
平成 30 年度	総務部	管財課	部局長車両運行業務委託事業	2
平成 30 年度	健康福祉部	障害福祉課	身体障害者手帳発行事務	3
平成 30 年度	こども・女性局	子育て支援（現：奈良っ子はぐくみ課）	児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務	4
平成 30 年度	教育委員会事務局	教職員課	教員採用候補者選考試験作問委託	5

【回答結果 1】指定難病等事務補助委託

担当部局名	福祉医療部医療政策局 健康推進課
委託契約名	指定難病等事務補助業務委託
委託の開始年度	2017 年度より
委託業務の内容	指定難病等の申請に係る <ul style="list-style-type: none"> ・データ入力 ・申請書類確認 ・医療機関等への問い合わせ ・印刷 ・封入封緘 ・発送作業 等
外部委託化の経緯	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行前の平成 27 年 1 月 1 日以前の既認定者への審査免除の経過措置（3 年）が平成 29 年度で終了となり審査事務作業等が著しく増大することから、一部事務を外部委託し認定業務を遅延なく効率的に

	遂行する。
当初見込んでいた委託化による効果	・現在の事務から、データ入力、印刷、発送等の単純作業を外部委託し、削減した時間を事務局審査等の増加する作業に充当し、一連の事務作業を遅延なく遂行
委託化による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正による事務量の増加に対応 ・事務の効率化による受給者証発行に要する期間の短縮 ・費用の軽減 ・職員による事務局審査精度の向上 ・繁忙期、閑散期に対応した柔軟な人員配置が可能。
今後の委託の方向性や課題	<p>【今後の方向性】 委託による効果が見込まれることから、今後も引き続き委託予定</p> <p>【課題】 次期委託契約における入札参加者が1者のみであり、仕様書の見直し等が必要</p>

【委託先、金額及び選定方法】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和元年度	令和 2 年度
委託先	(株)ソラスト(2017.6.1～2018.9.30 長期継続契約)	(株)ソラスト(～9.30) (株)ニチイ学館(2018.10.1～2021.9.30 長期継続契約)	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館
金額(税込)	15,078,960 円	11,744,190 円 (株)ソラスト) 5,162,000 円((株)ニチイ学館)	18,400,999 円	19,156,802 円	13,504,999 円
選定方法	公募型プロポーザル	一般競争入札(2018.10.1～2021.9.30)			一般競争入札

【当該事業に係る従事職員数の変化】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和元年度	令和 2 年度
職員数	7 人	4 人	5 人	3 人	3 人	3 人

【回答結果 2】部局長車両運行業務

担当部局名	総務部管財課
委託契約名	部局長車両運行業務
委託の開始年度	平成 30 年度（10 月）より
委託業務の内容	管財課保有の部局長専用車 5 台の運行業務、車両点検、整備を一括して外部委託する。
外部委託化の経緯	外部委託することにより、効率的運用及び民間サービス水準および専門的業者のノウハウの活用
当初見込んでいた委託化による効果	時間外、休日等を含む部局長車の配車ニーズに柔軟に対応し、保有する車両の効率的使用を図る。
委託化による効果	時間外や休日を含む部局長車の配車ニーズに柔軟に対応することが可能となった。 委託前は職員（運転手）3 人により対応していたが、委託後は部局長専用車 5 台の運行について、常勤 3 人と臨時 2 人の運転手で対応しており、効率的な運行管理を行うことが可能となった。委託化までは配車依頼に対応できないケースが度々あったが、委託化からは、ほぼ全ての配車依頼に対応できており、依頼元所属の負担（部局長の日程変更や所属での代替車両や運転手の手配）が軽減された。
今後の委託の方向性や課題	専門業者のノウハウの活用について、委託業務の内容に反映させていく。

【委託先、金額及び選定方法】

	平成 30 年度 10/1～	平成 31 年度	令和 2 年度
委託先	日本道路興運（株）	日本道路興運（株）	日本道路興運（株）
当初金額(税込)	11,593,152 円	20,915,280 円	22,501,600 円
実績金額(税込)	10,451,092 円	20,986,432 円	19,719,220 円
選定方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札

【当該事業に係る従事職員数の変化】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
職員数	常勤 3 人	—	—	—

【回答結果 3】身体障害者手帳交付事務処理体制強化事業

担当部局名	福祉医療部 障害福祉課
委託契約名	身体障害者手帳交付事務処理体制強化事業
委託の開始年度	令和元年度より（平成 30 年度は人材派遣）
委託業務の内容	<p>身体障害者手帳交付関係の下記の窓口申請業務、書類審査及び問い合わせ対応業務</p> <p>① 身体障害者手帳交付事務補助業務 ② 身体障害者福祉法第 15 条指定医師申請関係業務 ③ 自立支援医療指定医療機関申請関係業務</p> <p>上記項目の身体障害者手帳業務に係る受付処理、記載内容確認、手帳システム入出力作業、手帳等封入作業、問い合わせ対応等及び身体障害者福祉法第 15 条指定医師申請、自立支援医療機関申請関係業務に係る申請書類受付、確認作業、入出力作業、指定等書類送付作業等</p>
外部委託化の経緯	近年、身体障害者手帳交付者数の増により業務量が増加している中、限られた人員の中で正確かつ迅速に事務処理を行うことが極めて困難な状況となっている。
当初見込んでいた委託化による効果	<p>外部委託をすることで、事業処理の精度を維持しながら、定型業務の品質の向上が期待できる。</p> <p>また、限りある人的資源を有効に活用する観点から、職員は本来行うべき業務に、より専念して取り組むことができる。</p>
委託化による効果	<p>手帳交付等業務に関する必要人員</p> <p>正職員以外で処理可能な業務を業務委託</p> <p>業務委託 3.19 人 正職員 1.47 人 計 4.66 人</p> <p>従来、5 名の正規職員で実施していた業務を、2 名の正規職員で実施することが可能となった。</p>
今後の委託の方向性や課題	今後も引き続き申請者の増加が見込まれる中、限られた人員の中で適切かつ迅速な身体障害者手帳交付業務を行うため、外部委託の活用により、身体障害者手帳交付等の事務処理の適正化を図る。

【委託先、金額及び選定方法】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
委託先	直営	直営（派遣）	（株）パソナ	（株）パソナ
金額（税込）			16,230 千円	19,286 千円
選定方法			プロポーザル	プロポーザル

現在の委託業務は令和元年 10 月～令和 4 年 9 月までの長期継続契約

【当該事業に係る従事職員数の変化】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
職員数	5 人	5 人～2 人※	2 人	2 人

※年度途中より派遣に切り替えたことにより、年度途中で 5 名から 2 名に減少

【回答結果 4】（特別）児童扶養手当支給業務委託

担当部局名	こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課
委託契約名	（特別）児童扶養手当支給業務委託
委託の開始年度	平成 31（令和元）年度より
委託業務の内容	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の新規請求等の書類受付、審査、システムへの入力等
外部委託化の経緯	業務量の増加に伴い、業務効率化や業務の質の向上のため、民間の代替性のある業務について外部委託を検討。
当初見込んでいた委託化による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の超過勤務縮減 ・ 人事異動に影響されないことによる審査業務の安定化 ・ 繁忙期の人的対応 ・ 職員が形式審査後の書類審査に時間をかけることができるので、審査の質が向上
委託化による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の超過勤務縮減 委託前 月平均約 50 時間 委託後 月平均約 23 時間 ・ 人事異動に影響されないことによる審査業務の安定化 ・ 繁忙期の人的対応 児童扶養手当繁忙期 委託前（通常時・繁忙期） 職員 1 人 委託後（通常時） 職員 1 人、委託職員 1 人 （繁忙期） 職員 1 人、委託職員 1.5 人 特別児童扶養手当繁忙期 委託前（通常時・繁忙期） 職員 1.3 人

	<p>委託後（通常時） 職員 1 人、委託職員 1 人 （繁忙期） 職員 1 人、委託職員 1.5 人</p> <p>・職員が形式審査後の書類審査にかかる時間が減少し、政策的業務（放課後児童クラブの研修、支援員確保に向けた取組等）を強化</p> <p>R2 新規事業／要支援児童対応専門研修支援事業 3 回 放課後児童クラブ人材確保支援事業</p>
今後の委託の方向性や課題	・個別のアウトソーシングを継続

【委託先、金額及び選定方法】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託先	(株)パソナ	(株)パソナ	(株)パソナ	(株)パソナ
金額(税込)	10,582,272 円	17,406,840 円	17,330,280 円	7,273,750 円
選定方法	プロポーザル (長期契約)	(長期契約)	(長期契約)	(長期契約)

【当該事業に係る従事職員数の変化】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和元年度	令和2年度
職員数	2.3 人	2.3 人	2.3 人	2 人	2 人

【回答結果 5】奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託

担当部局名	教育委員会事務局 教職員課
委託契約名	奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託
委託の開始年度	平成30年度より
委託業務の内容	<p>【平成30年度】平成31年度教員採用試験作問委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般教養問題作成 30 問 ・教科専門問題作成 355 問 ・一般教養問題印刷 1620 部 ・一般教養採点 1420 件 <p>【平成31年度】令和2年度教員採用試験作問委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般教養問題作成 30 問 ・教科専門問題作成 491 問 ・一般教養問題印刷 1700 部 ・一般教養採点 1400 件 <p>【令和2年度】令和3年度教員採用試験作問業務委託</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般教養問題作成 30 問 ・教科専門問題作成 834 問 ・一般教養問題印刷 1600 部 ・一般教養採点 1400 件
外部委託化の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い問題作成 ・ 作問業務に係る業務過多の状況改善 <p>教員採用試験の作問は、県教委事務局における各教科の専門知識が高い指導主事が行っていたが、作問する指導主事は、4～6月に教員採用試験作問、7月に教員採用試験採点、8月からは高校入試の作問、1月からは通常業務から離れて別の場所で高校入試の作問をしている。これら作問担当者は、担当する通常業務に加えて作問を行っていること、また、極秘作成のため通常業務とは別の場所で行う必要があり、業務過多が常に課題となっていた。試験問題におけるミスが発生するごとに、チェック体制を強化し、さらに業務過多の状態が続いていたため、外部委託化へ移行した。</p>
当初見込んでいた委託化による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務多忙の解消 ・ 質の高い問題作成
委託化による効果	<p>【平成 30 年度事業効果(指導主事)】 委託教科作問に要する業務人数・時間の軽減（対平成 29 年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般教養 ▲5 人 ▲160H ・ 教科専門（委託教科のみ）▲13 人 ▲2, 316H ・ リスニング ▲2 人 ▲160H <p>【平成 31 年度事業効果】 委託教科作問に要する業務人数・時間の軽減（対平成 30 年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科専門（新規委託のみ） ▲2 人 ▲279. 5H <p>【令和 2 年度事業効果】 委託教科作問に要する業務人数・時間の軽減（対平成 31 年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科専門（新規委託のみ） ▲1 人 ▲165H
今後の委託の方向性や課題	<p>今後も教員採用試験作問業務委託を継続していく方向ですが、継続した予算措置がないと維持できない面もあるため委</p>

	託問題数等予算に応じた内容を考慮する必要がある。また、問題内容の質の確保の面でも指導主事が独自に作成する場合と比べてどれほどの質の確保ができるのかが課題となっている。
--	---

【委託先、金額及び選定方法】

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
委託先	(株)協同出版	(株)協同出版	(株)協同出版
金額(税込)	9,396,000 円	12,760,000 円	20,227,350 円
選定方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札

【当該事業に係る従事職員数の変化】

	平成 29 年度	平成 30 年度 (委託開始)	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
職員数	77 人	66 人	63 人	64 人

(3) 指定管理者制度に係る事項

①委託契約の指定管理者制度への移行（総務部 ファシリティマネジメント室）

【意見 14】

令和 3 年 10 月 1 日現在、公の施設は 97 施設あり、そのうち指定管理者制度に移行しているのは、令和 3 年 10 月 1 日時点で 35 施設、全体の 36.1%となっている。現在、県直営の 9 施設について指定管理者制度への移行を検討中とのことであるが、すべてが移行したと仮定しても全国平均の 59.6%（平成 30 年 4 月 1 日時点）にはまだ及ばない状況である。

指定管理者制度は事業者の選定も厳格であり、その後の管理や事業者の評価等も充実しており、県民に提供するサービスの向上や管理レベルの向上が期待できる。

今後も可能な限り公の施設の指定管理者制度への移行を推進すべきである。

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 総務部知事公室

（1）令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託（広報広聴課）

1）契約の概要

担当部局・課室名	総務部 広報広聴課
委託契約名称	令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託
委託契約の概要	奈良県が発行する広報誌「県民だより奈良」の大和郡山市の各世帯への配布を行う業務
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	大和郡山市自治連合会
契約金額	（単価）1世帯当たり年間148円 （令和2年度支出額）5,088,536円

当該契約は県広報誌の配布業務を実施するものであり、自治体等経由で市町村広報誌と同時配布を行う方法が最も合理的・効果的であると考えられ、契約の相手方が自治連合会に限られるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行っている。

2）監査の結果及び意見

①暴力団排除の条項の記載漏れ【結果1】

暴力団排除の条項については必ず契約書に記載する必要がある。

令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託に係る契約書上、暴力団排除条項の記載が漏れていた。

暴力団排除の条項が記載されなかった理由としては、過去より長期に渡り契約先の変更がなく、過年度踏襲の形式で書類が作成されていたこと及び契約書のチェック機能が適切に機能していなかったことが原因である。

奈良県物品購入等暴力団排除措置要綱第4条第2項（契約からの排除）において「契約担当者は、契約の相手方が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。」と規定されており、暴力団排除条項が記載されていない場合、契約相手方が暴力団組織と関係がある等の状況であることが判明した際に、契約解除ができず契約金額を支払うことによって結果的に資金提供となるおそれや、不当要求等によって県が被害を受けるおそれがある。

今後においては、暴力団排除の条項については必ず契約書に記載するとともに、

適切な契約書が作成されていることをチェックする体制を整備する必要がある。

【参考】

奈良県物品購入等暴力団排除措置要綱 別表（措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を得る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 県発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 県発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

②再委託制限条項の明記【意見 15】

随意契約で契約締結していることから、再委託制限条項の明記が望ましい。

令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託の契約において契約書上再委託禁止条項がないため、受託者が県の許可なく受託業務の全部又は一部を他の者に再委託することが可能な状況にある。

随意契約で契約締結していることから再委託制限条項明記の必要性は高いと考えられる。再委託の取扱いを検討した上で、今後の契約書に再委託制限条項の追加の必要性について検討すべきである。

また、財務省における「公共調達適正化について（平成18年8月25日）」において再委託の適正化を図るための措置に一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体制の把握及び報告徴収が規定されており検討時の参考にすべきと考えられる。

③ 予定価格の検討と文書化【意見16】

予定価格の決定に際しては、事後的に予定価格の妥当性の検証が可能となるよう、文書化する必要がある。

令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託の契約締結に際し、相手先からの見積もりに基づき予定価格を決定しているが、予定価格決定過程に係る資料の作成がなされていないため予定価格の積算根拠や、契約単価の妥当性の検証根拠資料が保存されていない状況が確認された。また、契約書上の金額に税込、税抜の記載がないことから長期に渡り前年度踏襲で単価の決定及び契約書の作成がなされていたことが伺える。

予定価格の決定に際しては、契約先及びポスティング業者からの単価見積を比較し、価格の妥当性についての検討がなされたとのことであるが、当該検討過程は口頭でなされており文書化されずに決定されていることから、事後的に予定価格の妥当性の検証が不可能な状況となっている。予定価格の決定に際しては、事後的に予定価格の妥当性の検証が可能となるよう、文書化する必要がある。

(2) 令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね！」の制作・放送業務 (広報広聴課)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部 広報広聴課
委託契約名称	令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね！」の制作・放送業務
委託契約の概要	奈良県が発行する広報誌「県民だより奈良」テレビ版の制作・放送する業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	奈良テレビ放送株式会社
契約金額	37,620,000円

2) 監査の結果及び意見

① 再委託制限条項の明記【意見17】

現状の契約においては、再委託制限条項に県の承諾の必要性について規定されておらず、県の許可なく受託業務の一部を他の者に再委託することが可能な状況にある。契約書において、再委託制限条項に県の承諾を得る旨を追加するとともに、委託契約の相手方が一部再委託を行う場合には、その内容を報告させ、審査及び承認を行うべきである。

令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね！」の制作・放送業務の実施に

において、受託者が受託業務の一部を他の者に再委託することが可能な状況にあり、当該契約に基づく番組制作に受託事業者以外の事業者が番組制作に参加している。しかしながら、再委託制限条項に県の承諾の必要性についての規定がないことから一部業務再委託の承認手続がなされておらず、県の管轄外となっている。

契約書上再委託制限条項に県の承諾を得る旨を追加するとともに、委託業務の性質上、委託契約の相手方が再委託を行う場合は、県はその内容を報告させ、審査及び承認を行うことで適正に履行されることを確認する必要がある。

また、財務省における「公共調達適正化について（平成18年8月25日）」において再委託の適正化を図るための措置に一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体制の把握及び報告徴収が規定されており参考にするべきと考えられる。

(3) 奈良県旅券発給業務委託（旅券事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部知事公室 国際課 奈良県旅券事務所
委託契約名称	奈良県旅券発給業務委託
委託契約の概要	奈良県が行う旅券法及び関連法令規に基づく一般旅券発給に関する事務業務委託
契約形態	一般競争入札
委託先名称	株式会社日本ティキューシーセンター
契約金額	(契約総額3年分) 144,540,000円 (令和2年度支出額) 36,135,000円

当該契約は令和2年7月1日から令和5年6月30日の長期継続契約であり、業務内容は、県が実施する旅券法及び関連法令規に基づく一般旅券発給のうち申請受付業務、旅券作成業務、旅券交付業務、電話受付業務、窓口相談業務、苦情・トラブル処理業務等を実施するものである。

2) 監査の結果及び意見

①業務量の変化に応じた契約方法の検討【意見18】

当該契約は3年間の長期継続契約であり委託金額は3年間固定となるが、コロナ禍により旅券発給数が減少したこと等により、予定価格算定時の想定業務量を大きく下回った状態が続いている。今後は、入札の時点で実態に合った想定業務量を元に予定価格の再検討を行うとともに、契約期間中の業務量の変化にも柔軟に対応できる契約方法について検討されたい。

本事業では、予定価格が238,867,200円のところ、落札価格は144,540,000円と乖離が生じている。

このように差異が大きい場合、予定価格の妥当性や、過当競争による品質の低

下、労務費へのしわ寄せが懸念される。

そこで、予定価格の設定方法と、予定価格と落札価格の乖離についてヒアリングを行ったところ、以下の通りである。

予定価格の設定方法

令和元年5月に、3者に対し参考見積書の提出を依頼、回答のあった2者のうち、低い方の金額を精査した上で予算要求（決定時期は、令和元年12月）を行い、さらに入札手続を開始する令和2年3月下旬の段階で変更する必要がないと判断して議会で認められた予算額と同額を予定価格としている。なお、「会計年度任用職員」で実施した場合を想定した積算を改めて行い、参考見積書の価格の妥当性を確認している。

なお、参考見積書は、旅券発給数について、年間約50,000件で3年間推移する場合を前提としたものとなっている。

落札価格が低かった理由

入札参加資格（地域的要件）の見直しにより、入札参加者が増えて競争原理が働いたこと、コロナ禍により受託後に想定される業務量が激減し、人件費高騰等の影響が緩和されたことが複合したことによる。

【図表 44】 参考：時系列による入札とコロナ禍の関係

年月日	状況
令和2年2月25日	一部の国による日本人に対する入国制限措置等の初発出
令和2年3月31日	49カ国に対してレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）の発出
令和2年4月3日	入札の公告
令和2年4月7日	大阪府等に緊急事態宣言が発出
令和2年4月16日	奈良県含む全都道府県に緊急事態宣言発出
令和2年5月14日	奈良県含む数県の緊急事態宣言解除
令和2年5月20日	入札

【図表 45】 年度別旅券申請数推移

（単位：件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度
50,089	46,201	5,234

【図表 46】 令和元年度及び令和 2 年度月別旅券申請数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	3,696	4,329	4,610	5,461	4,528	3,438	3,407	3,330	3,814	4,761	2,858	1,969	46,201
令和2年度	490	459	599	501	526	405	418	317	324	322	395	478	5,234

注：入札公告では、令和 2 年 3 月（令和元年度 3 月）までの発給数が示された。

入札公告が行われたのは令和 2 年 4 月 3 日であり、その後、各都道府県に新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言が発出、5 月 20 日の入札日前には解除されるなど、入札はコロナ禍に大きく影響を受けた。旅券事務所による、落札価格の低下要因の説明は合理性があるものと考ええる。

では、入札手続開始時における予定価格が妥当なものであったかという点について、以下の点が問題と考える。

- ・旅券発給数について、入札公告の時点で発給数が減少傾向にあったにも関わらず、年間約 50,000 件で 3 年間推移する場合を前提とした予算額をそのまま予定価格に用いている。つまり、想定業務量がコロナ禍の影響を受けた実態に見合っておらず、予定価格が割高となっている。
- ・旅券申請数が年間 50,000 件の場合を前提とした予定価格であり、申請数が変動した場合に対応できる積算になっていない。

前者について、旅券事務所は、当時の予算要求スケジュールでは、コロナ禍の影響を考慮した予算額に見直すのはタイミング的に不可能だったとしている。予算が議会に提案された 2 月下旬には、コロナ禍による旅券発給数の減少は一時的なものと考え、長期間この状況が続くことは想定できず、また入札公告直前の 3 月下旬においても、想定業務量の減少に伴う予定価格の再検討が必要という判断に至るためにはその後のコロナ禍の動向を予測する材料が不足していたとしている。

また、後者について、参考見積書の提出依頼の際、旅券申請数について、年間約 50,000 件が 3 年間推移する場合に加え、毎年 3%ずつと 5%ずつ増加するパターンを依頼しているが、減少した場合については依頼しておらず、業務量の変動を考慮した予定価格の設定がなされていなかったため、柔軟な対応ができなかった可能性がある。

例えば、予算要求の際に、想定申請件数を変えた段階的な参考見積書を精査して、申請件数ごとの予定価格の積算を行っておくことで、入札時期に申請件数の想定を変える必要がある場合における予定価格の柔軟な再検討が可能であったと考えられる。

入札の時点で予定価格を見直すべきであったというのは、現在のように新型コ

ロナの影響が長期に及ぶことが明らかとなったから言えることであり、結果論にすぎず、今回の旅券事務所の判断を責めることはできないが、今後も同様の突発的、あるいは想定外の事態が起こった際に同じ轍を踏んでよい理由とはならない。

更なる問題点として、入札以降、さらに旅券申請数は減少し、令和2年度の旅券申請数合計は、5,234件と、想定約10分の1にまで落ち込んでいる。

当該契約は長期継続契約で3年間続くため、落札価格には入札の時点までの申請数の減少が織り込まれていたとはいえ、さらなる減少は予測困難であったと思われることから、結果的に当該契約で想定していた申請数が過大であり、契約金額が実際の業務量に比して高すぎた可能性がある。この先数年間は旅券申請数の増減が読みづらい状況が続くと思われ、さらには長期継続契約の3年間で一定である保証はない。今回のように契約期間中に業務量が大きく変化した場合において、実際の業務量に見合った委託料に見直すことが可能になるような契約方法を検討する必要があると思われる。

今後は、旅券申請数の増減傾向についても考慮した上で予算要求額の積算を行い、入札の時点で実態に合った想定業務量を元に予定価格の再検討を行うとともに、契約期間中の業務量の変化にも柔軟に対応できる契約方法について検討されたい。

(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託（消防救急課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部知事公室 消防救急課 防災航空隊
委託契約名称	奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託
委託契約の概要	奈良県が所有する消防防災用ベル412EP型ヘリコプターの運航管理業務及び耐空検査を委託するもの
契約形態	一般競争入札
委託先名称	東邦航空株式会社 八尾営業所
契約金額	(契約総額) 471,506,640円 (令和2年度支出額) 154,769,615円

本業務は、奈良県が所有する消防防災用ヘリコプターの運航管理業務及び耐空検査を委託するものである。消防防災用ヘリコプターの概要は【図表47】の通りであり、奈良市菩提山町及び矢田原町内に所在する奈良県ヘリポートに配備されている。

【図表47】消防防災用ヘリコプターの概要

型式	ベル412EP
定員	15名
最大全備重量	5,398kg

空虚重量	3,622 kg
有効搭載量	1,776 kg
航続距離	約 700 km (注)
巡航速度	約 200 km/h (注)
エンジン	双発タービンエンジン
エンジン最大出力	1,800HP (馬力)
全長	17.1m
全幅	2.8m
全高	4.6m
メインローターブレード	直径 14.0m
運航開始	平成 12 年 12 月

注：離陸重量 5,000 kg、高度 4,000ft 時

本業務の契約は、令和 2 年度から令和 4 年度までの債務負担行為によるものであり、3 年間の契約総額は 471,506,640 円である。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の積算における妥当性の検証【意見 19】

予定価格の積算において、多額を占める人件費や一般管理費について、委託事業者からの見積書だけでなく、他府県や同業他社からも情報収集するなどの方法により、妥当性を検証することを検討されたい。

本業務の契約は、令和元年度において一般競争入札を行っており、その際の予定価格の内訳は【図表 48】の通りである。

【図表 48】 予定価格の積算内訳

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費	103,842	103,842	103,842
その他経費	13,453	13,453	13,453
耐空検査 (基本整備)	6,800	12,306	6,995
一般管理費 (15%)	18,614	19,440	18,643
値引	△2,001	△2,001	△2,002
消費税	14,070	14,704	14,093
総合計	154,778	161,744	155,023
予定価格	154,774	161,737	155,016

上記のうち、人件費及び耐空検査（基本整備）は平成 29 年度から令和元年度までの委託事業者（令和 2 年度から令和 4 年度までの委託事業者と同一）から入手した参考見積をそのまま採用している。

また、その他経費は参考見積の一部の項目を除外して積算しているが、一般管理費率である 15% は参考見積と同一の率としている。

この点、他府県や同業他社からも情報収集するなどして、予定価格の大きなウェイトを占める人件費や一般管理費率（15%）の妥当性を検証することを検討されたい。

②仕様書における運航要員の居住に関する要件の明確化【意見20】

本事業の仕様書における運航要員の居住地等の要件について、実態に合わせた表現とすることが望ましい。

本業務の仕様書において、運航要員の要件について、次の通り定められている。

第 5 運航要員

1 乙は、甲がヘリコプターを第 1 の 4 の運行用途に利用するため、次に掲げる職員（以下、「運航要員」という。）を、委託業務に従事させることのできる体制を常時整えておくものとする。

なお、運航要員の居住地等については、非常災害その他の緊急運航時に対応するために必要な運航要員が 30 分以内に出勤可能となる場所に居住させるものとする。

（以下略）

上記のように、「居住させるものとする」との表現からは、一般的に、住所地について規定しているとの印象を受けるが、実際には、30 分以内に出勤可能な場所に所在するホテルに宿泊しているとのことである。

実際、30 分以内に出勤可能な場所に所在するホテルに宿泊することで差し支えないのであるから、実態に合わせて、仕様書の記載について、「滞在させるものとする」といった表現に変更することが望ましい。

③連絡責任者の氏名の通知の欠如【結果2】

仕様書において求められている連絡責任者の通知について、受託者に対して文書による通知を求める必要がある。

本業務の仕様書において、連絡責任者について、次の通り定められている。

第6 連絡責任者

1 乙は、運航要員のうち1名を連絡責任者と定め、その氏名を甲に通知しなければならない。

(以下略)

この点、受託者から連絡責任者の通知を文書により受けていない状況となっていた。仕様書に定められた通知については、受託者に対して、文書による通知を求める必要がある。

④契約書と仕様書の一体化【意見21】

契約書と仕様書が散逸しないよう、袋綴じその他の方法により、契約書と仕様書を一体化しておく必要がある。

本業務の契約書においては、委託業務の内容について、次の通り定められている。

1 委託業務の名称

(1) 名称

奈良県消防防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

このように、契約書において、委託業務の内容について、別紙仕様書を参照するものとしているが、契約書と仕様書が袋綴じされていなかった。

仕様書において委託業務の内容を定めており、仕様書は契約書の一部を構成するものであることから、袋綴じその他の方法により契約書と一体化しておく必要がある。

⑤変更契約への収入印紙の貼付漏れ【意見22】

契約金額の総額に変更がないため、収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額の支払方法又は支払期日の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、収入印紙の貼付のある契約書の入手が必要である。

令和2年9月15日に契約金額の令和3年度と令和4年度の内訳を変更する変更契約を締結している。

この点、令和3年度と令和4年度の内訳が変動するのみであり、契約金額の総額には影響がないため、収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額の支払方法又は支払期日の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事

項」の変更に当たるため、収入印紙の貼付が必要である。

よって、本来であれば、本件変更契約書については、金額の記載がないものとして、200 円の収入印紙の貼付が必要であり、委託先から収入印紙の貼付のある契約書入手すべきであった。

2. 総務部

(1) 令和2年度奈良県総務事務処理業務委託（総務厚生センター）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部 総務厚生センター
委託契約名称	奈良県総務事務処理業務委託
委託契約の概要	総務厚生センターで行う県職員の服務、職員給与、旅費等関係業務の総務事務処理、及びこれらの事務に関するコールセンターでの問合せ対応を実施する業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	(株) パソナ パソナ・奈良
契約金額	(契約総額) (変更前) 218,179,487 円 (変更後) 221,849,213 円 (令和2年度支出額) 73,783,823 円

本業務の契約は、令和元年7月から令和4年6月までの債務負担行為に基づくものであり、消費税率改定による契約変更後の3年間の契約総額は221,849,213円である。

2) 監査の結果及び意見

①入札公告から参加資格申請までの十分な期間の確保【結果3】

入札参加資格として、技術提案書やプレゼンテーションに基づく選定委員会での事前の技術評価を得ることを求めているが、公告から技術提案書提出までの期間が十分に確保されているとは言い難い状況であった。十分な期間の確保に配慮し、公告日を適切に設定すべきである。

本契約の相手方の選定は一般競争入札で行われているが、入札参加資格において、「奈良県総務事務処理業務委託事業者選定委員会において事前に定める基準以上の技術提案の評価を得た者」であることが要件とされている。入札参加希望者は参加資格申請時に技術提案書を提出し、プレゼンテーションの実施を経て、同選定委員会が評価を行い、参加資格が付与される手続となっている。つまり、総合評価落札方式や公募型プロポーザル方式ではないが、入札参加資格の審査時点において、事業者の委託業務の理解、セキュリティ対策、業務処理体制等の程度を総合的に評価する仕組みがとられている。

本業務のような参加資格審査時点での技術評価について、県での統一的な取扱いは定められていないが、公告から提案書提出期限までの期間は、より多くの事業者が参加表明できるよう、募集要項が広く周知され、事業者が業務内容を理解し良質な提案書を作成するために適切な日数を確保すべきと考える。

この点、一般競争入札の場合は、奈良県契約規則第2条及び「奈良県契約規則の

施行について」(管第 59 号、令和 2 年 4 月最終改訂)により、入札期日の前日から起算して 15 営業日前までに公告することとされている。また、公募型プロポーザル方式については、「プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について(通知)」(会局総第 82 号、平成 28 年 3 月)において「公募の期間は業務の内容に応じて十分に確保すること。原則として、提案書の提出期限の前日から起算して 15 営業日以上を確保し、公告すること」とされており、提案書提出日が入札期日に相当するとの考え方から、入札に準じた日数が示されたものと解される。

しかしながら、本業務の委託契約において、入札公告(平成 31 年 3 月 22 日)から参加申請書類の提出期限(同 4 月 4 日)の前日までの日数は、9 営業日であった。

本業務の入札では、技術提案書を含む参加申請書類の提出が参加条件であり、公告日の設定においては、公募型プロポーザル方式における取扱いと同様に、参加申請書類の提出期限を入札期日と捉え、その前日から起算して 15 営業日以上を確保が必要であったと考える。今後、同様の方式での選定を行う場合には、十分な期間の確保に配慮し、公告日を適切に設定すべきである。

(2) 組織改編に伴う室名板等改修委託(管財課)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部 管財課
委託契約名称	組織改編に伴う室名板等改修委託
委託契約の概要	新年度の組織改編に伴う庁舎の室名板等の改修
契約形態	随意契約(1号)
委託先名称	松岡特殊資材
契約金額	(令和 2 年 4 月契約分) 855,250 円、482,900 円 (令和 3 年 3 月契約分) 950,290 円

本業務は、新年度の組織改編に伴う庁舎の室名板等の改修を行うものである。3 月下旬の人事異動内示後に契約し、年度末までを履行期限としているが、必要に応じ、新年度の 4 月にも追加で実施している。

本業務の契約状況の推移は【図表 49】の通りであり、過去 3 年間は翌年度の 4 月にも改修業務が実施されている。令和 2 年度の 4 月は、4 月 1 日(履行期間 4 月 23 日まで)と 4 月 24 日(履行期間 4 月 30 日まで)に連続する 2 つの契約が締結されている。なお、令和 3 年度については、4 月の契約は行われていない。

【図表 49】組織改編に伴う室名板等改修業務の契約状況推移

(単位：円)

契約年度	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	4 月	3 月	4 月	3 月	4 月	3 月
契約金額	464,400	824,040	962,500	585,360	855,250	950,290
					482,900	

2) 監査の結果及び意見

①委託料の根拠に関する承認の必要性【結果4】

予定価格設定時の参考見積書の徴取及び見積合わせにおいて、見積依頼業者に予め示される委託料の積算根拠につき、決裁が行われていないため、承認について文書化しておくべきである。

本業務の個々の委託契約の金額は、いずれも少額随意契約の基準である 100 万円の範囲内となっているが、令和 2 年 4 月に締結された契約 2 件は期間が連続し、合計すれば 100 万円を超える状況である。

また、本業務の各委託契約の予定価格は、現受託者 1 者から参考見積書を徴し、検討の上で採用している。見積合わせは 2 者で実施しているが、【図表 50】の通り、いずれの契約においても金額に乖離が生じており、現受託者以外の見積額が 100 万円を超えるケースもある。

【図表 50】見積合わせの状況

業者	見積額		
	令和 2 年 4 月分 (4 月 1 日契約)	令和 2 年 4 月分 (4 月 24 日契約)	令和 3 年 3 月分
現受託者	855,250 円	482,900 円	950,290 円
A 社	1,365,430 円	637,560 円	1,392,490 円

これらの状況を踏まえると、業者選定方法の選択や金額の合理性に疑義が生じないよう、予定価格の設定及び見積合わせにおける委託料の積算根拠は、仕様書等で示された委託内容との関連を整理し明確化した上で決裁を行うべきと考える。

所管課では、予定価格設定時の参考見積書の徴取及び見積合わせのいずれにおいても、委託料の積算根拠として、見積依頼業者へ予め内訳明細を示し、業務内容に関連する品名・数量等を明らかにしている。しかしながら、当該内訳明細の提示にあたり、所管課での決裁は行われていなかったため、承認について文書化しておく必要がある。

②委託内容を定めた仕様書別紙の整理【意見23】

委託内容を具体的に定めた書類が仕様書の別紙として併せて保存されていなかったため、適切に整理保存されたい。

本業務の令和2年4月24日の委託契約は、契約規則第18条により、契約書及び請書の作成を省略しているが、仕様書を作成しており、委託内容を示す「2. 室名板の作成及び改修箇所」は「別紙のとおり」と記載されている。しかし、委託内容を示した資料が仕様書の別添として併せて保存されていなかった。

仕様書の別紙は、本契約の業務内容を具体的に示し、予定価格の算定及び履行確認の基礎となるものであり、適切に整理保存されたい。

③請書への収入印紙の貼付漏れ【意見24】

請書に収入印紙の貼付が行われていなかったため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。

本業務の令和3年3月の委託契約について、請書に収入印紙が貼付されていなかった。

請書についても、課税文書に該当する場合には収入印紙の貼付が必要であるため、本来200円の収入印紙が貼付される必要があり、委託先へ貼付を促すことが望ましい。

(3) 年度末改修（コンセント等）（管財課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部 管財課
委託契約名称	年度末改修（コンセント等）
委託契約の概要	新年度の組織改編に伴う庁舎内のコンセント等の改修
契約形態	随意契約（1号）
委託先名称	株式会社きんでん奈良支店
契約金額	（令和2年4月契約分）（変更前）990,000円 （変更後）517,000円 （令和3年3月契約分）704,000円

本業務は、新年度の組織改編に伴う庁舎内の間仕切り変更等によるコンセントの移設、撤去等を行うものである。3月下旬に契約し、年度末までを履行期限として実施するが、新年度以降に判明する追加や変更があれば、4月にも業務を発注している。

本業務の3月の委託契約については、間仕切り変更の決定から施工完了までの期

間が短く事前準備も困難であることから、県庁建物内部の電気回路を熟知し適切に対応できる唯一の業者である現受託者へ見積依頼を行っており、随意契約の根拠としては第1号（少額随意契約）の適用を優先し同社と契約している。

本業務の契約状況の推移は【図表 51】の通りであり、過去3年間及び令和3年度は4月にも改修業務が行われている。なお、平成30年度の3月は委託契約がなく、所管課によれば、業務量が少なく職員で作業を実施したとのことであった。

【図表 51】年度末改修（コンセント等）の契約状況推移

（単位：円）

契約年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度
	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月
契約金額	464,400	—	669,600	825,000	517,000 (990,000)	704,000	495,000 (990,000)

注1：（ ）は変更契約前の金額

2) 監査の結果及び意見

①契約金額及び契約期間の合理性【結果5】

契約時の委託料について、履行実績による精算を前提に算出されているため、見積金額の合理性について根拠をより明確にする必要がある。

また、業務の実施が4月である一方、契約書の履行期限は7月末であり、結果的に支払までの期間が長期となっている状況は望ましくなく、見直しについて検討すべきである。

本業務の令和2年4月の委託契約について、予定価格は、現受託者1者から参考見積書を徴し、検討の上で採用している。見積合わせは3者で実施しているが、【図表 52】の通り、現受託者以外の見積額は少額随意契約の基準である100万円を超えている。

【図表 52】見積合わせの状況

業者	見積額
	令和2年4月分
現受託者	990,000円
A社	1,078,000円
B社	1,166,000円

この状況を踏まえると、業者選定方法の選択や金額の合理性に疑義が生じないよう、予定価格の設定及び見積合わせにおける委託料の積算根拠は、仕様書等で示さ

れた委託内容との関連を整理し明確化した上で決裁を行うべきと考える。

所管課では、予定価格設定時の参考見積書の徴取及び見積合わせのいずれにおいても、業者への見積依頼時に「見積条件」として数量等を記載した「内訳書（案）」を示しており、見積依頼業者の選定と併せて決裁を行っている。

しかしながら、見積条件を確認したところ、契約書上の工期は「4月1日から7月31日」であるにもかかわらず、委託期間は「4月1日から4月30日」とされていた。

また、令和2年度の4月1日契約時の委託料は990,000円であるが、改修業務は4月1日から4日まで実施された後、7月1日付で517,000円への減額の変更契約が行われている。委託内容を示す「作業内容表」及び受託者から契約時に提出を受けた見積額の「明細書」の内容は、【図表53】の通りであるが、当初契約時の内訳について変更契約時と比較すると、数量の乖離が大きい項目が多く、当初契約時の見積金額は根拠に乏しいと言わざるをえない。

【図表53】委託料の内訳

(単位：円)

品名 (作業内容表の作業名)	当初契約時		変更契約時	
	数量	金額	数量	金額
A 本庁舎				
材料費				
コンセント(3MOAタップ)取付：支給	54箇所	—	8箇所	—
コンセント(3MOAタップ)撤去	99箇所	—	7箇所	—
コンセント(3MOAタップ)撤去及び取付	0箇所	—	20箇所	—
コンセント(インナー)取付：支給	9箇所	—	0箇所	—
電力ケーブル 配線	200m	46,000	0m	—
電力ケーブル 撤去	0m	—	0m	—
TVケーブル(同軸ケーブル)配線	0m	—	30m	4,260
TVケーブル(同軸ケーブル)撤去及び移設	0m	—	50m	—
TV端末処理		—	2個	306
ケーブル支持材	1式	4,000	1式	1,600
雑材料消耗品	1式	9,000	1式	2,834
電工費	1式	383,000	1式	191,000
養生清掃費その他	—	92,000	—	67,000
本庁舎 計		534,000		267,000
B 分庁舎				
材料費				
ハイテンション取付：支給	30箇所	—	2箇所	—

品名 (作業内容表の作業名)		当初契約時		変更契約時	
		数量	金額	数量	金額
	ハイテンション撤去	46箇所	—	2箇所	—
	ブランク取付：支給	2箇所	—	0箇所	—
	電線 配線	160m	—	60m	—
	電線 撤去	160m	—	45m	—
	カバープレート	2箇所	728	2箇所	728
	雑材料消耗品	1式	5,272	1式	272
	フロアダクト穴あけ	6箇所	12,000	1箇所	2,000
	電工費	1式	208,000	1式	110,000
	養生清掃費その他	—	60,000	—	47,000
	分庁舎 計		286,000		160,000
C	諸経費		80,000		43,000
	A～C 計		900,000		470,000
	消費税		90,000		47,000
	合計		990,000		517,000

出所：管財課より入手した資料を外部監査人が編集、集計

これらの点につき、所管課は、見積依頼及び当初契約時の委託料の積算は、改修業務の実績により変更契約を締結することを前提としているものであり、履行期限については、実績に基づく受託者からの請求額提示に毎年度時間がかかるため、契約期間を長く設定しているとのことである。

予定価格及び契約金額は、業者選定方法の選択及び契約締結等の事務処理手続の決定において、判断の基準となるものである。本業務の契約については、減額変更が行われており、変更後の金額を踏まえると、本業務で実施された業者選定や事務処理手続等に重要な影響はなかった。しかし、委託料は、実績に基づく精算が予定される場合でも適切に積算すべきであり、見積金額の合理性について根拠をより明確にする必要がある。なお、委託料の精算については、履行実績により金額が確定することを契約書で明記することも検討されたい。

また、履行期限についても、受託者側での委託料の金額確定に時間がかかるという事情があるものの、結果的に、業務実施日（4月1日から4日まで）から支出命令日（8月27日）までに4か月以上が経過している状況は望ましくなく、見直しについて検討すべきである。

②契約書と仕様書の一体化【意見25】

委託内容について定めた仕様書が契約書と共に綴じられていなかったため、一体化して編綴されたい。

本業務の委託契約について、契約書の各条項には委託名・履行場所・工期・受注金額のみが記載されており、具体的な業務内容は、特記仕様書と委託共通仕様書で定めている。

この点、令和3年3月の契約では、契約書・特記仕様書・委託共通仕様書を一緒に袋綴じし作成保存されていたが、令和2年4月の契約書には特記仕様書のみが綴じられており、委託共通仕様書が含まれていなかった。

本業務については仕様書にて委託内容を定めており、仕様書は契約書の一部を構成するものと考えられることから、袋綴じその他の方法により漏れなく契約書と一体化して編綴されたい。

(4) 令和2年度部局長車両運行业務（管財課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部 管財課
委託契約名称	令和2年度部局長車両運行业務
委託契約の概要	部局長級職員の公務における送迎及び関係機関等への運行に係る管理を行う業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	日本道路興運株式会社
契約金額	22,501,600円

本業務は、県が所有する車両の運行管理を委託するもので、委託料は、主として人件費等の基本管理料と車両の維持管理費で構成されている。

2) 監査の結果及び意見

①仕様書に基づく提出書類の様式の整理【結果6】

仕様書に基づく履行確認時の提出書類が指定様式と異なっていた。報告書類を仕様書の様式に変更する、仕様書を見直す等の対応が必要である。

本業務の履行確認について、仕様書では次のように定められている。

仕様書

14. 履行実績の方向及び確認等

履行実績の報告については、翌月の10日までに「車両運行状況報告書」（様式3）を作成し、発注者の確認を受けること。

この点、履行確認時に提出されている報告書類を確認したところ、仕様書とは異なる様式となっていた。

現在の報告書類において、運行日別の走行キロ、作業時間、件数、整備内容等の

仕様書が求める報告事項は網羅されているが、報告書類を仕様書の様式に変更する、仕様書の様式を見直す、あるいは条項に「発注者及び受注者の協議の上で受注者による任意の様式を認める」旨追記する等の対応が必要である。

(5) 令和2年度奈良県職員研修業務委託（自治研修所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	総務部 自治研修所
委託契約名称	令和2年度奈良県職員研修業務委託
委託契約の概要	奈良県職員を対象に行う研修の全部または一部の企画、実施、運営及び評価を実施する業務
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部
契約金額	（契約総額）（変更前）66,839,040 円 （変更後）58,610,377 円 （令和2年度支出額）（変更前）22,692,267 円 （変更後）13,891,526 円

本業務は、自治研修所が指定する奈良県職員研修体系において掲げる職位基本研修の一部の科目及び能力開発研修の全部の科目の実施を委託するものである。

本業務の契約は、平成30年度から令和2年までの債務負担行為に基づくもので、消費税率改定によるものを含め3回の変更契約が行われている。

2) 監査の結果及び意見

①委託料の根拠の明瞭化【意見26】

公募型プロポーザル方式への応募時及び契約時に提出を受けた見積額の経費内訳書について、積算の根拠が不明瞭な箇所があり、適正に表記された見積書を徴するよう改められたい。

本業務の委託料は、講師謝金やテキスト代、交通費等の「研修実施費」、企画、講師手配調整、カリキュラム作成、研修運営等に係る「運営人件費」、消耗品等の「研修運営費」、各研修の効果測定業務に係る「効果測定費」、一般管理費である「その他経費」から構成される。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の延期、中止、実施方法の変更に伴う研修計画の見直しがあり、変更契約が締結されているが、受託者から提出を受けた見積額の経費内訳書の内容は、【図表54】の通りである。

【図表 54】 委託料の内訳

(単位：円)

	当初契約時		契約変更時	
	数量	金額	数量	金額
A 研修実施費	38 研修	12,450,000	18 研修	5,937,800
B 運営人件費				
研修準備 当初計画分	1 式	2,216,134	38 研修	2,216,160
研修準備 計画変更後分	—	—	18 研修	1,049,760
研修運営 研修当日の運営	64 本	2,880,000	27 日	1,215,000
研修運営 リモート運営費	—	—	2 研修	104,940
運営交通費 (事前設営含む)	64 式	576,000	45 日	405,000
B 小計		5,672,134		4,990,860
C 研修運営費	64 日	179,200	27 日	126,000
D 効果測定費	54 式	1,404,000	25 式	650,000
E その他経費	—	924,000	—	924,000
A～E 計		20,629,334		12,628,660
消費税		2,062,933		1,262,866
合計		22,692,267		13,891,526

出所：自治研修所より入手した資料を外部監査人が一部編集

注：「数量」のうち研修実施費、研修運営費、効果測定費は外部監査人が集計

令和 2 年度の研修は 10 月以降の開催となり、研修内容や日程、回数、リモート開催への変更等が行われたため、変更契約における委託料の各内訳の額は、実施回数の減少を主因に、一部を除き減額されている。なお、「運営人件費」のうち「計画変更後分」について、変更後の 18 研修中 17 研修が当初計画分と同一名称の講義である一方で、18 研修分全てにつき当初契約時と同じ単価で積算し増額していたが、その理由は、日程変更に係る講師手配調整から研修準備をし直し、研修内容も当初計画と同一ではなく新型コロナウイルス感染症対策として学習方法を変更する等、計画を根本的に見直しているためとのことであった。

この点、契約変更後の委託料について、変更前の見積書の積算内訳との整合性を確認したところ、変更前の経費内訳書における数量が「1 式」で表記されている箇所、「日」「式」の単位の定義が曖昧である箇所が見られた。変更契約時の経費内訳書における「研修」「日」「式」の単位は、それぞれ講義数、講義実施日数、効果測定対象講義数を示しており、各数値の根拠も明確であるが、契約前の経費内訳書に記載された「64 日」「64 式」「54 式」については、数値の考え方は確認できたものの、変更後の単位とは表記が一致せず、不明瞭であったと言わざるをえない。なお、本業務の受託者は公募型プロポーザル方式にて選定されているが、当該経費

内訳書の表現は、プロポーザル実施時の提出資料の見積金額においても同様であった。

実際には、公募型プロポーザル方式において委託料の額は審査項目の1つとして総合的に評価されており、契約前には所管課と受託者とで実施方法等について協議した上で経費内訳の内容を確認しているとのことであるが、見積書の経費内訳は積算根拠を示すものであり、適切に表記された見積書を徴するよう改められたい。

3. 文化・教育・くらし創造部

(1) なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務（なら歴史芸術文化村整備推進室）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	文化・教育・くらし創造部 なら歴史芸術文化村整備推進室
委託契約名称	なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務
委託契約の概要	なら歴史芸術文化村の展示スペースにおける展示造作の製作及び設置、グラフィック（サイン等）の製作及び設置、映像情報ソフト・システムの制作及び設置、電気設備工事に関する委託業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	乃村工藝社・トータルメディア共同企業体
契約金額	(契約総額) (変更前) 330,000,000 円 (変更後) 338,779,100 円 (令和2年度支出額) 50,104,324 円

なら歴史芸術文化村は、歴史文化資源の活用及び芸術文化活動の振興により心豊かな県民生活の実現に資するとともに、観光、産業等の分野と連携した施策の実施により地域振興に寄与するため、令和4年3月の開村に向けて整備を進めている。

文化財の修復工房、展示室やアートスタジオ、イベントホール等の歴史・芸術文化施設としての機能に加えて、レストラン、ショップ、観光案内等、道の駅機能も有する複合施設である。

「奈良県文化振興大綱」（平成29年3月）において、歴史文化資源を活用した施策展開の総合拠点として、また芸術文化のふれあいの場として、文化村を整備することを位置づけるとともに、「奈良県文化振興条例」（令和3年4月）第4章（第22条）では、文化村を含め文化振興に関連する県の施設を、歴史文化資源の継承と活用や、文化活動の振興に関する基本施策の推進拠点として位置づけられている。

当該契約は債務負担行為による契約であり、建築工事における雨水排水処理の不備による工期延長等を原因として、契約期間の変更が実施されている。

2) 監査の結果及び意見

① 契約変更時の金額誤り【意見27】

委託変更契約書において支払い済みの令和元年度分の記載がないため、支払限度額の内訳の合計額と契約総額が一致していない。契約手続におけるチェック機能が十分に働く内部統制を整備する必要がある。

当該契約の工期は、当初令和元年10月15日から令和3年3月26日までの予定であったが、令和元年度分の支払いを行った後に、令和3年9月30日までに延

長している。その際に委託変更契約書を作成し、残工事分となる令和2年度及び令和3年度に係る支払限度額のみを記載したが、支払い済みの令和元年度分についての記載がなく、支払限度額の内訳の合計額が支払い済みも含めた契約総額と一致していない。当該事象発生の原因としては、所管課におけるチェック体制が十分でなかったことが主な要因と考えられる。

今後においては、チェック機能が十分に働く体制を整備する必要がある。また、奈良県内部統制実施マニュアルの内容とも整合を図ることができるよう配慮が必要である。

4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局

(1) 奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務（奈良っ子はぐくみ課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課
委託契約名称	奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務
委託契約の概要	奈良県児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する、新規認定関係、額改定関係、資格喪失関係等支給に係る業務
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社パソナ
契約金額	(契約総額) 52,593,142 円 (令和2年度支出額) 17,406,840 円

2) 監査の結果及び意見

① 契約期間の明確化【意見 28】

契約書において、「業務の履行期間」と「業務開始年月日」が併記されるも、その始期が異なり、混乱を招きかねないことから、「業務処理開始年月日」は記載しないことが望ましい。

本業務の契約書において、「業務の履行期間」が「契約締結日から令和4年8月31日まで」とされるも、「業務処理開始年月日」が「令和元年9月1日」とされている。「業務の履行期間」の「始期」と「業務処理開始年月日」とは同義と思われるが、契約締結日が令和元年8月16日であることから齟齬が生じている。

なお、御庁における支出負担行為決議書では摘要欄に「長期継続契約」として、「契約期間 令和元年8月16日～令和4年8月31日」と記載されているが、業務委託料の請求額一覧表（条項第2条3項に基づく別紙）では令和元年9月が初月となっている。

契約期間は契約に基づく責任の対象期間にも関係する契約の重要事項である。

したがって、契約期間については、疑義が生じないように、明確に定める必要があり、「業務処理開始年月日」は記載しないことが望ましい。

なお、前述の通り、業務委託料の請求額一覧表（条項第2条3項に基づく別紙）では令和元年9月が初月となっており、契約締結日（令和元年8月16日）から令和元年9月1日までの間の委託業務に関する委託料が含まれているか不明確であることから、上記別紙に、契約締結日から令和元年8月末日までの委託業務については同年9月分業務委託料に含まれる旨、明記することが望ましい。

②契約保証金免除理由の明記【意見 29】

契約書において、契約保証金が免除されているが、その理由については、免除が相当であると誰もが判断できるよう、具体的な記載が望ましい。

本契約では、奈契約保証金免除の理由について、株式会社パソナが、奈良県総務厚生センターにおいては長年、福祉医療部においても近年委託業務を問題なく遂行していることから、契約を履行しないこととなるおそれがない、としている。

しかし、決裁文書上、奈良県総務厚生センターや福祉医療部との契約期間や、委託業務内容、委託料額等が全く不明であり、契約の履行可能性が必ずしも担保されていないと言える。

公募段階において契約実績証明書の提出を求めており、契約履行可能性の確認はできる状態であるから、契約保証金免除理由について、具体的件名と内容等を記載するか、これを証する資料を添付することが望ましい。

(2) 令和2年度 女性一時保護委託事業（中央こども家庭相談センター）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	奈良県中央こども家庭相談センター
委託契約名称	令和2年度 奈良県女性一時保護委託事業
委託契約の概要	委託対象者（母子）に対する食事の提供、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための対象者の移送等、委託対象者の保護・支援
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	社会福祉法人A 同一法人が経営する県内所在施設ごとに同一内容契約書を作成
契約金額	（単価）一人あたり日額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護期間が14日以内の場合 女性 7,830円 同伴児（就学前児童） 4,690円 同伴児（就学児から18歳未満） 2,480円 同伴者 2,100円 同伴児（就学前児童）単独 7,790円 同伴児（就学児から18歳未満）単独 5,580円 同伴者単独 5,190円 ・ 保護期間が14日を超える場合 女性 7,670円 同伴児（就学前児童） 4,690円

	同伴児（就学児から 18 歳未満） 2,480 円 同伴者 1,940 円 同伴児（就学前児童）単独 7,790 円 同伴児（就学児から 18 歳未満）単独 5,580 円 同伴者単独 5,030 円 （令和 2 年度支出額） 合計 1,286,750 円 （施設 B）717,570 円 （施設 C）569,180 円
--	--

本事業は、一時保護所において女性及び同伴児の保護が困難な場合等に、一時保護所以外の施設を活用して保護を委託するための事業である。

配偶者等からの暴力（DV）等不測の事態により保護を求めるケースや、家庭関係の破綻や困窮等で生活を営むことが困難となり保護を求めるケースが増加している。この点、当該事業の委託にあたっては、平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 254 号による厚生労働大臣の定める基準を満たす施設であることが前提となる。また、緊急一時保護施設として対応可能な体制が整っていること、DV 被害者への理解があり、保護を必要とする女性や母子への迅速な対応が可能であることが求められるところ、奈良県内には、係る基準を満たす、物的・人的体制が整備された一時保護施設は少ない。

そのため、本事業に関する委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（ア）「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するもの（「随意契約の締結に関する取扱い基準」における「（ア）法令、条例、規則、告示、要綱等により履行できる者が特定される工事又は業務」）に該当）として、随意契約により締結されている。なお、委託料単価である一時保護委託の一人当たりの日額単価の基準額は、平成 15 年 1 月 29 日厚生労働省発雇児第 0129001 号厚生事務次官通知別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」に則ったものである。

2) 監査の結果及び意見

① 契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果 7】

履行場所は委託契約の内容となる重要事項であり、契約書に明記すべきである。また、契約期間中の解除条項（暴力団等排除関連以外）及び委託業務に関して発生した損害に関する賠償責任条項も、紛争予防の観点から規定すべきである。

奈良県契約規則（以下「規則」という。）では、その第 17 条第 2 項において、契約書記載事項を定めているところ、現在、受託者と締結している「令和 2 年度 奈良県女性一時保護委託事業委託契約書」では、下記【図表 55】の通り、記載してい

ない事項がある。

【図表 55】 契約書記載事項の概要

奈良県契約規則第 17 条第 2 項に定める 記載事項	契約書の記載内容
契約の目的 (1 号)	母子等の一時保護の実施
契約金額 (2 号)	一人当たり日額単価 (契約の概要参照)
履行の期限 (3 号)	契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日
履行の場所 (4 号)	記載なし
契約保証金に関する事項 (5 号)	奈良県契約規則第 19 条第 1 項 6 号の規定に基づき免除
監督及び検査に関する事項 (6 号)	記載なし
契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (7 号)	一時保護が終了したときに請求・支払
債務不履行の場合の損害金に関する事項 (8 号)	記載なし
危険負担に関する事項 (9 号)	記載なし
目的物の種類又は品質に関する担保責任 に関する事項 (10 号)	記載なし
契約の解除に関する事項 (11 号)	暴力団等排除に係る解除条項のみ
その他必要な事項 (12 号)	記載なし

規則第 17 条第 2 項 4 号では、履行場所を契約書記載事項としている。特に、本契約のように、業務の履行において移動を伴わず、特定の場所での履行が求められており、受託者が複数の施設を所有し事業を行っている場合、いずれの施設での履行を委託するのか、委託実施場所は、特に委託内容に直結する重要事項であると言えることから、契約書に明記する必要がある。

また、契約書には、規則第 17 条第 2 項に定める、監督及び検査に関する事項 (6 号)、債務不履行の場合の損害金に関する事項 (8 号)、危険負担に関する事項 (9 号)、目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項 (10 号) の記載がない。この点、本契約は、一時保護を目的とした準委任契約関係であることから、監督及び検査になじまず、また、危険負担に関する事項や目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項は当てはまらないため、これらの事項は規則第 17 条第 2 項但し書きにおける「契約の種類又は性質により必要のない事項」に該当し、定める必要はない。

しかし、債務不履行事由が発生する可能性は否めないことから、債務不履行の場合の損害金に関する事項は定める必要がある。

さらに、契約書では、契約期間の定めはあるものの、暴力団等排除に係る解除に

関する規定以外に中途解除に関する定めがない。本契約における受託者は社会福祉法人ではあるが、解散等により委託業務を遂行できなくなる事態や、信頼関係を喪失する事情が発生する場合もある。係る場合に、契約書では契約解除条項がないため、特に後者のような事情が発生した場合に、県としては他の事業者へ委託したくとも契約を解除できず、適切な保護事業を遂行できないといった事態が生じかねない。したがって、契約期間中といえども、受託者において信頼関係を喪失する事情等が発生した場合に、契約を解除することができる旨の規定を定める必要がある。

加えて、規則第 17 条第 2 項には明確には記載事項としての定めがないが、一時保護を目的とする準委任契約である本契約では、受託者側の故意・過失により保護対象者に損害が発生した場合や、委託者及び保護対象者の故意・過失により受託者に損害が発生した場合等委託事業に関して損害が発生しうることから、その場合の責任の所在に関する定めを、12 号でいう「その他必要な事項」として記載する必要がある。

すなわち、本契約の目的である一時保護事業は、単なる施設での食事や居室の提供だけでなく、ドメスティックバイオレンス等の駆け込み寺的存在となっており、生命身体の保護も目的としている。そのため、受託者の過失により、保護対象者が怪我を負った場合や、保護対象者の所在地を夫等加害者が知るに至る場合等に損害が発生する可能性は極めて高い。

したがって、係る場合に生じる損害に対する責任の所在を契約書に明記することで後の紛争の発生を未然に防止することが可能となる。指摘した事項についての条項化を検討されたい。

②契約内容を構成する実施要綱と契約書の一体化【意見 30】

契約書には、締結当時有効な「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を編綴するか、引用する「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」の作成（改訂）日を明記する必要がある。

本業務の契約書第 1 条において、委託業務内容について「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱に基づく母子等の一時保護の実施」と規定しており、「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」に規定されている委託業務の具体的な内容や経費負担等に関する事項を引用している。

委託業務の具体的な内容や経費負担等に関する事項は、契約内容に関する重要な事項であり、契約の一部を構成しており、これらの内容を規定する「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を契約において引用することは何ら問題ない。

しかし、このように契約の一部を構成する内容について「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」が引用されるのみで、契約書の条項には直接具体的に規定されていないのであれば、「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」記載内容が契約の一部を構成する。

そして、「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」には委託単価も規定されているところ、委託単価は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働省事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」に基づく。この点、同要綱における基準額は社会情勢に応じてほぼ毎年改定されていることから、「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」における委託単価も上記改定に応じて変更されていると思われるが、「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」には作成年月日の記載がない。そのため、委託単価が異なる「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」が複数存在しており、本契約は何時作成された「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を引用しているのか、特定できない。

したがって、契約書には、締結当時に有効な「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を編綴するか、「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を改訂する際には改訂日を明記し、契約書において、引用する「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」の作成（改訂）日を明記する必要がある。

③契約一本化の検討と契約締結権限の確認【意見 31】

委託業務を複数施設で実施する場合であっても、履行場所以外の契約内容が同一であれば、契約を分断する合理的理由はなく、一の契約書に履行場所として複数の施設名及び所在地を記載することで足りる。本事業の特殊性から、施設ごとに施設長と契約を締結するのであれば、施設長等契約当事者の契約締結権限の有無を確認する必要がある。

現在、社会福祉法人Aと、女性一時保護委託業務について、複数の契約を締結している。委託契約の名称及び概要、契約形態、契約期間、契約金額、契約締結日、全て一致しており、複数の契約書で相違する事項がなく、外形上、同一契約書が複数存在している。担当者に複数の契約書の相違点を確認したところ、履行場所が異なるとのことで、ただ、保護対象者の安全確保の観点から契約書に記載していないとのことであった。

履行場所は委託契約の内容にかかわる重要事項であり、契約当事者が保護対象者を保護する場所（履行場所）を契約書により確認するという点でも明記しなければならない事項である。保護対象者の安全性確保は、契約当事者以外の第三者に対する関係で必要な問題である。そして、第三者に契約書を開示する必要がある場合には、保護対象者の安全性確保は履行場所等被保護者の安全性確保の点から秘匿が必要な事項をマスキングすることで担保できる。

以上から、本業務における契約書にも履行場所を明記する必要があるが、それ以外の契約内容が同一である同一当事者間では、契約書を履行場所毎に取り交わす合理的理由がなく、契約書を一本化すべきとも言う。

しかしながら、本業務は、保護対象者の特性に応じた、内閣府ないしは厚生労働

省により認可された保護施設での履行が求められており、各保護施設との委託契約の必要性が高い。そのため、本業務に関する契約書は遅行場所ごとに作成されたともいえるが、本業務における契約書のように同一当事者間において、一の契約書に複数の履行場所を併記することで足りるにもかかわらず、あえて契約を分断していると、2号随意契約の要件である「性質又は目的が競争入札に適しないもの」の該当性が否定された場合に備えて、1号随意契約として奈良県契約規則第16条第1項6号により認められる予定価格100万円以内に収まるように作為的に分断しているのではないかとの疑義が生じうる。また、本契約は、同規則第26条1項1号に基づき奈良県中央こども家庭相談センター長決裁により締結されているが、同規則第26条1項1号に基づき同センター長（かいの長）において契約の締結に関する事務を行えるよう契約金額を100万円未満にすべく契約を分断したとの誤解を招きかねない。

本事業の特殊性に鑑み、施設ごとに各施設長と契約を取り交わすのであれば、各施設長の契約締結権限の有無を確認し、権限がない場合には法人代表者からの契約締結に係る委任状を提出させる必要がある。

④ 予定価格の文書化と承認の必要性【結果 8】

予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

本事業においては、例年、対象者数が、個別事情や社会情勢によって変動するため予測ができないとして、契約は単価のみ定める契約とし、数量により総額が異なることをもって予定価格の設定がなされていない（したがって、契約金額の定めなし）。しかし、予定価格は随意契約によることが適法かを判断するために必要な情報であり、必ず設定すべきものである（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項）。また、契約締結権者の判断基準ともなる。なお、単価による契約の場合は、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額を予定価格とすることとされている（契約規則第16条第1項）。

さらには、予定価格にはしかるべき承認手続が必要であり、予定価格が文書化されていなければ、承認を得ることもできない。

したがって、年間の予定数量を見込んだ上で予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

（3）児童一時保護委託事業（中央こども家庭相談センター）

1）契約の概要

担当部局・課室名	奈良県中央こども家庭相談センター
委託契約名称	一時保護委託単価

委託契約の概要	緊急保護等一時保護が必要な児童について児童福祉法 33 条の規定に基づく児童の一時保護
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	社会福祉法人D 施設ごと（児童養護施設と小規模住居型児童養育事業者施設）に同一内容契約書を作成
契約金額	（単価）一人当たりの日額 ・一般生活費 ①開始日から5日目まで 4,280円（乳児5,780円） ②6日目から30日目まで 1,180円（乳児1,190円） ③①及び②以外 1,690円（乳児1,950円） ・被虐待児受入加算費 850円 ・乳児等受入加算費 2,430円 （令和2年度支出額） 合計 1,405,885円 （児童養護施設）458,170円 （小規模住居型児童養育事業者施設）947,715円

本事業は、児童福祉法 33 条に基づき子どもを緊急保護等の目的で一時保護するものである。したがって、当該事業の委託にあたっては、一時保護を必要とする児童への適切な対応が何よりも重要であるとともに、昼夜、休日等に実施することもあり、迅速な緊急対応が必要となる。

そのため、本事業に関する委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、随意契約により締結されている。

なお、県内には、児童福祉法 27 条及び同法第 28 条の規定に基づく施設入所措置を含め、豊富な経験を有し、児童の処遇に関しても実績がある施設が、乳児院、児童養護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育者及び養育里親、いずれもそれぞれわずかしかない。また、一時保護委託の一人当たりの日額単価の基準額も、平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知別紙「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定められている。

2) 監査の結果及び意見

①契約内容に適した契約書の名称変更【意見 32】

契約書の名称を、「一時保護委託単価契約書」から「一時保護委託契約書」に変更するのが適切である。

現在、本業務の契約書の名称は、「一時保護委託単価契約書」とされているが、契約内容は、児童福祉法第 33 条に基づく児童の一時保護の委託であり、それに伴う一時保護委託単価及び一時保護実施報告書の提出等を定めている。

そして、一時保護委託全般に関する基本契約等が別途存在するわけではない。

したがって、契約書の名称としては、「一時保護委託契約書」とするのが適切である。

②契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果 9】

履行場所は委託契約の内容となる重要事項であり、明記すべきである。

また、契約期間中の解除条項（暴力団等排除関連以外）及び委託業務に関して発生した損害に関する賠償責任条項も、紛争予防の観点から規定すべきである。

奈良県契約規則（以下「規則」という。）では、その第 17 条第 2 項において、契約書記載事項を定めているところ、現在、受託者と締結している契約書では、【図表 56】の通り、記載していない事項がある。

【図表 56】契約書記載事項の概要

奈良県契約規則第 17 条第 2 項に定める 記載事項	契約書の記載内容
契約の目的（1号）	児童福祉法第 33 条の規定に基づく児童の一時保護
契約金額（2号）	一人当たり日額単価（契約の概要参照）
履行の期限（3号）	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
履行の場所（4号）	記載なし
契約保証金に関する事項（5号）	免除
監督及び検査に関する事項（6号）	記載なし
契約代金の支払又は受領の時期及び方法（7号）	一時保護が解除された後あるいは契約の有効期間終了後、請求・支払
債務不履行の場合の損害金に関する事項（8号）	記載なし
危険負担に関する事項（9号）	記載なし
目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項（10号）	記載なし
契約の解除に関する事項（11号）	暴力団等排除に係る解除条項のみ
その他必要な事項（12号）	記載なし

規則第 17 条第 2 項 4 号では、履行場所を契約書記載事項としている。特に、本契約のように、業務の履行において移動を伴わず、特定の場所での履行が求められており、受託者が複数の施設を所有し事業を行っている場合、いずれの施設での履行を委託するのか、委託実施場所は、特に委託内容に直結する重要事項であると言えることから、契約書に明記する必要がある。

また、契約書には、監督及び検査に関する事項（6号）、債務不履行の場合の損害金に関する事項（8号）、危険負担に関する事項（9号）、目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項（10号）の記載がない。この点、本契約は、一時保護を目的とした準委任契約関係であることから、監督及び検査になじまず、また、危険負担に関する事項や目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項は当てはまらないため、規則第 17 条第 2 項但し書きにおける「契約の種類又は性質により必要のない事項」に該当し、定める必要はない。しかし、債務不履行事由が発生する可能性は否めないことから、債務不履行の場合の損害金に関する事項は定める必要がある。

さらに、契約書では、契約期間の定めはあるものの、暴力団等排除に係る解除に関する規定以外に中途解除に関する定めがない。本契約における受託者は社会福祉法人ではあるが、解散等により委託業務を遂行できなくなる事態や、信頼関係を喪失する事情が発生する場合もある。係る場合に、契約書では契約解除条項がないため、特に後者のような事情が発生した場合に、県としては他の事業者に委託したくとも契約を解除できず、適切な保護事業を遂行できないといった事態が生じかねない。したがって、契約期間中といえども、受託者において信頼関係を喪失する事情等が発生した場合に、契約を解除することができる旨の規定を定める必要がある。

加えて、規則第 17 条第 2 項には明確には記載事項としての定めがないが、一時保護を目的とする準委任契約である本契約では、受託者側の故意・過失により保護対象者に損害が発生した場合や、委託者及び保護対象者の故意・過失により受託者に損害が発生した場合等本委託事業に関して損害が発生しうることから、その場合の責任の所在に関する定めを、12号でいう「その他必要な事項」として記載する必要がある。

すなわち、本契約の目的である一時保護事業は、保護対象者に対する単なる施設での食事や居室の提供だけでなく、親権者等による虐待等からの避難場所的存在となっており、生命身体の保護も目的としている。そのため、受託者の過失により、保護対象者が怪我を負った場合や、保護対象者の所在地を親権者等加害者が知るに至った場合等に損害が発生する可能性は極めて高い。したがって、係る場合に生じた損害に対する責任の所在を契約書に明記することで後の紛争の発生を未然に防止することが可能となる。指摘した事項についての条項化を検討されたい。

③契約書における個別の委託方法及び実施方法等の明記【意見 33】

委託（保護）対象者や委託日時等が委託毎に異なる本契約においては、個別の委託についての依頼方法等について契約書に明記したほうが、委託業務を遂行する指針ともなる。

緊急性が高い場合もあるが、児童の一時保護という業務の重大性からも、委託方法や実施方法等について、契約書に明記することが望ましい。

現在、契約書には、委託内容、委託単価、実施報告、個人情報保護、契約期間、暴力団等排除等が定められているが、個別の委託についての依頼方法等の定めが一切ない。

本業務は、委託対象者や委託日時等が委託毎に異なる。しかも、委託業務が児童の一時保護という重要なものである。

したがって、本契約においては、個別の委託についての依頼方法等について契約書に明記したほうが、適切である。

④契約締結権限の確認【結果 10】

契約の相手先が社会福祉法人の施設長となっているが、施設長の契約締結権限の有無を確認し、権限がない場合には法人代表者からの契約締結に係る委任状を提出させる必要がある。

本契約の相手先が社会福祉法人の施設長となっているが、委託料の支払先は法人であり、契約の主体は法人である。一般的に、法人の契約締結権限を有するのは法人の理事長であるため、施設長に契約締結権限があるかの確認が必要であるが、この確認がされておらず、法人代表者からの契約締結に係る委任状の提出も受けていない。

この点、契約締結権限のない者が締結した契約は原則として無効となるため、本契約についても、施設長に契約締結権限がなければ社会福祉法人から無効であるとの主張がなされかねない。

したがって、社会福祉法人と契約せず当該法人が経営する施設の長と契約を締結する際には、施設長の契約締結権限の有無を確認し、権限がない場合には法人代表者からの契約締結に係る委任状を提出させる必要がある。

⑤予定価格の文書化と承認の必要性【結果 11】

予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

本事業においては、例年、対象者数が、個別事情や社会情勢によって変動するため予測ができないとして、契約は単価のみ定める契約とし、数量により総額が異なることをもって予定価格の設定がなされていない（したがって、契約金額の定めな

し)。しかし、予定価格は随意契約によることが適法かを判断するために必要な情報であり、必ず設定すべきものである（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）。また、契約締結権者の判断基準ともなる。なお、単価による契約の場合は、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額を予定価格とすることとされている（契約規則第 16 条第 1 項）。

さらには、予定価格にはしかるべき承認手続が必要であり、予定価格が文書化されていなければ、承認を得ることもできない。

したがって、年間の予定数量を見込んだ上で予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

5. 福祉医療部 医療政策局

(1) 小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分(地域医療連携課)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課
委託契約名称	小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分
委託契約の概要	小児の急な病気やケガ等について、保護者等より電話での相談を受け付け、必要な助言を行う。
契約形態	随意契約(公募型プロポーザル方式)
委託先名称	ダイヤル・サービス株式会社
契約金額	(契約総額) 103,950,000 円 (令和2年度支出額) 34,650,000 円

本業務は、小児の急な病気やケガ等について、保護者等からの電話による相談を受け付け、適切な対処方法、医療機関受診の要否、受診可能な医療機関等について助言を行うことを委託するものである。医療機関が主に休診中である平日夜間及び土・日を運営日時とし、医師・看護師等の相談対応員を配置して実施されている。契約期間は令和2年度から令和4年度までの長期継続契約である。

本業務の性質上、価格のみならず、受託実績、事業の安定的な実施能力、医師・看護師等の人員数・相談体制、スタッフの相談能力や教育体制等についても十分検討する必要がある、競争入札には適さないと考えられることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定している。

2) 監査の結果及び意見

①業務実施報告における報告内容の明記【結果12】

毎月提出を求める業務実施報告において、仕様書で定める「応答率(入電数に対し、受電対応者が電話を取り対応した数の割合)」が報告書に記載されず、メールでの報告とされていたため、他の項目と同様に明記する必要がある。

本業務の実施状況は、契約書第6条において、「毎月の相談件数、内容、対応結果等を取りまとめ、翌月10日までに甲(奈良県)に報告する」ことが求められ、報告内容については、仕様書において、次の通り定められている。

(5) 業務実施報告について
相談件数や時間帯、相談・回答内容などについて取りまとめ、業務実施報告として奈良県に対して毎月提出すること。
(報告内容)
少なくとも下記を含むこととし、その詳細については別途協議のうえ定める。

- ①相談件数
- ②相談時間帯別件数
- ③曜日別件数
- ④通話時間帯別件数
- ⑤相談者内訳件数（続柄、性別、年齢別）
- ⑥相談対象者内訳件数（性別、年齢別）
- ⑦回答内容別件数
- ⑧相談内容件数（内容別、症状別）
- ⑨相談者地域別件数（県内市町村別）
- ⑩医師の対応件数
- ⑪回答内容のうち 119 番をすすめた件数全ての相談対象者と具体的な相談内容
- ⑫医師の対応件数全ての相談対象者と具体的な相談内容
- ⑬応答率（入電数に対し、受電対応者が電話を取り対応した数の割合）

上記の通り、報告すべき項目は具体的に指示されているが、このうち「応答率」については、メールでの報告は受けているものの、毎月の報告書への記載がなされていない状況であった。

文書での報告は、実施状況について客観的に把握し、今後の改善に活用するために重要であり、漏れなく明記すべきである。

②公募型プロポーザル方式における公募の期間の十分な確保【結果13】

公募型プロポーザル方式の公告は、原則として提案書提出期限の前日から起算して 15 営業日以上を確保すべきところ、本業務では 14 営業日となっていた。十分な日程を確保するよう、契約手続時には綿密に確認すべきである。

県では、公募型プロポーザル方式による受託者選定について、公平性、透明性を確保するため、「プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について（通知）」（会局総第 82 号、平成 28 年 3 月）において、各部局または事業ごとに定めるプロポーザル実施要領等に最低限記載すべき事項及び留意事項を定めている。この通知によると、公募の期間は「公募の期間は業務の内容に応じて十分に確保すること。原則として、提案書の提出期限の前日から起算して 15 営業日以上を確保し、公告すること」とされている。

また、福祉医療部が定める「奈良県福祉医療部公募型プロポーザル方式実施要領」において、提案書提出の期限は「公告から原則 15 営業日以上」とされている。これは、日によって期間を定めたときは期間の初日を算入しない民法第 140 条の取扱いに準じ、「公告の翌日を起算日として 15 営業日以上」を意味するものであり、会計局の通知と同義と解される。

しかしながら、所管課では当該解釈が認識されておらず、結果として、本業務に

おける公募型プロポーザルの公告日（令和 2 年 2 月 21 日）から提案書提出締切日（3 月 13 日）の前日までの期間は、14 営業日となっていた。

公募の期間は、募集内容が広く周知され、事業者が質の高い提案書を作成するために必要な期間を見込んで設定されるものであり、特段の理由がある場合を除き、原則的な取扱いを短縮すべきではない。十分な日程が確保されるよう、契約手続時には綿密に確認すべきである。

6. 水循環・森林・景観環境部

(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業（森と人の共生推進課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	水循環・森林・景観環境部 森と人の共生推進課
委託契約名称	令和2年度次世代型森林情報活用事業 航空レーザ計測業務委託 森林資源情報解析業務委託
委託契約の概要	森林環境譲与税を財源として、市町村による森林管理の意向調査支援等への高精度な情報整備に向け、航空レーザ計測により森林・地形データの収集を行う。
契約形態	一般競争入札
委託先名称	航空レーザ計測業務委託：アジア航測株式会社奈良営業所 森林資源情報解析業務委託：株式会社パスコ奈良支店
契約金額	航空レーザ計測業務委託：（変更前）98,978,000円 （変更後）103,338,400円 森林資源情報解析業務委託：12,089,000円

本事業は、森林環境譲与税を財源として、市町村による森林管理の意向調査等への高精度な情報整備に向け、令和元年度から令和11年度の期間で、航空レーザ計測により県内森林を森林・地形データの収集を行うことで、地形解析（標高や傾斜地等）及び森林資源解析（立木本数、樹種、樹高等）に用いる基礎資料を取得することを目的とするものである。

令和2年度においては、令和元年度において航空レーザ計測業務委託を行った東吉野村（125.78㎩）を対象として森林資源情報解析業務委託を行うとともに、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村及び川上村（445.63㎩）を対象とした航空レーザ計測業務委託を行っている。

2) 監査の結果及び意見

①建設工事等に係る入札保証金の免除要件確認の必要性【意見34】

建設工事等に係る入札においては、建設工事等競争入札参加資格の該当部門に登録されていることをもって入札保証金を免除しており、入札執行前に入札保証金を免除できる要件への該当性を確認しない運用となっているため、建設工事等に係る入札保証金の免除の取扱いのあり方について検討する必要がある。

本事業は、入札条件において、入札保証金は免除とされている。

一方、本事業における入札参加資格のうち、過去の業務実績に係る要件は【図表57】の通りである。

【図表 57】 令和 2 年度次世代型森林情報活用事業の入札参加資格（業務実績）

区分	入札参加資格
航空レーザ計測業務委託	平成 27 年 4 月 1 日以降、令和 2 年 3 月 31 日までに完了した、「森林資源情報の取得（計測面積 100 ㎥以上）」における航空レーザ計測業務の元請実績を有すること。（国又は地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）が発注したものに限ります。）
森林資源情報解析業務委託	平成 27 年 4 月 1 日以降、令和 2 年 3 月 31 日までに完了した、航空レーザ計測成果の解析による「森林資源情報の取得（計測面積 100 ㎥以上）」における元請実績を有すること。（国又は地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）が発注したものに限ります。）

この業務実績の要件を充足するのであれば、契約規則第 4 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、入札保証金を免除することに問題はなく、また、実際、本事業の入札に参加した事業者は業務実績の要件を充足している。

しかし、本事業のような測量業務を含む建設工事等に係る入札では、建設工事等競争入札参加資格の該当部門に登録されていることをもって入札保証金を免除しているため、結果的に、契約規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する入札保証金を免除できる要件を充足しているか否か確認することなく、入札保証金を免除していることになる。

この点、所管課においても課題として認識しているが、全庁的に検討が必要な事項であり、所管課単独では対応が難しいことから、入札・契約担当部局において共通的な対応を検討されたい（「第 3 4. 総括意見③建設工事における入札保証金免除要件の明文化（県土マネジメント部建設業・契約管理課）【意見 6】」参照）。

②資格要件への三次元ビューワソフトのライセンス保有の明記【意見 35】

本事業における委託業務を履行するためには、三次元ビューワソフトのライセンス取得が必要であることから、ライセンスの保有を仕様書における資格要件として明記しておくべきである。

本事業は、令和元年度から開始した事業であり、県内を 10 のブロックに分け、1 年目に航空レーザ計測、2 年目に森林情報解析を委託し、令和 11 年度までに森林情報の整備を行うことを目的とするものである。

そして、森林情報の閲覧に使用する三次元ビューワソフトウェアソフト上で、過年度に整備したデータと統合、更新、表示設定等を行うところまでが仕様書における業務に含まれる。

この三次元ビューワソフトウェアは令和元年度の航空レーザ計測を受託した株式

会社パスコが導入したものであり、他の事業者が使用するためには、三次元ビューワソフトウェアのライセンスを購入することが必要である。

実際、令和2年度において航空レーザ計測業務委託を受託したアジア航測株式会社は三次元ビューワソフトウェアのライセンスを保有しておらず、三次元ビューワソフトウェアを使用することができなかつたため、セットアップ用のデータ作成までをアジア航測株式会社が行い、ソフトウェアへのセットアップは所管課において実施したとのことであった。

このように、仕様書における業務を履行するためには、三次元ビューワソフトウェアのライセンスが必須であり、仕様書において、ライセンスの保有を資格要件として明記しておくべきである。

なお、ライセンス代は10万円から15万円とのことで、参入の障害になるものではない。

③航空レーザ計測業務委託における下請負承認の要否の明確化【意見36】

航空レーザ計測業務における下請負承認の要否に係る契約条項を明確化し、仕様書等において、下請負の禁止の対象となる業務や下請負の承認を要しない業務を明確化しておく必要がある。

航空レーザ計測業務委託業務に係る「測量・調査等請負契約書」第6条に定められた「下請負の禁止」の内容は次の通りである。

(下請負の禁止)

第6条 受注者は、作業の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、書面による発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一方、航空レーザ計測委託業務における業務の従事状況について、所管課を通じて委託事業者を確認したところ、基本的には自社の航空機を用い、操縦士、整備士及び撮影士は自社社員で実施したとのことであった。

ただし、一部飛行についてはチャーター契約している航空会社に航空機と操縦士を手配（撮影士は自社の社員が搭乗）して実施したとのことであり、契約上の下請負の禁止との関係を整理する必要がある。

所管課によると、測量業務において下請負が禁止される主たる部分は、「測量作業における総合的企画、作業遂行管理、手法の決定及び技術的判断等」であり、航空機のチャーターはこれに該当せず、「書面による発注者の承認」についても、軽微な部分であり必要ないと認識しているとのことであった。

しかし、現状の契約条項では、軽微なものであれば、発注者の承認が不要という明文の規定は設けられていない。

この点、県土マネジメント部で定められている測量業務の契約書においては、下

記のように、下請負（再委託）承認の要否を明確に規定する条項が設けられているため、航空レーザ計測委託業務においても、これを参考に契約条項を見直す必要がある。

（一括再委託の禁止）

第 7 条 受注者は、業務等の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務等の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

その上で、仕様書等において、下請負の禁止の対象となる業務や下請負の承認を要しない業務を明確化しておく必要がある。

④契約書と仕様書の一体化【意見37】

契約書と仕様書は別冊として作成されているが、最終の契約書と仕様書が散逸しないよう、保管方法を工夫することが望ましい。

航空レーザ計測業務委託業務及び森林資源情報解析業務委託に係る「測量・調査等請負契約書」契約書第 1 条第 1 項には、「別冊の仕様書（金額記載しない設計書、図面及び現場説明書を含む。）」と明記されており、契約書と仕様書、設計書は別冊として作成されることが前提とされている。

そして、仕様書、設計書は契約決議における契約書（案）とあわせて簿冊に保管されているが、契約書（正）（県保管分）は単体で保管されている。

受託者と交わした仕様書、設計書を特定するために、契約書と袋綴じすることが考えられるが、袋綴じしないとしても、契約書（正）（県保管分）とあわせて保管するなど、散逸しないような工夫をすることが望ましい。

⑤本事業で得られた森林情報の活用【意見38】

新たな森林環境管理制度への取組に本事業で得られた森林情報の活用を開始したところであるが、今後の技術発展の状況を注視しつつ、データの有効活用やデータ利用者の負担軽減に留意されたい。

本事業は、令和元年度にスタートしたばかりの事業で、他府県での取組みも始まったばかりであるが、今後、約10年間、本事業を継続していく間に測定・データ利用の分野でも技術発展が見込まれる。本事業は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用として、森林環境譲与税を財源とするものであることから、令和3年度から取り組まれている新たな森林環境管理制度における市町村支援の一環として、森林情報データを有効活用するとともに、市町村職員及び奈良県フォレスター（市町村において、森林管理に関する行政事務を担う県職員）によるデータ利用時の負担軽減に取り組まれない。

7. 産業・観光・雇用振興部

(1) 令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託（地域産業課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	産業・観光・雇用振興部 地域産業課
委託契約名称	令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託
委託契約の概要	競輪場における車券の発売又は払戻金若しくは返還金の交付に関する事務、総務・財務に関する業務、宣伝サービスに関する業務、施設管理に関する業務及び警備・清掃・その他に関する業務の委託契約
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	日本トーター株式会社
契約金額	701,752,399円

当該契約は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの債務負担行為による5年の契約であるが5年間の一括契約ではなく、奈良県営競輪場開催業務等包括委託基本契約を締結するとともに、毎年年度契約書を締結することで業務仕様、委託料の額、場外委託料の額等を定めている。

当該契約に係る委託料については奈良県営競輪場において開催する自転車競技（以下「競輪」という。）に関する開催業務委託料と奈良県以外の競輪施行者が奈良県営競輪場以外の競輪場において開催する競輪に関して、奈良県営競輪場において車券の臨時場外発売等を行う業務に係る場外委託料から構成されている。

令和2年度の開催業務委託料は454,748,540円、場外委託料は247,003,859円となっている。

2) 監査の結果及び意見

①基本契約書における特定公契約特約条項の明記【意見39】

特定公契約特約条項を基本契約書において明記すべきである。

令和2年度の本業務の契約は、平成29年度に締結された奈良県営競輪場開催業務等包括委託基本契約書に基づき締結されている。当該委託業務は特定公契約に該当するが、基本契約書において特定公契約特約条項が明記されておらず、年度契約書上に当該条項が記載されている。

基本契約は特定の取引先と反復継続的に取引が行われる場合に、すべての取引に共通する基本的な事項を定める契約であり、年度契約書において年度毎に特定公契約特約条項を変更又は削除することが予想される場合を除き、個人情報保護の保護条項、暴力団排除の条項と同様に基本契約書に記載すべきである。また、類似の契約として指定管理契約の協定書が考えられるが、こちらは基本協定書のひな型において特定公契約の条項の記載が求められていることから、特定公契約特約条項を基本契

約書において明記すべきである。

(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料 (競輪場)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	産業・観光・雇用振興部 奈良県営競輪場
委託契約名称	競輪の実施事務の委託
委託契約の概要	競輪場における本場開催時の競輪実施事務委託とともに本場及び受託場外に係る車券発売時の場内整理に関する委託業務
契約形態	随意契約 (2号)
委託先名称	公益財団法人 J K A
契約金額	上記委託契約の概要のうち、受託場外に係る場内整理サービス委託料については以下のとおり (単価) 奈良本場開催時 1日当り 343,174円～483,526円 (税別) 奈良場外発売時 (ナイター併売時含む) 1日当り 76,434円～261,692円 (税別) (令和2年度支出額) 83,752,755円 (税込)

契約の相手方である公益財団法人 JKA は、競技実施法人 (※) として唯一指定を受けた団体であり、自転車競技法第 40 条第 4 号及び第 5 号で競技実施法人が業務を行うものと規定されている場内整理サービス及び競輪開催附帯事務を含めて、競技との連携を伴う特殊性に対応し、競輪競技に関しての専門性を有して、競輪場における秩序の維持等を行うことができる能力を備えた唯一の団体であるとして、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び奈良県契約規則第 16 条第 2 項に基づき、同団体と随意契約を行っている。

(※) 競技実施法人とは自転車競技法第 38 条に基づき経済産業大臣に指定された法人であり、同第 3 条第 1 号の事務「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務」を一括して受託できる法人をいう。

2) 監査の結果及び意見

① 契約保証金免除に係る理由書の作成漏れ【結果 14】

契約保証金を免除する場合には奈良県契約規則第 19 条第 6 号の規定に基づいて適正かつ確実に業務が履行されることを検討し、その結果を理由書に記載する必要がある。

当該契約において、奈良県契約規則第 19 条第 6 号の規定に基づき契約保証金の免除を行っているが、当該条項に契約先が該当する旨の理由書がなく、適切な検討を実施した上で免除したことが確認できない。

契約保証金免除に関する理由書が作成されていない理由としては、過去より長期に渡り契約先の変更がなく、前年度踏襲の形式で書類が作成されていたことが原因である。

今後契約保証金を免除する場合は、奈良県契約規則第 19 条第 6 号の規定に基づいて適正かつ確実に業務が履行されるかについての検討を実施し、その結果を理由書に記載するとともに、適切な検討書類が作成されていることをチェックする体制を整備し、適切な管理を実施する必要がある。

②競争入札への移行の検討【意見 40】

自転車競技法第 3 条及び第 40 条で規定されている競技実施法人以外の者であっても実施可能な委託業務とされている業務については、当該条項のみを理由として随意契約とすべきではなく、他者への委託の可否と、競争入札への移行について検討が必要である。

当該契約は、競技実施法人である公益財団法人 JKA（以下、競技実施法人）との一者随意契約となっているが、当該契約は自転車競技法第 3 条において同条第 1 号を除く業務は競技実施法人以外の者であっても実施可能な委託業務とされており、他者への委託の検討が必要と考えられる。

しかしながら、随意契約理由書を確認したところ、自転車競技法第 40 条第 4 号及び第 5 号において競技実施法人の場内整理サービス等の受託を認めていること及び競技との連携を伴う特殊性及び競輪競技に関しての専門性を理由としており、他者への委託の検討の証跡がない。

当該契約は自転車競技法第 40 条により競技実施法人が委託を受けて業務を行うものと規定されていることを理由として随意契約としているが、同様の取扱いになっている同条第 2 号及び第 3 号の業務については他者に委託しており、同条第 4 号及び第 5 号の業務を随意契約とすることは、同条第 2 号及び第 3 号の業務との取扱いの相違について十分に説明できていない。また、「③再委託制限条項の明記【意見 41】」にも記載している通り、委託先である競技実施法人はその業務の一部を警備会社に再委託していることから、他者においても競技実施法人と同水準の業務が遂行できる可能性を否定できない。

それゆえ、自転車競技法第 3 条及び第 40 条で規定されている競技実施法人以外の者であっても実施可能な委託業務とされている業務については、当該条項のみを理由として随意契約とすべきではなく、他者への委託の可否と、競争入札への移行について検討が必要である。

自転車競技法第3条

競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、競技実施法人（第三十八条第一項に規定する競技実施法人をいう。以下この章において同じ。）又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、競技実施法人に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務

二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付（以下「車券の発売等」という。）に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。）

自転車競技法第40条

競技実施法人は、競輪施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

一 第三条第一号に掲げる事務を行うこと。

二 車券の発売等を行うこと。

三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。

四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

③再委託制限条項の明記【意見41】

現状の契約書においては、再委託禁止に関する制限条項の記載がない。再委託についての取扱いを検討し、再委託制限条項を明記した上で、再委託内容について受託者から許可申請を受け、所管課が管理する体制を構築すべきである。

受託場外に係る場内整理サービスの実施において、競技実施法人は外部業者にその業務の一部を委託している。契約書を確認したところ、再委託制限条項について記載がないことから、競技実施法人は所管課の承諾を得ずに外部業者に業務の一部を再委託しており、当該事実について所管課において再委託の承認申請手続、再委託先の適正性の検討等の適切な対応がなされていない状況が確認された。

再委託制限条項が記載されていない理由として、県全体において業務の再委託に係る取扱いの定めがなく、所管課において方針を定めることとされているが、所管課において業務の再委託についての方針が明確化されていない状況で契約が締結されていることから生じたものである。

契約書上再委託制限条項を明記するとともに、委託業務の性質上、再委託が必要であれば再委託内容について受託者から許可申請を受け、所管課が管理する体制の構築が必要である。

また、財務省における「公共調達適正化について（平成18年8月25日）」において再委託の適正化を図るための措置に一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体制の把握及び報告徴収が規定されており参考にするべきと考えられる。

④ 予定価格の文書化と承認の必要性【結果15】

予定価格の見積の妥当性を検証するとともに、文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

契約締結に際し、予定価格の文書の作成や金額の検証がなされておらず、契約先からの見積りのみで契約金額を決定している。

予定価格が文書化されていない理由としては、過去より長期に渡り契約先の変更がなく、前年度踏襲で契約が締結されていたことが原因である。

しかし、予定価格は随意契約によることが適法かを判断するために、必ず設定すべきものである（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項）。また、予定価格にはしかるべき承認手続が必要であり、予定価格が文書化されていなければ、承認を得ることもできない。

長期に渡り同一相手先と随意契約を締結する場合においては、特に契約の公平性、透明性が重要になることから、金額の妥当性の検証を実施するとともに、予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

⑤ 個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果16】

契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。

当該契約書上、個人情報保護の条項の記載がない。しかし、当該業務では、個人情報を取り扱う場面もあるとのことである。

個人情報保護の条項が記載されなかった理由としては、過去より長期に渡り契約先の変更がなく、前年度踏襲の形式で書類が作成されていたこと及び契約書のチェック機能が適切に働いていなかったことが原因である。

奈良県個人情報取扱事務委託基準第4（契約に当たっての措置）では、「個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が別記特記事項を遵守する旨を記載するものとする。」と規定されている。契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。

⑥暴力団排除の条項の記載漏れ【結果17】

暴力団排除の条項については必ず契約書に記載する必要がある。

当該契約書上、暴力団排除条項の記載がされていない。

暴力団排除の条項が記載されなかった理由としては、過去より長期に渡り契約先の変更がなく、前年度踏襲の形式で書類が作成されていたこと及び契約書のチェック機能が適切に機能していなかったことが原因である。

確かに、契約の相手方である競技実施法人は自転車競技法の定めにより経済産業大臣から認可を受けている団体であり、当該条項に該当する可能性は低いと考えられるが、「③再委託制限条項の明記【意見 41】」で記載しているように、当該契約では再委託を実施しており、再委託先が暴力団に関与する可能性が否定できない。奈良県物品購入等暴力団排除措置要綱第4条第2項(契約からの排除)において「契約担当者は、契約の相手方が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。」と規定されており、暴力団排除の条項が記載されていない場合、再委託先を含む契約相手方が暴力団組織と関係がある等の状況であることが判明した際に、契約解除ができず契約金額を支払うことによって結果的に資金提供となるおそれがあることや、不当要求等によって県が被害を受けるおそれがある。それゆえ、契約事務の観点からは暴力団排除の条項を記載すべきと考えられる。

今後においては、暴力団排除の条項については必ず契約書に記載するとともに、適切な契約書が作成されていることをチェックする体制を整備し、適切な管理を実施する必要がある。

8. 産業・観光・雇用振興部 観光局

(1) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託（ならの観光力向上課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	観光局 ならの観光力向上課
委託契約名称	奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託
委託契約の概要	奈良県外国人観光客交流館における観光案内、宿泊、日本文化体験等の運営管理に係る業務
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社 J T B 奈良支店・株式会社アベストコーポレーション特定委託業務共同企業体
契約金額	（契約総額）499,109,028 円 （令和2年度支出額）134,755,000 円

奈良県外国人観光客交流館は、旧猿沢荘（地方職員共済組合奈良宿泊所）を改修し、平成27年度に「奈良県猿沢イン」としてオープンした県が所有する観光施設である。「外国人観光客向けの観光案内機能・交流・宿泊機能等を備えた拠点」という今までにないコンセプトで、県主導のもと委託により運営されている。

本業務は、平成29年度以降、3年間の長期継続契約とされており、令和2年度から令和4年度までの3年間の契約総額は499,109,028円、各年度の委託料の上限額は166,369,676円である。業務の実施に要した経費が上限額を下回ったときは、実際に要した経費の金額をもって当該年度の委託料とされる。

また、本業務の性質上、委託事業者は、本県固有の自然・歴史・文化資源等奈良の奥深い魅力を十分に理解し、外国人観光客のニーズ等を的確に把握した上で業務を検討・実施する必要があると、専門的な知見やノウハウが求められ、価格競争で事業者の選定を行うと、業務の実施にあたり必要十分な企画立案及び運営が行われないうおそれや県が望む成果を得られないおそれがあるため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定している。

なお、奈良県外国人観光客交流館は、「公の施設」に該当する。指定管理者制度については、令和元年度に、現在の管理運営委託との比較検討を行い、制度導入によるサービス向上や収益増加のメリットが期待できることからその可能性を検討する方向とされたものの、館全体において排水管等の老朽化が激しく、大規模な改修・修繕、休館等が発生する可能性があったため、指定管理者制度は導入せず、令和2年度以降も管理運営委託が継続されている。

2) 監査の結果及び意見

①委託上限額の積算における妥当性の検証【意見42】

公募型プロポーザル方式における委託上限額は、委託事業者から徴取した参考見積に基づき決定されているが、複数の同業他社からの見積書徴取や、人件費部分について国が公表する統計調査結果を参考にした積算結果と比較する等の方法により、その妥当性をより具体的に検証することが望ましい。

本業務は、公募型プロポーザル方式にて委託事業者を選定しており、公告された委託料の上限は3年間で499,125千円である。上限金額の決定においては、公募時の委託事業者1者（令和2年度から令和4年度までの委託事業者と同一）から参考見積を徴し、その内容を確認の上で採用している。

公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定において、委託料の額は重要な評価項目であり、公募時の委託料の上限額は、適正に審査を行い契約するための基準となるものである。複数の同業他社から見積書を徴取する、委託料の多くを占める人件費部分（観光案内等業務、宿泊業務の計267,240千円）について国が公表する賃金構造基本統計調査結果（賃金センサス）を参考にした積算額と比較する等の方法により、その金額の妥当性をより具体的に検証することが望ましい。

②公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果18】

公募型プロポーザルの公告において、提案者が1者の場合の取扱い及び最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。

県では、公募型プロポーザル方式による契約者選定について、公平性、透明性を確保するため、「プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について（通知）」（会局総第82号、平成28年3月）において、次の通り、各部局または事業ごとに定めるプロポーザル実施要領等に最低限記載すべき事項及び留意事項を定めている。

プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について（通知）

1 プロポーザル実施要領等記載事項

①趣旨

②対象業務

③プロポーザル選定審査機関の設置

④プロポーザル選定審査機関の所掌事務

⑤実施方法

- ・公募の方法
- ・公募の期間

(公募の期間は業務の内容に応じて十分に確保すること。原則として、提案書の提出期限の前日から起算して15営業日以上を確保し、公告すること)

・提案者が1者の場合のプロポーザルの取扱

⑥受託者選定評価基準及び審査方法の策定・公表<別添参考例参照>

・評価項目

・得点配分

・評価の方法(例)プレゼンテーション等の有無等)

・選定基準又は最低合格点(例)総得点の6割以上等)

・その他の必要な基準

(中略)

2 その他留意事項

①選定基準又は最低合格点に満たないときは、受託者とししない。

②審査機関は、審査結果を作成すること

③上記1については必要最低限の事項であるため、具体的な内容及び手続等については、必要に応じて各部局または事業ごとに定めること。

また、観光局が定める「プロポーザル方式実施要領」では、次の通り定めている。

奈良県観光局プロポーザル方式実施要領

(実施の方法)

第7条 公募型プロポーザル方式の実施方法については、当該契約ごとに、原則として第7号に定める提案書提出期日の前日から起算して15日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

(中略)

(3) 審査の観点、評価項目、得点配分、評価の方法、選定基準又は最低合格点、その他必要な基準

(中略)

(9) 提案者が2者に達しない場合の取扱い

(参加申込書の受理)

第8条

2 参加申込書の提出期限までに受理者が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再度前条各号に規定する事項について提示するものとする。ただし、前条第9号によりあらかじめ奈良県観光局業務請負契約等審査会(以下「契約審査会」という。)において承認を得ている場合は、この限りでない。

(提案書の受理)

第9条

2 提案書の提出期限までに受託者が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再度前条各号に規定する事項について提示するものとする。ただし、前条第9号によりあらかじめ契約審査会において承認を得ている場合は、この限りでない。

本業務において、公募型プロポーザルの提案者が1者の場合の取扱い、及び審査項目等の最低合格点に関する事項は、予め定められていたものの、公告時にそれらに関する事項は公表されていなかった。なお、本業務の企画提案説明書では、「別記3 審査対象項目及び評価基準」にて、各項目の説明と評価ウエイトは公表されていたが、会計局の通知において「評価基準又は最低合格点に満たないときは、受託者としなさい」と記載され、「評価基準又は最低合格点」は提案者が達成すべき合格ラインを意味するものと解されることから、最低合格点が定められている場合は、評価基準と併せて公表すべきであったと考える。

委託事業者の選定方法や評価基準等を事前に公表する趣旨は、高い透明性を確保することであり、特段の理由がある場合を除き、原則的な取扱いに従い、漏れなく公表すべきである。

③特定公契約に係る支払賃金等の決裁手続の未実施【結果19】

本業務は特定公契約に該当し、受託者から定期の支払賃金等の報告を受けているが、決裁が行われていなかった。審査、決裁手続を適切に行った上で文書化し、整理保存する必要がある。

本業務は特定公契約に該当するため、所管課が「賃金支払状況等の報告時期に関する通知書」により報告する賃金の支払状況及び報告の時期を受託者に通知し、その内容に従い、受託者が「賃金支払状況等送付書」及び「事業者別賃金支払状況等報告書」を作成し、所管課に提出することになっている。「奈良県公契約条例の手引<庁内編>」では、所管課において、提出された「賃金支払状況等送付書」及び「事業者別賃金支払状況等報告書」の審査、決裁を行った上で、支出負担行為一件に綴って保管すべきこととされている。

この点、本業務の委託契約においては、受託者から報告書の提出を受け、内容を確認し書類保管されているものの、決裁は行われていなかった。所管課における審査、決裁手続を適切に行った上で文書化し、整理保存する必要がある。

(2) 県内宿泊等促進キャンペーン業務委託（ならの観光力向上課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	観光局 ならの観光力向上課
委託契約名称	県内宿泊等促進キャンペーン業務委託
委託契約の概要	奈良県民が県内での宿泊や日帰り観光をする際にプラン利用料金を割り引くキャンペーンを実施する業務
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社 J T B・株式会社リクルート・楽天株式会社特定委託業務共同企業体
契約金額	(契約総額) (変更前) 499,999,966 円 (変更後) 791,356,245 円

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ宿泊需要を喚起し、県内の観光需要を回復させるため、奈良県民が県内での宿泊や日帰り観光をする際にプラン利用料金を割り引くキャンペーンを実施するものであり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている。参加する県内宿泊施設の募集・管理、キャンペーンの広報、各種クーポンの発行事務を行うことが主な内容である。

本業務の性質上、委託事業の実施体制・企画提案書等の提出を受け、選定審査委員会が評価を行い最も適した者を選定することが事業目的を達成するためにはより効果的であることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定している。

2) 監査の結果及び意見

①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見43】

変更契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。

本業務の委託契約については、予算追加に伴う委託料 999,996,120 円への増額（令和 2 年 10 月 2 日）と、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行意欲の低下等による委託料 791,356,245 円への減額（令和 3 年 3 月 31 日）の、計 2 回の変更契約を締結している。このうち、委託料の減額による変更契約書について、収入印紙が貼付されていなかった。

契約金額の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、収入印紙の貼付が必要である。本件変更契約書は、減額変更に係るものとして本来 200 円の収入印紙を貼付する必要があるが、委託先へ貼付を促すことが望ましい。

(3) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（鉄道事業者連携分）（観光プロモーション課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	観光局 観光プロモーション課
委託契約名称	奈良県観光キャンペーン業務委託（鉄道事業者連携分）
委託契約の概要	東海道山陽新幹線沿線を中心とした広報宣伝、イベント開催等により観光キャンペーンを実施する業務
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	株式会社JR西日本コミュニケーションズ
契約金額	117,500,000円

本業務は、JR東海・JR西日本・近鉄等と連携し、東海道山陽新幹線沿線を中心に積極的な広報宣伝、イベント開催等により、県全体の誘客促進キャンペーンを展開し、全国からの誘客を図るものである。

東海道山陽新幹線沿線を中心に観光キャンペーンを展開するためにはJR各社が所有管理する鉄道広告媒体を活用する必要があること、JR各社の広告枠を利用した全国的なキャンペーン展開における広域的調整は県域を管轄するJR西日本の系列会社である委託事業者が業務を取りまとめるよう決められていること等から、「特定の土地・施設等を所有もしくは管理している者が、契約の当事者を特定し県が契約相手方を選定できる余地がないものと契約する場合」に該当するため、随意契約を締結している。（「随意契約の締結に関する取扱基準」における「適用するための要件」2、「該当事例」オ）

2) 監査の結果及び意見

①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 44】

変更契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額に変更がない場合でも、主要な業務内容の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更にあたるため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の仕様書どおりの実施が困難となり、県と委託事業者の協議・合意のもと、広報宣伝における対象地域・実施方法等、委託内容の見直しを行っている。その結果、委託料の額に変更はなかったが、令和3年2月10日に委託仕様書の「業務内容詳細」の一部を変更する変更契約を締結している。しかし、当該変更契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

契約の主要な業務内容の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更にあたるため、収入印紙の貼付が必要である。本件変更契約書は、金額の記載がないものとして本来200円の収入印紙を貼付する必要があり、委託先

へ貼付を促すことが望ましい。

なお、令和3年度中に印紙を貼付した変更契約書を再入手済である。

②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果 20】

業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。また、業務の一部の再委託について、事前承認に関する決裁が行われていなかった。

契約書の表現を整理した上で、適切に承認手続を実施すべきである。

本業務の契約書第6条には、再委託の禁止に係る規定が置かれており、業務の全部を再委託することについて禁止しているが、業務の一部を再委託することの可否や承認の要否等については記載されていない。一方、契約書別記の個人情報取扱特記事項第9には、県の承諾を得た場合は業務の全部又は一部の再委託を認める記載があり、業務の全部を再委託することに関する記載が両方で一致していなかった。

委託契約書

(再委託の禁止)

第6条 乙(受注者)は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

個人情報取扱特記事項

(再委託における条件)

第9 受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

注：下線部分は監査人が追加。

この点、観光プロモーション課では、契約書第6条について、業務の一部の再委託を禁止するものではなく、また全部の再委託については個人情報保護特記事項より契約書本文である同条の記載が優先されると解釈していた。

また、本業務では、イベント設営等一部の業務につき再委託が行われており、委託事業者から事前または事後に個別のイベント等において連携する事業者名・委託内容等の報告を受けているが、事前の承認に関する決裁手続は行われていなかった。

契約書上の再委託の取扱いに係る文言を整理した上で、再委託する場合の事前承認の要否について明記し、適切に事務を遂行する必要がある。

なお、本業務の令和3年度の委託契約においては、契約書の表現を「乙(受託者)は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。」に見直し、再委託する場合は「あらかじめ甲(奈

良県)の承認を得なければならない。委託契約の主たる部分ではないもので、再委託金額が100万円未満のもの、又は印刷費、会場借料(設備費・設営費を含む)、運送・保管費、通訳費、翻訳費、その他これに類するものについては、この限りではない。」と改め、承認を求める形としている。

(4) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(県内シンポジウム及び歴史的・伝統的行事等を活用した誘客プロモーション分)(観光プロモーション課)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	観光局 観光プロモーション課
委託契約名称	奈良県観光キャンペーン業務委託(県内シンポジウム及び歴史的・伝統的行事等を活用した誘客プロモーション分)
委託契約の概要	県内でのシンポジウムの開催や奈良の歴史的及び伝統的行事等を活用した誘客プロモーション等を実施する業務
契約形態	随意契約(公募型プロポーザル方式)
委託先名称	株式会社JR西日本コミュニケーションズ
契約金額	36,800,000円

本業務は、奈良県全域の誘客促進キャンペーンを展開し、県内でのシンポジウムの開催や奈良の歴史的及び伝統的行事等を活用した誘客プロモーション等の実施により、奈良県への誘客を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会情勢の変化も踏まえ、県民による県内周遊、近隣府県からの誘客を図るものである。

本業務の性質上、本業務の選定を価格のみで行うと、必要十分な企画立案及び魅力的なコンテンツ制作が行われず、県が望む成果を得られないおそれがあることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定している。

2) 監査の結果及び意見

①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果21】

公募型プロポーザルの公告において、最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。

県では、公募型プロポーザル方式による契約者選定について、公平性、透明性を確保するため、「プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について(通知)」(会局総第82号、平成28年3月)において、次の通り、各部局または事業ごとに定めるプロポーザル実施要領等に最低限記載すべき事項及び留意事項を定めている。

プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について（通知）

1 プロポーザル実施要領等記載事項

①趣旨

②対象業務

③プロポーザル選定審査機関の設置

④プロポーザル選定審査機関の所掌事務

⑤実施方法

- ・公募の方法
- ・公募の期間

（公募の期間は業務の内容に応じて十分に確保すること。原則として、提案書の提出期限の前日から起算して15営業日以上を確保し、公告すること）

- ・提案者が1者の場合のプロポーザルの取扱

⑥受託者選定評価基準及び審査方法の策定・公表<別添参考例参照>

- ・評価項目
- ・得点配分
- ・評価の方法（（例）プレゼンテーション等の有無等）
- ・選定基準又は最低合格点（（例）総得点の6割以上等）
- ・その他の必要な基準

（中略）

2 その他留意事項

①選定基準又は最低合格点に満たないときは、受託者としなない。

②審査機関は、審査結果を作成すること

③上記1については必要最低限の事項であるため、具体的な内容及び手続等については、必要に応じて各部局または事業ごとに定めること。

また、観光局が定める「プロポーザル方式実施要領」では、次の通り定めている。

奈良県観光局プロポーザル方式実施要領

（実施の方法）

第7条 公募型プロポーザル方式の実施方法については、当該契約ごとに、原則として第7号に定める提案書提出期日の前日から起算して15日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

（中略）

(3) 審査の観点、評価項目、得点配分、評価の方法、選定基準又は最低合格点、その他必要な基準

本業務において、提案者が1者のみの場合については、公告時の募集要項に「選定審査会において選定に足りうるかどうか審査する」ことが記載されているが、審

査項目等の最低合格点に関する事項が予め定められていたものの、公表されていなかった。なお、本業務の募集要項では、審査項目ごとの配点割合は公表されていたが、会計局の通知において「評価基準又は最低合格点に満たないときは、受託者とししない」と記載され、「評価基準又は最低合格点」は提案者が達成すべき合格ラインを意味するものと解されることから、最低合格点が定められている場合は、評価基準と併せて公表すべきであったと考える。

委託事業者の選定方法や評価基準等を事前に公表する趣旨は、高い透明性を確保することであり、特段の理由がある場合を除き、原則的な取扱いに従い、漏れなく公表すべきである

②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果 22】

業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。また、業務の一部の再委託について、事前承認に関する決裁が行われていなかった。

契約書の表現を整理した上で、適切に承認手続を実施すべきである。

本業務の契約書第 6 条には、再委託の禁止に係る規定が置かれており、業務の全部を再委託することについて禁止しているが、業務の一部を再委託することの可否や承認の要否等については記載されていない。一方、契約書別記の個人情報取扱特記事項第 9 には、県の承諾を得た場合は業務の全部又は一部の再委託を認める記載があり、業務の全部を再委託することに関する記載が両者で一致していなかった。

委託契約書

(再委託の禁止)

第 6 条 乙 (受注者) は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

個人情報取扱特記事項

(再委託における条件)

第 9 受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

注：下線部分は監査人が追加。

この点、観光プロモーション課では、契約書第 6 条について、業務の一部の再委託を禁止するものではなく、また全部の再委託については個人情報保護特記事項より契約書本文である同条の記載が優先されると解釈していた。

また、本業務では、イベント設営等一部の業務につき再委託が行われており、委託事業者から事前または事後に個別のイベント等において連携する事業者名・委託

内容等の報告を受けているが、事前の承認に関する決裁手続は行われていなかった。

契約書上の再委託の取扱いに係る文言を整理した上で、再委託する場合の事前承認の要否について明記し、適切に事務を遂行する必要がある。

(5) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託（奈良県文化観光発信プロジェクト事業）（観光プロモーション課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	観光局 観光プロモーション課
委託契約名称	奈良県観光キャンペーン業務委託（奈良県文化観光発信プロジェクト事業）
委託契約の概要	奈良の歴史文化や社寺等を題材にした声優等の朗読劇公演、しあわせ回廊なら瑠璃絵と連携した文化芸術イベントを実施する業務
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社 J R 西日本コミュニケーションズ
契約金額	17,089,000 円

本業務は、奈良の歴史文化や社寺等を題材にした声優等の朗読劇公演、春日大社・興福寺・東大寺を幻想的な光の道でつなぐ「しあわせ回廊なら瑠璃絵」と連携した文化芸術イベントを実施する業務であり、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業の補助対象となっている。

本業務の性質上、本業務の選定を価格のみで行うと、必要十分な企画立案及び魅力的なコンテンツ制作が行われず、県が望む成果を得られないおそれがあることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定している。

2) 監査の結果及び意見

①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果23】

公募型プロポーザルの公告において、最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。

県では、公募型プロポーザル方式による契約者選定について、公平性、透明性を確保するため、「プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について（通知）」（会局総第82号、平成28年3月）において、次の通り、各部局または事業ごとに定めるプロポーザル実施要領等に最低限記載すべき事項及び留意事項を定めている。

プロポーザル方式による契約手続に関する取扱について（通知）

1 プロポーザル実施要領等記載事項

- ①趣旨
 - ②対象業務
 - ③プロポーザル選定審査機関の設置
 - ④プロポーザル選定審査機関の所掌事務
 - ⑤実施方法
 - ・公募の方法
 - ・公募の期間
(公募の期間は業務の内容に応じて十分に確保すること。原則として、提案書の提出期限の前日から起算して15営業日以上を確保し、公告すること)
 - ・提案者が1者の場合のプロポーザルの取扱
 - ⑥受託者選定評価基準及び審査方法の策定・公表<別添参考例参照>
 - ・評価項目
 - ・得点配分
 - ・評価の方法((例) プレゼンテーション等の有無等)
 - ・選定基準又は最低合格点((例) 総得点の6割以上等)
 - ・その他の必要な基準

(中略)
- 2 その他留意事項
- ①選定基準又は最低合格点に満たないときは、受託者とししない。
 - ②審査機関は、審査結果を作成すること
 - ③上記1については必要最低限の事項であるため、具体的な内容及び手続等については、必要に応じて各部局または事業ごとに定めること。

また、観光局が定める「プロポーザル方式実施要領」では、次の通り定めている。

- 奈良県観光局プロポーザル方式実施要領
(実施の方法)
- 第7条 公募型プロポーザル方式の実施方法については、当該契約ごとに、原則として第7号に定める提案書提出期日の前日から起算して15日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (中略)
- (3) 審査の観点、評価項目、得点配分、評価の方法、選定基準又は最低合格点、その他必要な基準

本業務において、提案者が1者のみの場合については、公告時の募集要項に「選定審査会において選定に足りうるかどうか審査する」ことが記載されているが、審査項目等の最低合格点に関する事項が予め定められていたものの、公表されていなかった。なお、本業務の募集要項では、審査項目ごとの配点割合は公表されていた

が、会計局の通知において「評価基準又は最低合格点に満たないときは、受託者としな」と記載され、「評価基準又は最低合格点」は提案者が達成すべき合格ラインを意味するものと解されることから、最低合格点が定められている場合は、評価基準と併せて公表すべきであったと考える。

委託事業者の選定方法や評価基準等を事前に公表する趣旨は、高い透明性を確保することであり、特段の理由がある場合を除き、原則的な取扱いに従い、漏れなく公表すべきである

②再委託に関する契約書の規定の整理【結果24】

業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。

契約書の表現を整理すべきである。

本業務の契約書第6条には、再委託の禁止に係る規定が置かれており、業務の全部を再委託することを禁止しているが、業務の一部を再委託することの可否や承認の要否等については記載されていない。一方、契約書別記の個人情報取扱特記事項第9には、県の承諾を得た場合は業務の全部又は一部の再委託を認める記載があり、業務の全部を再委託することに関する記載が両方で一致していなかった。

委託契約書

(再委託の禁止)

第6条 乙 (受注者) は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

個人情報取扱特記事項

(再委託における条件)

第9 受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

注：下線部分は監査人が追加。

この点、観光プロモーション課では、契約書第6条について、業務の一部の再委託を禁止するものではなく、また全部の再委託については個人情報保護特記事項より契約書本文である同条の記載が優先されると解釈していた。なお、本業務では、「しあわせ回廊なら瑠璃絵」との連携イベントを実施するため、なら瑠璃絵実行委員会への再委託があり、事前承認の決裁が行われている。

契約書上の再委託の取扱いに係る文言を整理する必要がある。

9. 食と農の振興部

(1) 食と農の振興フォーラム開催業務（豊かな食と農の振興課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	食と農の振興部 豊かな食と農の振興課
委託契約名称	食と農の振興フォーラム開催業務
委託契約の概要	令和2年4月1日に「奈良県豊かな食と農の振興に関する条例」を施行したことを契機として、「奈良にうまいものあり」の評判を定着させるために開催する「食と農の振興フォーラム」の企画・運営、会場設営、広報PRの業務委託
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	インパクト株式会社
契約金額	4,679,510円

本業務は、フォーラムの内容や参加者の参加・受付方法、広報計画を含む企画提案を事業者から募るため、公募型プロポーザル方式で事業者を募集し、企画提案書を提出した5社の中から委託事業者を選定している。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の検討と文書化【意見45】

予定価格の設定にあたっては、より丁寧な検討と、検討過程の適切な文書化に努められたい。

当該業務では予定価格の設定にあたって2社から参考見積書を徴取している。しかし、当該2社の見積額は倍の乖離があり、予定価格は単純に両者の平均額としている。

この予定価格設定の経緯を担当者に質問したところ、フォーラム等のイベントの開催経費の見積額は、提案する事業の内容、派遣する講演講師の単価などによって少なからず幅が生じるものであり、今回の2社の参考見積額もそれぞれ妥当と判断したため、その平均額をもって予定価格としたとのことである。

しかしながら、当該業務における企画提案書の評価基準は、主に企画力と実施体制に重点が置かれ、金額面では「積算の妥当性」が評価基準とされているものの、評価点数に占める割合は小さく、また、金額そのものを評価する訳ではない。このような場合、実際の契約金額は当初設定した予定価格に近似するケースが多いことから、公募型プロポーザル方式による随意契約の場合、金額面の統制においては予定価格の設定が重要となる。実際、当該業務における契約金額も予定価格と近似している。

今回の場合、2社の参考見積額にかなりの差異が認められるため、さらにもう1社から追加取得するなどによって、より適切な予定価格の検討ができた可能性もある。また、2社のみの参考見積額による今回の予定価格の設定が妥当と判断すると

しても、その判断過程を文書化することで後年度の検証にも耐えられると考える。しかし、現状はそのような文書化がされておらず、検討過程の検証ができない。

行政活動においては、検討過程を文書化することによって後年度の「検証可能性」を担保するという視点は重要である。今後の予定価格の設定にあたっては、より丁寧な検討と、検討過程の適切な文書化に努められたい。

(2) 中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託（中央卸売市場再整備推進室）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	中央卸売市場再整備推進室
委託契約名称	中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託
委託契約の概要	中央卸売市場再整備プロジェクト全体のプロジェクトマネジメント業務、市場再整備基本計画の具体的な実施プランの作成、市場エリア（B to B）に関する事業者選定準備支援等
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社山下 PMC
契約金額	72,600,000 円

県は令和元年9月に「奈良県中央卸売市場再整備基本計画」を策定している。同計画では、市場再整備のコンセプトとして、市場本来の卸売機能となる市場エリア（B to B）と、県民や観光客など一般消費者を対象とし、賑わいづくりを目的とする賑わいエリア（B to C）が相互に連携して地域の活性化を図ることを目指している。

本業務は、中央卸売市場の敷地全体の土地利用等を想定した基本計画の具体的な実施プランを作成し、再整備プロジェクト全体をマネジメントするとともに、実施プランの整備手法に沿った市場エリアの事業者募集に向けた技術的支援、選定準備業務を委託するものである。その検討材料となる調査や試算等を行うために、目的に沿った効果的な手法に精通し、円滑に業務を行うための専門的なノウハウをもつ事業者からの企画提案を求め、公募型プロポーザル方式で事業者を募集し、企画提案書を提出した3社の中から委託事業者を選定している。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の検討と文書化【意見46】

予定価格の設定にあたっては、金額的妥当性は必ず検討したうえで、検討過程の適切な文書化に努められたい。

当該業務では公募型プロポーザル方式による随意契約により委託事業者を選定しており、予定価格の設定にあたって2社から参考見積書を徴取している。2社の

見積金額を参考に予定価格を設定していたが、2社からの参考見積書の金額の妥当性について別途の検証はなされていなかった。

当該業務における企画提案書の評価基準は、主に業務実施内容と実施体制に重点が置かれ、金額面では「経費の内訳や範囲が明確に示されており、経費節減に向けた具体的な工夫や努力がみられるか」が評価基準とされているものの、評価点数に占める割合は小さい。このような場合、実際の契約金額は当初設定した予定価格に近似するケースが多いことから、公募型プロポーザル方式による随意契約の場合、金額面の統制においては予定価格の設定が重要となる。

今回の場合、そもそも予定価格の設定過程において、2社からの参考見積書の金額の妥当性についてよく検討する必要があるうえ、見積金額を参考に予定価格を設定する場合はその理由を明確にする必要がある。そのうえで、その判断過程を文書化することで後年度の検証にも耐えられるようにしておく必要がある。

行政活動においては、検討過程を文書化することによって後年度の「検証可能性」を担保するという視点は重要である。今後の予定価格の設定にあたっては、金額が妥当かどうかの検証は必ず行うとともに、検討過程の適切な文書化に努められたい。

(3) 県営ほ場整備事業百済川向地区従前地測量業務委託（中部農林振興事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	中部農林振興事務所
委託契約名称	県営ほ場整備事業 百済川向地区 従前地測量業務委託
委託契約の概要	ほ場整備地区境界の確認に必要な測量業務の委託
契約形態	一般競争入札
委託先名称	株式会社セイワコンサル
契約金額	(変更前) 10,769,000 円 (変更後) 12,852,400 円

本業務は、農業の生産基盤である耕地の区画拡大、用排水路の改良、農道の拡幅、耕地の集団化をほ場整備事業により総合的に実施するための前段階として、ほ場整備地区境界の確認に必要な測量業務を実施するものである。

業務の進捗に伴い測量が必要な箇所が増加したため、契約金額を増額する変更契約を締結している。

2) 監査の結果及び意見

①変更契約の収入印紙の金額誤り【意見47】

変更請負契約書に事業者側が貼付している収入印紙は 200 円であるが、正しくは 400 円である。

県は地方公共団体であるため、印紙税法第5条に基づく非課税法人であり、県が作成する文書の印紙税は非課税とされている。また、同法第4条第5項において、地方公共団体と他の者が共同して作成した文書については、地方公共団体が保存するものは他の者（契約書の場合は相手方である事業者）が作成したものとみなし、他の者が保存するものは地方公共団体が作成したものとみなすこととされている。したがって、県が保存する文書のみが印紙税の課税対象となる。

また、当該契約は印紙税法上、請負に関する契約書に該当するため、県が保存する契約書には収入印紙の貼付が必要となる。当該契約の当初請負契約書には正しい金額の収入印紙の貼付がされていたが、変更請負契約書における請負代金増加額は1,894,000円（消費税別）であるため、本来は400円の収入印紙の貼付が必要であるが、実際に貼付されているのは200円の収入印紙である。

契約書の作成や契約金額の決定は県が行っているものであることから、県が事業者から受け取る契約書の収入印紙の金額に誤りがないか、県においても確認が必要である。

（４） なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授業務委託（なら食と農の魅力創造国際大学校）

１） 契約の概要

担当部局・課室名	なら食と農の魅力創造国際大学校
委託契約名称	なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授業務委託
委託契約の概要	平成27年7月2日に締結した「奈良県と学校法人辻料理学館との協働連携に関する基本協定書」に基づき、農業生産と消費を繋ぐ人材（料理人等）の育成に資するため、なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科における調理等に関する教授を行う。
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	学校法人辻料理学館
契約金額	（契約総額）（変更前）123,039,000円 （変更後）124,937,750円 （令和2年度支出額）（変更前）41,013,000円 （変更後）41,772,500円

本業務の契約は、平成31年度から平成33年度（令和3年度）までの債務負担行為によるものである。当該契約は、平成27年7月に県が学校法人辻料理学館と締結した基本協定に基づく契約であり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び「随意契約の締結に関する取扱基準」（平成20年3月24日付会局総第137号）の該当事例（エ）「知事が調印した大学等との連携協定に基づき共同の調査・研究又

は業務をする場合」に基づく随意契約により、学校法人辻料理学館を委託事業者として選定している。なお、契約の変更は消費税率の改正に伴うものである。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の文書化【意見48】

予定価格の検討過程の適切な文書化に努められたい。

当該契約は、上述の通り県が学校法人辻料理学館と締結した基本協定に基づく契約であり、業者選定プロセスは適切であると考えられるが、契約金額は同法人からの見積額＝予定価格となっており、契約締結の前に同法人からの見積金額をもって予定価格とすることが適切かどうかを検証できるものが、事業執行関係書類に添付されていなかった。なお、金額の大部分は同法人から派遣される常勤講師の人件費である。

当該見積金額の妥当性についての検討の有無を担当者に質問すると、予算要求時に積算内容を検討したうえで、財政当局と折衝し、予算化されたものとの回答であった。

行政活動において留意すべき重要な要素の一つは「検証可能性」であり、後年度の検証に耐えられるように、業者選定プロセスに加えて予定価格が適切であるかどうかを内部で検討したことを示す証跡も残しておくことが望ましい。

10. 県土マネジメント部

(1) 奈良県公共工事等電子入札システム業務委託（建設業・契約管理課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 建設業・契約管理課
委託契約名称	奈良県公共工事等電子入札システム業務委託
委託契約の概要	電子入札システムの導入及び運用並びに操作研修の委託業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	東芝デジタルソリューションズ株式会社
契約金額	(単価) 電子入札システム基本料 四半期毎 300,000 円 電子入札利用料 1 件から 100 件まで 10,000 円/件 101 件から 1000 件まで 8,000 円/件 1001 件から 2000 件まで 5,000 円/件 2001 件から 2500 件まで 3,000 円/件 2501 件から 3500 件まで 1,500 円/件 入札等情報公開サービス利用料 2,500 円/件 操作研修 450,000 円/一式 (令和 2 年度支出額) 23,672,000 円

本契約は一般競争入札によっているが、東芝デジタルソリューションズ株式会社は当該システムのベンダーであり、主に運用コストの面で他社よりも有利となることから連続して落札し契約する結果となっている。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の根拠の明確化【意見49】

予定価格については、他の業者から見積書を手し、これに基づく従量制利用料の単価に想定利用回数を乗じて計算しているが、従量制利用料の単価の積算方法が不明確である。積算過程を明確化し記録保存する必要がある。

予定価格は契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格を予め作成する見積価格である。

このような予定価格の趣旨に鑑みれば、予定価格の作成に当たっては、契約の目的となる物件または役務について取引事例、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、

履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

東芝デジタルソリューションズ株式会社は電子入札システムのベンダーでもあることから平成 20 年度の導入以後、現在に至るまで委託契約を請け負っており他社の参入障壁が高い状況にある。あえて一般競争入札とすることで他社の参入を積極的に受け入れることが価格面のけん制になるとしても限界がある。当該委託契約を適正価格で締結するためには、適正な予定価格を作成することによる部分が大きい。

本契約の予定価格については、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)業者 2 者から参考見積を徴取し、システムの導入・運用に係る経費の総額が最も安くなる東芝デジタルソリューションズ株式会社の見積金額に基づいて従量制利用料の単価を求め、これに予定利用件数を乗じて積算したとのことであり、その積算資料が予定価格調書に添付されている。

しかし積算資料には、従量制利用料の単価が採用した見積金額からいかなる方法で積算されたのか明らかにされていない。従量制利用料の単価は当該単価契約の要素であり予定価格の大部分を占める。現在の積算資料では予定価格の適正性を担保する証拠書類として不十分である。今後はその積算過程をもれなく記録保存することが望まれる。

(2) 中和幹線包括的道路維持管理業務委託 (道路保全課)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 道路保全課
委託契約名称	中和幹線包括的道路維持管理業務委託
委託契約の概要	県道中和幹線の広範囲な巡視及び保守、環境整備、修繕、緊急措置、雪寒などを包括的に委託する業務
契約形態	総合評価一般競争入札
委託先名称	花佐造園・三和共同企業体
契約金額	(契約総額) 149,160,000 円 (令和 2 年度支出額) 25,208,040 円

過去は各業務を個別に発注していた、除草、剪定、路面清掃などを包括的に発注することにより、クイックレスポンス及びコストダウン効果と積極的な不具合発見又は対処による予防保全効果を図ることを目的としている。3 か年をまたぐ 24 か月の長期継続契約である。

2) 監査の結果及び意見

① 特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果 25】

県は特定公契約を締結した事業者の、奈良県公契約条例に規定する「法令の遵守」を事業者の報告により確認すべきところ、事業者の報告した従業員数は、業務

日報に記載の従事者数に対して大幅に下回っているため、その報告の網羅性には疑義が認められる。事業者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。

当該契約は、奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）上の特定公契約に該当する。

「特定公契約」に該当するものについては、奈良県公契約条例第 8 条において、最低賃金以上の賃金の支払いを行うこと及び健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うことの遵守を約した特定受注者と契約を締結し、条例第 12 条において遵守の状況を特定受注者からの報告により県が確認することになっている。

本契約の特定受注者である花佐造園・三和共同企業体から賃金支払状況報告を受けているが、当該報告に記載の従業員数は、作業員名簿の人数に対して大きく下回っている。

【図表 58】賃金支払状況報告の従業員数と作業員名簿の作業員数

	賃金支払状況報告	作業員名簿
花佐造園	0 名	巡視及び保守業務 7 名
三和	4 名	

出所：道路保全課より入手した資料を外部監査人が一部編集

特定受注者が賃金支払状況報告によって報告すべき特定労働者は特定公契約に係る業務に直接従事する労働者（特定下請負者に雇用される労働者を含む）であり、その雇用形態を問わないが、業務に直接従事しない者（会社役員等）、履行場所（現場）において管理監督的な業務又は専門知識を要する業務に従事する者は除かれる。

報告を除外される労働者がいることを鑑みても、報告されている従業員数は少ないため、特定受注者による報告の網羅性には疑義がある。

また、入手した作業員名簿には巡視及び保守業務 7 名のほかに、賃金支払状況報告の対象月に実施していない除草・剪定作業 5 名及び路面清掃（機械清掃）6 名の人員が記録されている。この中には特定下請負者に雇用される従業員が含まれる可能性もあり、その場合には、特定下請負者に誓約書を提出させる必要があるが、誓約書は提出されておらず、誓約書提出の網羅性にも疑義がある。

奈良県公契約条例の手引〈庁内編〉（令和 2 年 10 月）によると、契約担当課等は、提出された「賃金等支払状況等報告送付書」「事業者別賃金支払状況等報告書」の内容により、法令が遵守されていないのではないかという疑義がある場合や、特定労働者からの申出があった場合は、特定受注者に対し、期限を定めて説明等を求めるべきことが規定されている。

そして特定受注者が虚偽の報告をした等の場合は条例 16 条の規定により 5 万円

以下の過料に処されることとなっている。また、入札参加停止措置要領による入札参加停止措置がなされることとなっている。

県としては、条例に従った特定受注者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。

(3) 大和中央道包括的道路維持管理業務委託（道路保全課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 道路保全課
委託契約名称	大和中央道包括的道路維持管理業務委託
委託契約の概要	大和中央道の広範囲な巡視及び保守、環境整備、修繕、緊急措置、雪寒などを包括的に委託する業務
契約形態	総合評価一般競争入札
委託先名称	株式会社西谷建設
契約金額	(契約総額) 137,940,000 円 (令和2年度支出額) 22,760,100 円

過去は各業務を個別に発注していた、除草、剪定、路面清掃などを包括的に発注することにより、クイックレスポンス及びコストダウン効果と積極的な不具合発見又は対処による予防保全効果を図ることを目的としている。3か年をまたぐ24カ月の長期継続契約である。

2) 監査の結果及び意見

①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果26】

県は特定公契約を締結した事業者の、奈良県公契約条例に規定する「法令の遵守」を事業者の報告により確認すべきところ、事業者の報告した従業員数は、業務日報に記載の従事者数に対して大幅に下回っているため、その報告の網羅性には疑義が認められる。事業者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。

当該契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）上の特定公契約に該当する。「特定公契約」に該当するものについては、奈良県公契約条例第8条において、最低賃金以上の賃金の支払いを行うこと及び、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うことの遵守を約した特定受注者と契約を締結し、条例第12条において遵守の状況を特定受注者からの報告により県が確認することになっている。

本契約の特定受注者である株式会社西谷建設から賃金支払状況報告を受けているが、当該報告に記載の従業員数は、作業員名簿の人数に対して大きく下回っている。

【図表 59】 賃金支払状況報告の従業員数と作業員名簿の作業員数

	賃金支払状況報告	作業員名簿
西谷建設	1名	6名

出所：道路保全課より入手した資料を外部監査人が一部編集

特定受注者が賃金支払状況報告によって報告すべき特定労働者は特定公契約に係る業務に直接従事する労働者（特定下請負者に雇用される労働者を含む）であり、その雇用形態を問わないが、業務に直接従事しない者（会社役員等）、履行場所（現場）において管理監督的な業務又は専門知識を要する業務に従事する者は除かれる。

報告を除外される労働者がいることを鑑みても、報告されている従業員数は少ないため、特定受注者による報告の網羅性には疑義がある。

また、作業員名簿の人員には特定下請負者に雇用される従業員が含まれる可能性もあり、その場合には、特定下請負者に誓約書を提出させる必要があるが、誓約書は提出されておらず、誓約書提出の網羅性にも疑義がある。

奈良県公契約条例の手引〈庁内編〉（令和2年10月）によると契約担当課等は、提出された「賃金等支払状況等報告送付書」「事業者別賃金支払状況等報告書」の内容により、法令が遵守されていないのではないかという疑義がある場合や、特定労働者からの申出があった場合は、特定受注者に対し、期限を定めて説明等を求めるべきことが規定されている。

そして特定受注者が虚偽の報告をした等の場合は条例16条の規定により5万円以下の過料に処されることとなっている。また、入札参加停止措置要領による入札参加停止措置がなされることとなっている。

県としては、条例に従った特定受注者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。

（4） 天理ダム他 水質調査業務（河川（ダム）維持補修事業）（奈良土木事務所）

1） 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 奈良土木事務所
委託契約名称	天理ダム他 水質調査業務（河川（ダム）維持修繕事業）
委託契約の概要	天理ダム水質調査業務 白川ダム水質調査業務 岩井川ダム水質調査業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	有限会社奈良環境調和研究所
契約金額	2,162,600円

2) 監査の結果及び意見

①委託業務確認書の日付誤り【結果27】

委託業務の完了確認を「委託業務確認書」により行っているが、委託契約の締結日付に誤りがあった。

当該委託契約の完了確認は検査員が行い、「委託業務確認書」に押印し所属長の確認を受けている。委託業務確認書には「令和3年4月17日付委託契約書に基づく下記の委託業務は適正に実施され、完了していることを認めます。」と記載されているが、当該委託契約の締結日は令和2年4月17日であることから、年度を誤って記載している。

年度を誤った理由として、検査員及び所属長の注意不足があったとのことである。今後は記載誤りが適時に発見されるよう、チェック体制を強化する必要がある。

②予定価格に対する落札価格の乖離【意見50】

予定価格8,317,100円に対して落札価格が2,162,600円と著しく乖離している。
①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

予定価格は契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格を予め作成する見積価格である。予定価格が奈良県契約規則に定める金額以下の場合には随意契約を選択できるなど、県の契約に係る内部統制の重要な要素となっている。

このような予定価格の趣旨と内部統制上の位置付けに鑑みれば、予定価格の作成に当たっては、契約の目的となる物件または役務について取引事例、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。そして適正な予定価格を作成するには契約の発注案件についての仕様・内容等を事前に十分に精査・協議し、事後のトラブルを回避するため、品質・機能等の水準及び業務内容を明確にした仕様書等の作成を行うことが求められる。

本委託契約においては、予定価格8,317,100円に対して3者の入札参加があったが、2,162,600円と半額以下で落札され契約しており、予定価格と契約価格に著しい差異が認められる。結果として適正に実施され、完了されたことを確認している。

本契約は最低制限価格を設定すべき工事又は製造その他についての請負契約には当たらないが、予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどして乖離した原因について検証することが望まれる。

(5) 一級河川菰川 水質調査委託（大和川水質改善事業他）（奈良土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 奈良土木事務所
委託契約名称	一級河川菰川 水質調査委託（大和川水質改善事業他）
委託契約の概要	菰川の水質調査及び流量観測を行い、水質評価分析を行う業務
契約形態	指名競争入札
委託先名称	株式会社オオバ
契約金額	3,465,000 円

菰川は従来から水質汚染の問題が指摘されており、平成 22 年 1 月より社会実験として佐保川の環境用水を菰川へ導水している。本業務で行った水質調査結果を基に、水質改善の効果を検証し水質評価分析を行うとともに、周辺住民の河川事業への理解を得るようなものとなるように工夫し、県民へ水質結果の情報を発信するためのデータのとりまとめを行う目的で実施されている。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格に対する落札価格の乖離【意見51】

予定価格 8,470,000 円に対して落札価格が 3,465,000 円と著しく乖離している。
①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

予定価格は契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格を予め作成する見積価格である。予定価格が奈良県契約規則に定める金額以下の場合は随意契約を選択できるなど、県の契約に係る内部統制の重要な要素となっている。

このような予定価格の趣旨と内部統制上の位置付けに鑑みれば、予定価格の作成に当たっては、契約の目的となる物件または役務について取引事例、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。そして適正な予定価格を作成するには契約の発注案件についての仕様・内容等を事前に十分に精査・協議し、事後のトラブルを回避するため、品質・機能等の水準及び業務内容を明確にした仕様書等の作成を行うことが求められる。

本委託契約においては、指名競争入札方式による入札を実施し 11 者の参加者から入札されたが、予定価格 8,470,100 円に対して 3,465,000 円と半額以下で落札され契約しており、予定価格と契約価格に著しい差異が認められる。結果として適正に実施され、完了されたことを確認している。

本契約は最低制限価格を設定すべき工事又は製造その他についての請負契約に

は当たらないが、予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどして乖離した原因について検証することが望まれる。

(6) 地蔵院川 地盤変動影響調査(事後)業務(防災・安全社会資本整備交付金事業(総合治水))(郡山土木事務所)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 郡山土木事務所
委託契約名称	地蔵院川 地盤変動影響調査(事後)業務(防災・安全社会資本整備交付金事業(総合治水))
委託契約の概要	地蔵院川護岸工事に伴う地盤変動影響による近隣建物等の損傷を調査するものである。事後調査は工事完了後に建物等の所有者より損傷の申出を受け実施するもの
契約形態	指名競争入札
委託先名称	株式会社 KEISIN 奈良支店
契約金額	1,078,000 円

地盤変動影響調査の事前調査と事後調査は密接に関連する一連の業務であるため、同一業者で実施することにより調査対象物件所有者の不信感が払しょくできると考えられることから随意契約とするケースが多い。本業務においては事前調査を委託した業者が廃業していることから、指名競争入札を行ったものである。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格に対する落札価格の乖離【意見52】

予定価格 1,969,000 円に対して落札価格が 1,078,000 円と著しく乖離している。
 ①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

予定価格は契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格を予め作成する見積価格である。予定価格が奈良県契約規則に定める金額以下の場合には随意契約を選択できるなど、県の契約に係る内部統制の重要な要素となっている。

このような予定価格の趣旨と内部統制上の位置付けに鑑みれば、予定価格の作成に当たっては、契約の目的となる物件または役務について取引事例、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。そして適正な予定価格を作成するには契約の発注案件についての仕様・内容等

を事前に十分に精査・協議し、事後のトラブルを回避するため、品質・機能等の水準及び業務内容を明確にした仕様書等の作成を行うことが求められる。

本委託契約においては、指名競争入札方式により入札を実施し 10 者の参加者から入札されたが、予定価格 1,969,000 円に対して 1,078,000 円と約半額で落札され契約しており、予定価格と契約価格に著しい差異が認められる。結果として適正に実施され、完了されたことを確認している。

本契約は最低制限価格を設定すべき工事又は製造その他についての請負契約には当たらないが、予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどして乖離した原因について検証することが望まれる。

(7) 大和中央道道路維持管理業務委託（郡山土木管内）（郡山土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 郡山土木事務所
委託契約名称	大和中央道道路維持管理業務委託（郡山土木管内）
委託契約の概要	大和中央道（郡山土木管内）の巡視及び保守、環境整備、修繕、緊急措置、雪寒などを包括的に委託する業務
契約形態	随意契約（6号）
委託先名称	株式会社 西谷建設
契約金額	（変更前）14,630,000 円 （変更後）16,561,600 円

平成 30 年度、令和元年度は、県土マネジメント部道路保全課において、大和中央道包括的道路維持管理業務委託として一般競争入札（総合評価落札方式）により事業者を選定し業務を進めていたが、令和 2 年度より当該包括委託の見直しを行うこととなり、業者決定までの空白を避けるため、令和元年度まで実施していた事業者は、随意契約により業務を委託したものである。

なお、従来道路保全課で実施していたものを郡山土木事務所で行っているのは、当該業務が 4 か月と短期間となることで、予定価格が郡山土木事務所における事務執行の範疇となったことによる。

契約金額変更の主な理由は、当初巡回・巡視業務を 20 回として見積もっていたところ、44 回に増加したことによる。

2) 監査の結果及び意見

①仕様書と実施設計書の不整合【結果28】

仕様書が想定する業務内容と実施設計書の数量に齟齬が生じている。仕様書と実施設計書は整合を保つ必要がある。

当該委託契約の特記仕様書では、道路巡回・巡視業務を2日に1回としている。なお、特記仕様書にはないが、事業者との取り決めにより月曜日、水曜日、金曜日に巡回・巡視をおこなっており、土日の巡回・巡視は行われていないため、巡視は厳密には週3回となる（祝日が月曜日、水曜日、金曜日と重なる場合は、祝日も除く）。

一方、予定価格の根拠となる実施設計書における巡回・巡視の回数は20回となっている。当該業務は令和2年4月から7月までの業務であるため、土日及び祝日を除いた巡回・巡視回数は、合計で48回となるはずであり、実施設計書における20回という回数は、あるべき回数から大きく乖離している。

一方、事業者の提出した巡回巡視日誌を見ると、4月1日より週3回のペースで巡回・巡視が行われており、このペースで行くなら、5月の途中で巡回・巡視が終了し、5月下旬からは巡回・巡視が行われないことになってしまう。そこで、令和2年4月27日付指示書において、巡回・巡視を当初の20回から44回に変更する指示が出ており、その後令和2年7月30日付で1,931,600円の増額契約変更がなされている。

当該業務の契約全期間において週3回程度の巡回・巡視が必要であることは契約前から明らかであり、実施設計書において、必要な回数を見込んでおくべきであったと考えられる。

今後、仕様書と実施設計書は整合性を保つたうえで契約を締結する必要がある。

②変更契約締結前の業務の実施【意見53】

変更契約の締結前に契約変更の元となる業務を事業者を実施させている。契約成立前に業務を先行実施させていることと同義であり、業務の変更がある場合は変更契約締結後に実施させる必要がある。

「①仕様書と実施設計書の不整合【結果28】」で述べた通り、巡回・巡視の変更について、令和2年4月27日付指示書において、変更の指示が出ている。しかし、変更契約の締結は令和2年7月30日であり、当該業務の契約期間の最終日の前日である。変更契約の締結前に契約変更の元となる業務を事業者を実施させていることとなる。

契約成立前に業務を先行実施させていることと同義であり、業務の変更がある場合は変更契約締結後に実施させる必要がある。

(8) 大門ダム 水質調査業務委託（河川（ダム）維持修繕費他）（郡山土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 郡山土木事務所
委託契約名称	大門ダム 水質調査業務委託（河川（ダム）維持修繕費他）
委託契約の概要	大門ダムの貯水池水質等の実態把握を目的として行われる水質調査
契約形態	指名競争入札
委託先名称	環境システム株式会社
契約金額	2,013,000 円

2) 監査の結果及び意見

①入札保証金免除の妥当性【結果29】

当該指名競争入札の参加資格として、奈良県物品購入等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることを条件に、当該入札における入札保証金を免除しているが、建設工事以外の委託契約では、競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることのみをもって入札保証金免除とはならない。原則通り、過去二年間の契約実績等を入札前に確認する必要がある

奈良県契約規則第4条第2項では、入札参加資格を有する者を定めた名簿に登録された者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものについて、入札保証金の免除ができるものとされている。

建設工事では、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていること等をもって同号に規定する「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの」に該当するとの運用を行っているが、当該委託業務は建設工事以外の委託契約に該当し、入札参加資格を有する者を定めた名簿に登録された者であることのみでは不足し、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることなどが求められている。

したがって、当該入札の参加条件として、奈良県物品購入等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることのみをもって、入札保証金の免除をすべきではなかった。

今後入札保証金の免除を行う場合は、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを入札前に確認する必要がある。

(9) 令和2年度道路施設環境整備業務委託(雪寒)(宇陀土木事務所)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 宇陀土木事務所
委託契約名称	令和2年度道路施設環境整備業務委託(雪寒)
委託契約の概要	冬季の路面の凍結等による凍結障害を迅速に解消するため対象道路のパトロール、除雪、融雪作業を委託するもの
契約形態	随意契約(2号)
委託先名称	森川住建株式会社
契約金額	(単価) 事前調達工(2tダンプ)20km以下(往復)1袋 282円～ 準備工 準備、後片付け 10,000㎡ 11,948円～ 雪道巡回工(ライトバン)10km以下(往復)1回 10,659円～ 除雪工(トラクターショベル)10,000㎡ 37,533円～ 凍結防止剤散布工 機械散布 10,000㎡ 31,698円～ (令和2年度支出額)2,707,353円

雪寒対策業務は、早朝、休日(年末年始)にかかわらず発生する除雪及び凍結防止剤散布業務であり、現場に近接する業者の迅速な対応が必要である。また、冬季における特異な気象条件、積雪の多い道路区域を把握し、除雪作業や融雪剤散布機の操作に精通する等、当該業務の履行が可能な者に特定される業務である。

事業所が路線の近傍に位置し、担当区間の冬季における特異な気象条件、道路状況を把握している者は土木事務所管内において極めて少なく、本業務を適正に履行した実績があることから、毎年、同区間に対して同じ業者を選定し随意契約により雪寒対策業務を委託している。

2) 監査の結果及び意見

①再委託制限条項の明記【意見54】

業務委託契約書には再委託を制限又は報告させる条項がないため、県として再委託の実態を把握できていない。契約書に再委託制限条項を設け、実態把握に努める必要がある。

雪寒対策業務を毎年同じ業者の随意契約によっている理由は、当該地域の冬季における特異な気象条件と道路状況を把握している業者であり、他に代替する者がいないことによるものである。

当該業者が自己の判断で対象路線の近傍に位置する他の業者に再委託した場合、責任の所在が不明確となるおそれがある。

雪寒対策業務は予想の困難な気象条件により作業の時期やその工数に大きな変動が生じるため、業者としても人手が足りない時期の作業については他の業者に再

委託したい誘因もあることが想定される。実際に再委託されている可能性もあるが、現状の業務委託契約書においては再委託する場合に報告義務が規定されていないため、県として再委託の実態を把握できていない。

雪寒対策業務は、当該区域の特異な気象条件を熟知している当該業者が遂行することによってはじめて期待する効果が実現するものであるため、契約書に再委託制限条項を設け、業務の再委託を制限又は報告させることが望ましい。また、県としては再委託した業者を把握することによって、現在契約している業者が将来的に辞退、廃業した場合に代替しうる業者を把握することができる。

(10) 一般国道 165 号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託（道路施設環境整備他）（宇陀土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 宇陀土木事務所
委託契約名称	一般国道 165 号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託(道路施設環境整備他)
委託契約の概要	管内道路の路肩に堆積する落葉や土砂を清掃し廃棄する道路清掃業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	株式会社吉岡建設
契約金額	(変更前) 3,168,000 円 (変更後) 3,788,400 円

契約金額の変更については、路面清掃工の運搬処分について運搬処分数量が増加したため、実際の現場発生数量にあわせて増加したものである。

2) 監査の結果及び意見

①実施設計書の日付誤り【結果30】

設計金額を計算する実施設計書は令和 2 年 6 月 18 日に作成されているが、当該実施設計書には令和元年 6 月 18 日作成と記載されていた。

令和 2 年度の設計金額を計算する実施設計書は令和 2 年 6 月 18 日に作成されているが、作成年月日の欄には令和元年 6 月 18 日と記載されており、年度を誤って記載している。

年度を誤った理由としては、注意不足があったとのことであるが、所長までが押印し確認をしている。今後は記載誤りが適時に発見されるよう、チェック体制を強化する必要がある。

②契約保証金免除の証跡の保存【意見55】

契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定に基づき免除されているが、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであることを確認した証跡が残されていない。証拠書類として保存すべきである。

当該業務の契約に係る契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第5号（第三条第一項又は第十二条の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの）に基づき免除している。

契約保証金は契約金額の10%を納付させることが原則であり、免除は第1号から第6号に定める例外規定である。「契約を履行しないこととなるおそれが認められない」ことを条件とする第5号に基づいて契約保証金を免除する場合には、契約不履行のおそれがないことを認めた証拠書類を契約書に添付して保存すべきものと考えられる。

「過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した」ことは、県との過去の契約実績や外部サイト（テクリスコリンズ等）、契約者本人からの証拠書類の提出等によって確認することができるため、これらを証拠書類として保存すべきである。

③予定価格に対する落札約価格の乖離【意見56】

予定価格 5,335,000 円に対して当初落札価格が 3,168,000 円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

予定価格は契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格を予め作成する見積価格である。予定価格が奈良県契約規則に定める金額以下の場合には随意契約を選択できるなど、県の契約に係る内部統制の重要な要素となっている。

このような予定価格の趣旨と内部統制上の位置付けに鑑みれば、予定価格の作成に当たっては、契約の目的となる物件または役務について取引事例、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。そして適正な予定価格を作成するには契約の発注案件についての仕様・内容等を事前に十分に精査・協議し、事後のトラブルを回避するため、品質・機能等の水準及び業務内容を明確にした仕様書等の作成を行うことが求められる。

本委託契約においては、予定価格 5,335,000 円に対して 2 者の入札参加があったが、3,168,000 円と半額近くで落札され契約しており、予定価格と契約価格に著しい差異が認められる。結果として適正に実施され、完了されたことを確認している。

本契約は最低制限価格を設定すべき工事又は製造その他についての請負契約には当たらないが、予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどして乖離した原因について検証することが望まれる。

(11) 管内の国道・県道における雪寒業務委託（吉野土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 吉野土木事務所
委託契約名称	管内の国道・県道における雪寒業務委託
委託契約の概要	冬季の路面の凍結等による凍結障害を迅速に解消するため対象道路のパトロール、除雪、融雪作業を委託するもの
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	株式会社みよしの
契約金額	（単価） 事前調達工（2t ダンプ）20 km以下（往復）1袋 282 円～ 準備工 準備、後片付け 10,000 m ² 11,948 円～ 雪道巡回工（ライトバン）10 km以下（往復）1回 10,659 円～ 除雪工（トラクターショベル）10,000 m ² 37,533 円～ 凍結防止剤散布工 機械散布 10,000 m ² 31,698 円～ （令和 2 年度支出額）35,491,127 円

雪寒対策業務は、早朝、休日（年末年始）にかかわらず発生する除雪及び凍結防止剤散布業務であり、現場に近接する業者の迅速な対応が必要である。また、冬季における特異な気象条件、積雪の多い道路区域を把握し、除雪作業や融雪剤散布機の操作に精通する等、当該業務の履行が可能な者に特定される業務である。

事業所が路線の近傍に位置し、担当区間の冬季における特異な気象条件、道路状況を把握している者は土木事務所管内において他に代替する者が極めて少なく、本業務を適正に履行した実績があることから、毎年、同区間に対して同じ業者を選定し随意契約により雪寒対策業務を委託している。

2) 監査の結果及び意見

①再委託制限条項の明記【意見57】

業務委託契約書には再委託を制限又は報告させる条項がないため、県として再委託の実態を把握できていない。契約書に再委託制限条項を設け、実態把握に努める必要がある。

雪寒対策業務を毎年同じ業者の随意契約によっている理由は、当該地域の冬季における特異な気象条件と道路状況を把握している業者であり、他に代替する者がいないことによるものである。

また、当該業者が自己の判断で対象路線の近傍に位置する他の業者に再委託した場合、責任の所在が不明確となるおそれがある。

雪寒対策業務は予想の困難な気象条件により作業の時期やその工数に大きな変動が生じるため、業者としても人手が足りない時期の作業については他の業者に再委託したい誘因もあることが想定される。実際に再委託されている可能性もあるが現状の業務委託契約書においては再委託する場合に報告義務が規定されていないため、県として再委託の実態を把握できていない。

雪寒対策業務は、当該区域の特異な気象条件を熟知している当該業者が遂行することによってはじめて期待する効果が実現するものであるため、契約書に再委託制限条項を設け、業務の再委託を制限又は報告させることが望ましい。また、県としては再委託した業者を把握することによって、現在契約している業者が将来的に辞退、廃業した場合に代替しうる業者を把握することができる。

(12) 一般国道 169 号他 道路施設環境整備業務委託（道路施設環境整備事業）（吉野土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 吉野土木事務所
委託契約名称	一般国道 169 号他 道路施設環境整備業務委託（道路施設環境整備事業）
委託契約の概要	管内道路の路肩に堆積する落葉や土砂を清掃し廃棄する道路清掃業務
契約形態	指名競争入札
委託先名称	株式会社南都興産
契約金額	2,970,000 円

2) 監査の結果及び意見

①契約保証金免除の証跡の保存【意見58】

契約保証金は奈良県契約規則第 19 条第 1 項第 5 号の規定に基づき免除されている。

るが、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであることを確認した証拠が残されていない。証拠書類として保存すべきである。

当該業務の契約に係る契約保証金は奈良県契約規則第 19 条第 1 項第 5 号（第三条第一項又は第十二条の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの）に基づき免除している。

契約保証金は契約金額の 10%を納付させることが原則であり、免除は第 1 号から第 6 号に定める例外規定である。「契約を履行しないこととなるおそれが認められない」ことを条件とする第 5 号に基づいて契約保証金を免除する場合には、契約不履行のおそれがないことを認めた証拠書類を契約書に添付して保存すべきものと考えられる。

「過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した」ことは、県との過去の契約実績や外部サイト（テクリスコリンズ等）、契約者本人からの証拠資料の提出等によって確認することができるため、これらを証拠書類として保存すべきである。

② 予定価格に対する落札価格の乖離【意見 59】

予定価格 5,332,800 円に対して落札価格が 2,970,000 円と著しく乖離している。
①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

予定価格は契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格を予め作成する見積価格である。予定価格が奈良県契約規則に定める金額以下の場合には随意契約を選択できるなど、県の契約に係る内部統制の重要な要素となっている。

このような予定価格の趣旨と内部統制上の位置付けに鑑みれば、予定価格の作成に当たっては、契約の目的となる物件または役務について取引事例、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。そして適正な予定価格を作成するには契約の発注案件についての仕様・内容等を事前に十分に精査・協議し、事後のトラブルを回避するため、品質・機能等の水準及び業務内容を明確にした仕様書等の作成を行うことが求められる。

本委託契約においては、指名競争入札方式により入札を実施し 2 者の参加者から入札されたが、予定価格 5,332,800 円に対して 2,970,000 円と約半額で落札され契

約しており、予定価格と契約価格に著しい差異が認められる。結果として適正に実施され、完了されたことを確認している。

本契約は最低制限価格を設定すべき工事又は製造その他についての請負契約には当たらないが、予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札者に意見聴取を行うなどして乖離した原因について検証することが望まれる。

(13) 道路管理事業（委託分）業務委託 63 委 01 トンネル警備業務一式
（吉野土木事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 吉野土木事務所
委託契約名称	道路管理事業（委託分）業務委託 63 委 01 トンネル警備業務一式
委託契約の概要	非常設備設置の国道 169 号他のトンネル監視業務（12 か所 16 トンネル）
契約形態	随意契約（6 号）
委託先名称	総合警備保障株式会社 奈良支社
契約金額	8,896,800 円

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の文書化と承認の必要性【結果31】

予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

契約締結に際し、相手先からの見積書を根拠に契約金額を決定しているが、予定価格の文書が作成されておらず、予定価格の設定状況について確認することができない。

予定価格は随意契約によることが適法かを判断するために必要な情報であり、必ず設定すべきものである。（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）。また、予定価格にはしかるべき承認手続が必要であり、予定価格が文書化されていなければ、承認を得ることもできない。

当該契約は建設工事や設計業務のように明確な積算基準がなく、予定価格の積算が困難であることを理由に予定価格の文書を作成していないが、このような場合においては参考見積を徴取し、これを元に予定価格を積算することも認められており、予定価格の文書を作成しない理由とはならない。

今後は予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

(14) 一般国道168号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託
 (防災・安全交付金事業(国道トンネル補修・国補正)他) (五條土木
 事務所)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	県土マネジメント部 五條土木事務所
委託契約名称	一般国道168号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託(防災・安全交付金事業(国道トンネル補修・国補正)他)
委託契約の概要	「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年国土交通省)」等に基づき、照明コストや使用電力の節電を目的とし、トンネル照明をLED照明に切り替えするために、照明詳細設計を実施するもの
契約形態	総合評価一般競争入札
委託先名称	八千代エンジニアリング株式会社 奈良事務所
契約金額	17,897,000円

2) 監査の結果及び意見

① 監督員任命伺の日付の記載漏れ【結果32】

入札に先立って監督員の任命がされているが、その任命伺に日付の記載が漏れている。

入札に先立って監督員の任命がされ、令和2年6月8日に「調査職員任命伺」が所長まで決裁されているが、当該任命伺の作成年月日の欄が空欄となっている。

日付の記載が漏れた理由としては、注意不足があったとのことであるが、今後は記載漏れが適時に発見されるよう、チェック体制を強化する必要がある。

1.1. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局

(1) 奈良公園バスターミナル施設運營業務（奈良公園バスターミナル施設管理運營業務）（奈良公園室）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	地域デザイン推進局 奈良公園室
委託契約名称	奈良公園バスターミナル施設運營業務（奈良公園バスターミナル施設管理運營業務）
委託契約の概要	奈良公園への車両の流入を抑制し、周遊環境を向上させるため平成31年4月に開業した「奈良公園バスターミナル」（飲食店舗、観光案内カウンターを設けた展示室、貸会場を行うレクチャーホールを設置）における観光案内サービスの提供、レクチャーホールの貸会場に係る対応
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社コングレ
契約金額	（契約総額）（変更前）62,326,800円 （変更後）98,909,371円 （令和2年度支出額）（変更前）29,652,480円 （変更後）50,858,087円

本業務の契約は、平成31年2月から平成33年（令和3年）3月までの長期継続契約である（地方自治法施行令第167条の17、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4号イ及び同条例施行規則の区分二のケ（観光施設の運營業務に関する役務の提供を受ける契約）に基づく）。

なお、契約の変更は、バスターミナルの営業時間を当初予定から延長したことに伴うものである。

2) 監査の結果及び意見

①提案内容を踏まえた仕様書の修正【結果33】

プロポーザル方式により、事業者側の提案を重視して委託事業者を決定する場合、提案内容を踏まえて仕様書に修正を加えるべき点がないかを十分に精査されたい。

当該業務ではプロポーザル方式による随意契約により委託事業者を選定しており、応募者からの提案内容を評価のうえ決定している。評価は、「企業の経験及び能力」「業務の実施方針」「評価テーマに対する提案」の3項目をもとに評価され、中でも「評価テーマに対する提案」のウェイトが過半を占めている。評価テーマは「観光案内及び観光情報発信」と「管理運営」の2テーマがあり、それぞれに提案を求めている。

他方、募集公告時の仕様書と契約時のそれは同一であり、提案を踏まえて修正が加えられた形跡がない。仕様書が修正されていない理由を担当者に質問すると、「本来は修正すべきであったが、できていなかった」との回答であった。

当該業務のように事業者側の提案を重視して委託事業者を決定する場合、例えば募集公告時の仕様書には記載がない独自提案を行い、それを評価して当該事業者に決定した場合など、契約書に添付する仕様書の作成にあたり、募集公告時の仕様書を修正する必要がある場合があり、仕様書を修正しない場合は提案の実行を担保できないおそれがある。

当該業務では、結果として提案内容の遂行に支障はなかったとのことであるが、今後は提案内容を踏まえて仕様書に修正を加えるべき点がないかを十分に精査されたい。

②事業者選定方法の検討経緯の文書化【意見60】

公の施設の管理手法の検討過程は文書化しておくことが望ましい。

当該業務は、奈良公園バスターミナルにおける観光案内サービスの提供や、レクチャーホールの貸会場に係る対応などの業務である。

奈良公園バスターミナルは地方自治法第244条第1項が規定する「公の施設」に該当するが、公の施設の管理手法は大きく「直営管理」と「指定管理者」に二分される。

直営管理は、文字通り、普通地方公共団体である県が直接管理することであるが、公の施設の一部の業務を業務委託契約によって民間事業者に委託する場合（当該業務もこれに該当する）も直営管理に含まれる。

他方、指定管理者制度は、民間事業者を含む様々な経営能力を持つ団体の中から、公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行える団体を指定して、施設の管理運営を任せる仕組みである。施設の管理権限を指定管理者に委任して代行させるものであり、利用料金の徴収のほか、行政処分にも該当する使用許可も行うことができる。

県は、公の施設の適正かつ効率的な運営と県民サービスの向上を図る観点から、指定管理者制度など民間ノウハウの活用を積極的に図っており、指定管理者制度導入の効果を検証し、効果が期待できる場合には制度の積極的な導入に努め、更なるサービスの向上と施設の活性化を図っている。また、指定管理者制度の導入の適否の検討の際は、法令上の制約の有無や、施設のあり方、運営形態の検討状況、運営の効率性・サービスの向上の可能性、施設の位置付け・管理運営のあり方などを踏まえて検討することとしている（「指定管理者制度導入・運用の手引き」（令和3年3月奈良県ファシリティマネジメント室））。

奈良公園バスターミナルの管理手法選択肢として指定管理者制度は検討しなかったのかを担当者に質問すると、「当時検討したが、バスターミナルは都市公園区域

内にあり、管理許可の制約上、公園の便益事業しか許可できないため、事業の自由度が低く、指定管理者にすると収支が成り立たないと判断した」との回答であった。

行政活動においては、検討過程を文書化することによって後年度の「検証可能性」を担保するという視点は重要である。事業者選定方法の検討過程は重要な事項であるため、そのような検討過程は文書化しておくことが望ましい。

(2) 奈良公園バスターミナル交通運營業務（奈良公園バスターミナル運営管理事業）（奈良公園室）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	地域デザイン推進局 奈良公園室
委託契約名称	奈良公園バスターミナル交通運營業務（奈良公園バスターミナル運営管理事業）
委託契約の概要	奈良公園への車両の流入を抑制し、周遊環境を向上させるため平成31年春に整備した「登大路バスターミナル」の運営に係るオペレーションマニュアルの作成、団体バス予約システムの開発、バスターミナルの運営
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	株式会社近畿日本ツーリスト関西 奈良支店
契約金額	（契約総額）（変更前）344,744,386円 （変更後）315,676,889円 （令和2年度支出額）（変更前）163,296,927円 （変更後）119,261,250円

本業務の契約は、平成30年10月から平成33年（令和3年）3月までの長期継続契約である（地方自治法施行令第167条の17、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4号イ及び同条例施行規則の区分二のケ（観光施設の運營業務に関する役務の提供を受ける契約）に基づく）。

なお、契約の変更は、団体バスの受入時間を当初予定から短縮したことに伴うものである。

2) 監査の結果及び意見

① 支払方法の契約書への記載【結果34】

契約代金の支払方法は、仕様書ではなく契約書本体に記載する必要がある。

当該業務は、契約期間が当初契約日（平成30年10月15日）から平成33年3月31日までの長期継続契約であり、当該業務の契約代金の支払については、契約書第28条において、受注者は、業務の完了検査に合格したときは業務委託料の支払いを請求することができる旨を規定している。

また、契約書とともに作成されている仕様書の「2.業務の概要 (4)支払条件」において、平成30年10月15日付の当初の委託契約書とともに作成された仕様書では、「当該年度分の業務完了報告書を提出し、検査に合格した後に一括払いとする。なお、運営分については、供用開始日に応じて支払うものとする。」と、契約書と同内容の記載がされている。

当該業務の契約書は4回にわたり変更されているが、いずれも変更内容は仕様書と業務委託料の変更であり、第28条を含め、その他の条文の変更はない。

一方、平成31年4月1日付の第2回変更委託契約書とともに作成された仕様書(第2回変更)の「2.業務の概要 (4)支払条件」は、「平成30年度は、当該年度分の業務完了報告書を提出し、検査に合格した後に一括払いとする。平成31年度以降は、当該半期分の業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けた後に、当該半期分の委託料を請求できるものとする。なお、運営分については、供用開始日に応じて支払うものとする。」と、半期ごとの支払いに変更されており、この仕様書の記載に基づいて実際に半期ごとの支払いが行われている。

契約規則第17条第2項では契約書の必須記載事項を規定しており、同項第7号で「契約代金の支払又は受領の時期及び方法」を規定している。仕様書は、契約書と合わせて綴じ込まれる場合には、実質的に契約書の一部を構成するものであるが、当該業務の場合、仕様書は契約書と合わせて綴じ込まれてはおらず独立した書類となっており、押印もされていない。

したがって今回の場合、支払方法を変更する際は、仕様書の記載の変更ではなく契約書の条文を変更すべきであった。

②契約保証金免除規定の適切な運用【意見61】

事業者間で不公平が生じないように、契約保証金の免除事由について事前に丁寧な周知を行うことが望ましい。
--

当該業務の契約に係る契約保証金は免除しており、免除事由は契約規則第19条第1項第1号(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者)としている。

一方、別業務である「奈良公園バスターミナル施設運營業務」でも同様に契約保証金を免除しているが、こちらの免除事由は同規則第6号(随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者)であり、判断根拠を「過去の奈良県からの受注実績を示す資料の提出」に求めている。

当該業務の選定事業者からも、「施設運營業務」の選定事業者と同様に、過去の奈良県からの受注実績を示す資料の提出もあるが、同時に履行保証証券の提出もあったため、第6号ではなく第1号を免除事由としている。

この取扱いの差異の理由を質問すると、「免除事由の該当の有無について、県として積極的な確認はしておらず、免除事由に該当することを示す書類の提出があれ

ばそれをもって免除事由の該当の有無を判断するのみである。今回の場合、いずれの事由であっても契約保証金は免除となるため、免除事由の違いは重視していない。」との回答であった。

しかし、履行保証証券の提出は、事業者側に一定の負担が生じる。過去の奈良県からの受注実績を示す資料の提出もあるため、今回の事例では履行保証証券は必要ないものであり、結果として事業者に不利益が生じる運用になっている。

契約保証金は納付することが原則であり、免除事由を規定する契約規則第 19 条においても、「次の各号の一に該当する者であるときは、知事は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。」と、「免除することができる」旨の規定であり、「免除しなければならない」わけではない。しかしながら、事業者間で不公平が生じないような運用にはするべきである。

今後は、事業者側に無用な負担が生じないように、事業者が選定された時点で、選定事業者との間で必要な提出書類について確認する等、より丁寧な対応を行うことが望ましい。

(3) 馬見丘陵公園植栽管理業務委託（単独都市計画公園事業）第 461-委 9 号（中和公園事務所）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	地域デザイン推進局 中和公園事務所
委託契約名称	馬見丘陵公園植栽管理業務委託（単独都市計画公園事業）第 461-委 9 号
委託契約の概要	馬見丘陵公園内の植栽管理
契約形態	指名競争入札
委託先名称	昭伸興拓（個人事業）
契約金額	2,337,500 円

2) 監査の結果及び意見

①指名競争入札による理由の文書化【意見62】

事業者選定方法の検討過程は比較的重要な事項であるため、そのような検討過程は文書化しておくことが望ましい。

当該業務は、地方自治法施行令 167 条第 1 項第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠として指名競争入札により事業者を選定しているが、第 3 号に該当する理由について文書化されていない。

該当理由を担当者に質問すると、「公園の近隣業者の方が臨機の対応がしやすいため、広陵町と河合町の造園業の資格を持つ業者を指名業者として選定している」との回答であった。

この理由自体は妥当であると考えられるが、行政活動においては、検討過程を文

書化することによって後年度の「検証可能性」を担保するという視点は重要である。事業者選定方法の検討過程は比較的重要な事項であるため、そのような検討過程は文書化しておくことが望ましい。

なお、当該業務以外に監査対象とした以下の3件においても同様である。

委託契約名称	契約金額
馬見丘陵公園植栽管理業務委託（馬見丘陵公園管理費（物件費））第401-委5	2,516,800円
馬見丘陵公園植栽管理業務委託（彩り植栽事業（物件費））第422-1-委5号	2,566,300円
馬見丘陵公園植栽管理業務委託（馬見丘陵公園管理費（物件費））第401-委2	2,280,300円

（4）令和2年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託（彩り植栽事業（物件費））第422-1-委1号（中和公園事務所）

1）契約の概要

担当部局・課室名	地域デザイン推進局 中和公園事務所
委託契約名称	令和2年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託（彩り植栽事業（物件費））第422-1-委1号
委託契約の概要	県営馬見丘陵公園内の菖蒲園の管理
契約形態	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	植丈造園（個人事業）
契約金額	（変更前）8,327,000円 （変更後）9,242,200円

本業務の契約変更は、花菖蒲の生育状況の確認結果により植栽株数を変更したこと、立ち枯れ病の発生状況を踏まえて土壌灌注（薬液散布）を追加したことに伴うものである。

2）監査の結果及び意見

①契約期間や金額を考慮した支払方法の検討【意見63】

契約期間が比較的長く、金額も多額であることから、事業者の負担を考慮した適切な判断を行われたい。

当該業務の契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月19日までのほぼ1年間であり、契約金額（変更後）は9,242,200円であるが、委託代金の支払は契約期間満了後、検査合格後の支払となっている。

選定事業者は地元の中小事業者であり、中小事業者にとっては契約金額が比較的

多額であること、入金が事業実施の1年後となることから、事業者にとって資金繰りの負担が大きいのではないかと懸念される。

この点を担当者に質問すると、選定事業者は当該契約内容について事前に同意しており、問題なかったとの回答であった。しかしながら、受注者が発注者に対して対等な主張を行えるとは必ずしも限らない。

選定事業者の規模、契約期間、契約金額、業務の性質などを考慮し、県としても事業者の資金繰りの負担が大きくなるように配慮する必要があるのではないかと考える。

今後は契約期間や金額を考慮した支払方法を検討されたい。

1.2. 議会事務局

(1) 奈良県議会棟保安業務委託（総務課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	議会事務局 総務課
委託契約名称	奈良県議会棟保安業務委託
委託契約の概要	奈良県議会棟及び議会及び地下駐車場の保安業務
契約形態	随意契約（8号）
委託先名称	日東カスタディアル・サービス株式会社
契約金額	（契約総額）（変更前）17,918,280円 （変更後）18,083,054円 （令和2年度支出額）（変更前）5,956,416円 （変更後）6,066,720円

本業務の契約は、平成30年4月から平成33年（令和3年）3月までの3年間の長期継続契約である（地方自治法施行令第167条の17、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく）。なお、契約の変更は消費税率の改正に伴うものである。

当該契約の事業者選定について、当初は一般競争入札を実施したものの、予定価格超過による入札不調に伴い、随意契約となっている。

2) 監査の結果及び意見

①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果35】

当該委託契約は「特定公契約以外の公契約」に該当するが、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」の添付がなかった。

当該委託契約は、特定公契約ではないが業務を委託する契約（節「委託料」で支出するもの）であって、一般競争入札、指名競争入札又はプロポーザル等の募集を行うものであるため、「特定公契約以外の公契約」に該当する。

「特定公契約以外の公契約」については、入札又は募集の際の仕様書に、別紙「遵守事項」の添付が必要であるが（「特定公契約」以外の「公契約」に係る入札等における遵守事項の記載について（通知）（会局総第112号平成27年3月16日））、この添付がされていなかった。

添付がされていなかった理由として、担当者の認識不足があったとのことである。

今後、添付漏れがないよう、部局内での周知を徹底するとともに、記載事項のチェックリストを作成するなどにより、チェック体制を強化する必要がある。

(2) 議会テレビ中継番組制作等・放送委託（政務調査課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	議会事務局 政務調査課
委託契約名称	議会テレビ中継番組制作等・放送委託
委託契約の概要	奈良県議会のテレビ中継番組の制作及び放送業務
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	奈良テレビ放送株式会社
契約金額	(単価) 制作料 1日当たり 1,358,500円 放送料金単価 12:00～14:00、17:00～18:00 : 197,790円 14:00～17:00 : 161,355円 (令和2年度支出額) 制作料 8,151,000円 放送料 7,413,120円

※上記は2月定例会分であるが、他の時期の定例会でも以下の通り支出している。

実施時期	支出額
議会テレビ中継番組制作等・放送委託 6月定例会分（制作料）	5,434,000円
議会テレビ中継番組制作等・放送委託 6月定例会分（放送料）	5,267,130円
議会テレビ中継番組制作等・放送委託 9月定例会分（制作料）	5,434,000円
議会テレビ中継番組制作等・放送委託 9月定例会分（放送料）	6,149,110円
議会テレビ中継番組制作等・放送委託 11月定例会分（制作料）	5,434,000円
議会テレビ中継番組制作等・放送委託 11月定例会分（放送料）	5,359,860円

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の文書化【意見64】

後年度の意思決定プロセスの検証に資するため、予定価格の設定に係る検討経緯は可能な限り詳細に文書化しておくことが望ましい。

「議会テレビ中継番組制作等・放送委託」は、長年にわたり同一事業者（奈良テレビ放送株式会社）と随意契約を交わしている。同社と随意契約を行う理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）を根拠としており、同社は業務の要件を全て備え、かつ、入札参加資格を有する唯一の事業者であることから、同社と随意契約を行う旨の内部意思決定がなさ

れている。

業務委託にあたって、このような内部意思決定はなされているものの、予定価格の検討過程の記載がないため、担当者に理由を質問したところ、「以前に他のテレビ局にも参考見積書の提出依頼をしたが、到底単価が見合わないため提出できない旨の回答があり、毎年確認しているが同様の結果であり、結局、参考見積書の提出は選定事業者1社のみであったため、作成していない」との回答であった。

しかし、現在の内部意思決定資料では、予定価格の設定に関してそのような内部努力を行っていたことが読み取れない。同一事業者との随意契約を毎年漫然と繰り返しているのではないかとの不要な疑念を県民に抱かせないためにも、そのような予定価格の設定経緯を文書化しておくことが望ましい。

(3) 奈良県議会インターネット動画配信業務委託（政務調査課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	議会事務局 政務調査課
委託契約名称	奈良県議会インターネット動画配信業務委託
委託契約の概要	奈良県議会の本会議及び委員会等のインターネット動画（ライブ中継並びに録画）の配信業務及び運用管理業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	株式会社社会議録研究所
契約金額	(契約総額) (変更前) 36,936,000 円 (変更後) 37,335,000 円 (令和2年度支出額) 7,524,000 円

本業務の契約は、平成29年9月から平成34年（令和4年）8月までの5年間の長期継続契約である（地方自治法施行令第167条の17、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4号イ及び同条例施行規則の区分二のロ（情報処理業務に関する役務の提供を受ける契約）に基づく）。なお、契約の変更は消費税率の改正に伴うものである。

2) 監査の結果及び意見

①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果36】

当該委託契約は「特定公契約以外の公契約」に該当するが、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」の添付がなかった。

当該委託契約は、特定公契約ではないが、業務を委託する契約（節「委託料」で支出するもの）であって、一般競争入札を行うものであるため、「特定公契約以外の公契約」に該当する。

「特定公契約以外の公契約」については、入札又は募集の際の仕様書に、別紙「遵

守事項」の添付が必要であるが（「特定公契約」以外の「公契約」に係る入札等における遵守事項の記載について（通知）（会局総第 112 号平成 27 年 3 月 16 日））、この添付がされていなかった。

添付がされていなかった理由として、担当者が失念していたとのことである。実際は、失念に気付いた時点で会計局と相談し、当該「遵守事項」について落札業者に対して十分説明を行い、遵守を確約させた上で契約締結を行ったとのことであるが、今後、添付漏れがないよう、部局内での周知を徹底するとともに、記載事項のチェックリストを作成するなどにより、チェック体制を強化する必要がある。

② 予定価格の設定及び事業者の選定方法【意見 65】

一般競争入札に係る予定価格の算定のために複数社から参考見積書を徴取することや、一般競争入札ではなく指名競争入札を実施するなど、予定価格の設定及び事業者の選定方法の方策には改善の余地があるものと考えられる。次期以降も当該業務を継続する場合は参考にされたい。

当該契約締結時の平成 29 年度に一般競争入札を実施したうえで事業者を選定しているが、予定価格を算定するために参考見積書を徴取しているのは、結果として選定事業者となった 1 社のみである（入札参加者も当該 1 社のみ）。

他の自治体でも同様の業務委託をしており、当該業務を受託できる事業者は他にも複数ある。また、業務の性質上、奈良県に事業所を置かなければ実施できない業務でもなく、かつ、各事業者に特有の機材を使用するわけでもない。

他の事業者の入札参加を促すためにも、①一般競争入札に係る予定価格の算定のため複数社から参考見積書を徴取することを契機として、他の事業者の入札参加を促す、②一般競争入札ではなく指名競争入札を実施する、などの方策を取り得るものと考えられる。次期以降も当該業務を継続する場合は参考にされたい。

13. 教育委員会事務局

(1) 県立学校ネットワークシステム強靱化運用保守業務及び機器等の賃貸借 (教育政策推進課)

1) 契約の概要

担当部局・課室名	教育委員会事務局 教育政策推進課
委託契約名称	県立学校ネットワークシステム強靱化運用保守業務及び機器等の賃貸借
委託契約の概要	県立学校ネットワーク強靱化に伴うネットワーク等の構築及び保守管理業務等
契約形態	総合評価落札方式一般競争入札
委託先名称	NTT ビジネスソリューションズ株式会社関西支店・西日本電信電話株式会社奈良支店特定業務共同企業体
契約金額	(契約総額) (当初契約時) 647,460,000 円 (消費税率改定後) 658,060,000 円 (令和2年度支出額) 委託料 26,400,000 円 使用料及び賃借料 105,600,000 円

本業務は、県立学校ネットワーク強靱化に伴うネットワーク等の構築及び保守管理業務、県立学校の校務用端末の保守・リース及び県立学校用統合型校務支援システムの構築及び保守運用業務を委託するものである。

本業務の受託者は、システムの構築と構築後の運用保守及び賃貸借を一体として総合評価落札方式一般競争入札により決定されており、契約は次の2つに分かれている。

【図表 60】 県立学校ネットワークシステム強靱化に係る契約

契約名	契約期間	契約金額
県立学校ネットワークシステム強靱化構築業務	平成30年11月2日～ 平成31年2月28日	70,200,000 円
県立学校ネットワークシステム強靱化運用保守業務及び機器等の賃貸借	平成31年3月1日～ 令和6年2月29日	647,460,000 円

また、本業務の目的は次の通りである。

文部科学省「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」における教育情報セキュリティのための緊急提言を受け、県立学校ネットワーク及び運用管理システムの構築を行う。各県立学校をはじめ、県都市町村の統合型校務システムの運用を目指し、とりわけ県立学校における校務を統一するとともに統括・管理し、

校務の効率化、業務負担の軽減を図る。また、校務システムを使用するための端末を県立学校本務教員分整備する。

2) 監査の結果及び意見

①保守及び賃貸借対象物件の明確化【意見66】

本業務に係る契約書に袋綴じされた仕様書は、入札時に作成された要求仕様書となっているが、県立学校ネットワークシステム強靱化構築業務により導入された機器一覧を記載した覚書などを作成し、保守及び賃貸借の対象となる物件を明確化することが望ましい。

前述の通り、本業務については、システムの構築と構築後の運用保守及び賃貸借を一体として行っている。

いずれの契約についても、平成 30 年 11 月 2 日付で契約書を作成しており、契約書に袋綴じされた仕様書は入札時に作成された要求仕様書である。

この点、要求仕様書では、実際に構築業務によって整備され、保守及び賃貸借の対象となる物件が明確にならないと考えられる。

したがって、構築業務の成果物である機器一覧を記載した覚書などを作成し、保守及び賃貸借の対象となる物件を明確化することが望ましい。

(2) 県立高等学校総合寄宿舍給食業務委託（学校支援課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	教育委員会事務局 学校支援課
委託契約名称	県立高等学校総合寄宿舍給食業務委託
委託契約の概要	県立高等学校総合寄宿舍畝傍寮（男子寮）、かぐやま寮（女子寮）において、献立表の作成、食材の調達、調理加工を行うもの
契約形態	一般競争入札
委託先名称	名阪食品株式会社
契約金額	（契約総額（平成 30 年度から令和 2 年度）） （変更前）47,628,000 円 （変更後）47,696,537 円 （令和 2 年度支出額）16,038,749 円

本業務は、県立高等学校総合寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）において、献立表の作成、食材の調達、調理加工を行うものである。

寄宿舍の概要は、【図表 61】の通りである。

【図表 61】 寄宿舍の概要

名称	区分	所在地
畝傍寮	男子寮	橿原市御坊町 2
かぐやま寮	女子寮	橿原市栄和町 32-1

また、寄宿舍における寮生への給食提供時間は、【図表 62】の通りである。なお、基本的には、調理はかぐやま寮にて 2 寮分を行い、畝傍寮分については運搬することとしている。

【図表 62】 寄宿舍における寮生への給食提供時間

区分	提供時間
朝食	5:30～8:00
昼食（弁当）	5:45～8:00
夕食	18:00～22:00

本業務に係る委託契約は、3 年間の長期継続契約によっており、平成 29 年度に平成 30 年度から令和 2 年度まで、令和 2 年度に令和 3 年度から令和 5 年度までの期間に係る入札をそれぞれ実施している。

2) 監査の結果及び意見

①一者入札への対応のあり方【意見67】

本業務は、業務の性質上、一者入札を回避するために取り得る方策が極めて少ない状況にある。一者入札が継続する場合、一般競争入札を実施するコストの発生というデメリットのみが生じることにもなりかねないため、真にやむを得ないと考えられるのであれば、随意契約への移行を含めた対応を検討されたい。

本業務については、一者入札の状況が継続しているが、このような状況を解消するため、平成 29 年度の入札では奈良県内に事業所等を有していることを入札参加資格としていたものを、令和 2 年度の入札では、近畿圏内に拡大することとした。

また、平成 29 年度の入札では、予定価格の積算にあたり、現在の受託者のみから参考見積書を入手していたが、価格の妥当性を検証するため、令和 2 年度の入札では、大阪府内の事業者からも予定価格算定にあたっての参考見積書を徴取することとした。

しかし、本業務は、橿原市内の寄宿舍において、朝食、昼食（弁当）、夕食の提供を行うものであり、朝 5 時 30 分には朝食の調理・運搬等を完了させることが求められるなど、寄宿舍の近隣に事業所を置き、早朝から勤務できる人員を確保できる事業者でないと対応できないのが現状である。

実際、令和 2 年度において、予定価格の積算にあたり入手した参考見積書の状況

は【図表 63】の通りであり、現受託者の見積額と大阪府内の事業者の見積額に大きな乖離が発生している状況にあったが、大阪府内の事業者からは、仮に見積額により契約できる状況であったとしても、業務履行体制が確立できないため、入札には参加できないという意向が示されたとのことであった。

【図表 63】 参考見積書の状況

業者	見積額
現受託者	14,700,000 円/年（税別）
A 社	25,620,000 円/年（税別）
B 社	30,564,000 円/年（税別）

なお、見積額の乖離が大きい状況であるが、所管課によると、本契約は特定公契約に該当し、受託者から賃金支払状況等の報告を受け、その内容を確認しており、過度に低額なものにはなっていないと認識しているとのことであった。

このように、事業所等の要件を近畿圏内に拡大することでは、一者入札を回避する方策になり得ない状況にある。

一般競争入札とする以上、今後とも、一者入札の解消を目指すべきであるが、現実には、取り得る方策は少ない状況にある。今後、取り得る更なる方策を十分に検討しても、一者入札が継続するのであれば、競争性の確保という入札のメリットは享受できず、入札を行う時間や職員の人件費といったコスト発生というデメリットのみが生じることにもなりかねない。

真にやむを得ないと考えられるのであれば、随意契約への移行を含めた対応を検討されたい。

また、令和 2 年度から 3 年間は業務委託を行うことができたが、今後、仮に事業者が撤退することになった場合に、寄宿舍における給食提供を継続する必要があると判断するのであれば、メニューや提供時間といった給食の実施形態の見直しや直営への移行を検討する必要がある。現時点において、差し迫った検討が必要という訳ではないが、寄宿舍における給食提供の必要性や実施形態について、今のうちから検討しておく必要がある。

（3） 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託（教職員課）

1） 契約の概要

担当部局・課室名	教育委員会事務局 教職員課
委託契約名称	奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務
委託契約の概要	令和 3 年度奈良県公立学校教員採用候補者試験第 1 次筆記試験における一般教養と教科専門に係る業務
契約形態	一般競争入札

委託先名称	協同出版株式会社
契約金額	20,227,350 円

本業務は、平成 29 年度まで教育委員会事務局に所属する専門性の高い指導主事が行っていた教員採用候補者採用試験の作問や問題冊子の印刷、採点について、その内容等は極秘事項であることから、通常の執務場所を離れて作業を行う必要があり、また、業務過多が課題となっていたことから、平成 30 年度以降、外部委託化したものである。

年度によって、委託する教科の範囲等は異なっているが、令和 2 年度において委託した問題作成の範囲は、【図表 64】の通りである。

【図表 64】問題作成の範囲

区分	問題作成数	問題作成内容
一般教養	・ 択一式 30 問	・ 「時事問題」「教育原理」「教育心理」「教育法規」「人権教育」「道徳教育」「特別支援教育」等の領域から出題
教科専門	・ 択一式 834 問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校「全科（英語・国語・社会・算数・理科）」 ・ 中学校高等学校「国語」「数学」「音楽」「保健体育」「英語」「美術」 ・ 中学校「社会」「理科」「技術」「家庭」 ・ 高等学校「地歴」「理科」「家庭」「工業」「商業」「農業」「書道」 ・ 「特別支援学校」 ・ 「養護教諭」 ・ 「栄養教諭」

2) 監査の結果及び意見

①業務完了報告書の記載内容の仕様書への明記【意見68】

契約書において、受託者は全ての委託業務終了後、直ちに仕様書に定めるところにより報告書等を提出しなければならないものとされているが、仕様書に報告書等の様式についての規定がないため、報告書の記載内容等の要件について仕様書に明記する必要がある。

本業務の契約書第 5 条には、次の通り、報告書等の提出に係る規定が置かれている。

(業務の結果報告及び検査)

第5条 乙(受託者)は、全ての委託業務終了後直ちに、仕様書に定めるところにより、報告書等を甲(奈良県)に提出しなければならない。

(第2項:略)

注:括弧は監査人が追加。

この規定に基づき、受託者から業務完了報告書が提出されているが、仕様書には業務完了報告書の記載内容についての記載がない。

契約書第5条の規定を受けて、仕様書に業務完了報告書の記載内容を明記すべきである。

また、問題作成に先立ち、教職員課は受託者との間で事前打合せを行い、県からの作問にあたっての要請内容について、書面により受託者に提出しているため、この要請内容に対する受託者における対応を業務完了報告書に明記させることが有用であると考えられる。

②契約書における受託者の作業場への立入に係る規定の明記【意見69】

受託者における試験問題についての情報管理を徹底するため、県による立入検査の規定を契約書に設けるなど、受託者への牽制を強化すべきである。

前述の通り、教員採用候補者採用試験の作問や問題冊子の印刷、採点について、その内容等は極秘事項であることから、その取扱いは極めて厳格に行われる必要がある。

この点、仕様書における試験問題の取扱いに係る規定は、次の通りである。

5 選考試験実施日及びスケジュール

(4) 試験問題の輸送及び打合せに係る費用は受託者の負担とし、試験問題等の輸送については安全かつ確実な方法で行うこと。

7 問題等の取扱い

本委託に係る試験問題等の内容等について、選考試験実施までは極秘事項であることから、取扱いには十分注意すること。

このように、受託者に注意を促す規定はあるものの、奈良県が受託者における情報の取扱いを確認できるような規定は設けられていない。

よって、例えば、契約書又は仕様書に、必要に応じて受託者の作業場へ立ち入った検査を実施できる旨の規定を設けるなどして、受託者への牽制を強化すべきである。

③再委託の状況把握の必要性【意見70】

本業務における再委託の状況について、事前に実態を把握し、契約書に基づく再委託の承諾の必要性について検討しておく必要がある。

本業務の契約書第 10 条には、次の通り、再委託の禁止に係る規定が置かれている。

(業務の結果報告及び検査)

第 10 条 本委託業務の全部又は一部について、他に委託してはならない。ただし、事前に甲（奈良県）の承諾を得たときは、この限りではない。

注：括弧は監査人が追加。

本業務では、委託内容のうち、印刷については、受託者である出版社は印刷会社に発注する可能性もある。また、前述の通り、作問する教科の範囲が多岐に亘っているため、出版社に雇用されていない各教科の専門の教員などに作問を依頼する可能性もある。

しかし、教職員課では、このような受託者における委託業務の実施体制について、詳細を把握していなかった。

後日、教職員課から受託者に対して、委託業務の実施体制を確認したところ、実際には、このような再委託は行われていなかったとのことであるが、受託者における委託業務の実施体制は事前に把握しておく必要がある。

(4) 第 40 回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託（学校教育課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	教育委員会事務局 学校教育課
委託契約名称	第 40 回近畿高等学校総合文化祭奈良大会開催業務委託
委託契約の概要	近畿 2 府 8 県の高等学校代表生徒による芸術文化活動の総合発表会の開催
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	奈良県高等学校文化連盟
契約金額	23,094,528 円

近畿高等学校総合文化祭は、近畿 2 府 8 県（奈良、三重、福井、兵庫、大阪、徳島、京都、和歌山、滋賀、鳥取）からそれぞれ選ばれた高校生が一堂に会し、芸術文化活動の発展を図ることを目的として、日頃の成果を発表し、競争し研磨しあう創造的な活動と交流の場である。

令和2年度は奈良県が開催都市となったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、例年11月に会場において開催されている総合開会式や部門別発表会等をWeb開催に切り替え、12月から1月にかけて行うことになった。

第40回近畿高等学校総合文化祭奈良大会の開催状況は、【図表65】の通りである。

【図表65】第40回近畿高等学校総合文化祭奈良大会の開催状況

配信期間	令和2年12月12日（土）～令和3年1月17日（日） 37日間
開催方法・内容	総合開会式：開会式典、府県紹介、部門紹介及び開催県デモンストレーションの動画をそれぞれ公式webページ上で配信 部門別発表会等：各府県から推薦された高校生による、演奏、演技、メッセージ及び作品並びに交流、講評活動の動画や静止画等をそれぞれ公式Webページ上で配信
開催部門	総合開会式を含め14部門（総合開会式、合唱・器楽、吹奏楽、日本音楽、マーチングバンド・バトントワリング、演劇、書道、美術・工芸、放送、写真、囲碁、将棋、百人一首かるた、郷土芸能・詩吟剣詩舞）
参加総数等	参加校550、出演・出品541 参加申込生徒4,617（奈良県外2,367、奈良県内2,250） Webサイト閲覧数45,271

2) 監査の結果及び意見

①契約主体及び委託契約によることの適切性【意見71】

本事業は奈良県高等学校文化連盟に対する委託ではなく、第40回近畿高等学校総合文化祭奈良県実行委員会への負担金又は補助金として執行する方が実態に即している。

本事業の実施主体は第40回近畿高等学校総合文化祭奈良県実行委員会（以下「文化祭実行委員会」という。）であるが、委託契約は奈良県と奈良県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）との間で締結されており、文化祭実行委員会は契約当事者となっていない。具体的には、文化祭実行委員会を構成する奈良県が文化祭実行委員会に成り代わって、同じく文化祭実行委員会を構成する高文連と契約を締結する形になっているが、本来、事業の実施主体である文化祭実行委員会が契約当事者となるべきである。

また、委託であれば、奈良県が事業の実施主体ということになるが、本事業の実

施主体は文化祭実行委員会である。事業の実施主体が奈良県ではない以上、文化祭実行委員会への負担金又は補助金として支出することが適切と考えられる。

つまり、【図表 66】の通り、奈良県が文化祭実行委員会へ負担金又は補助金を支出した上で、必要に応じて、文化祭実行委員会が高文連に委託することが実態に即していると考ええる。

【図表 66】近畿高等学校総合文化祭の実施形態

現状	実態
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">奈良県</div> ↓ 委託料 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高文連</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">奈良県</div> ↓ 負担金又は補助金 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">文化祭実行委員会</div> 〔 ↓ 委託料 〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高文連</div>

この点、所管課に依頼して、奈良県で実施している同種イベント 17 事業について支出費目を調査したところ、15 事業については実行委員会への負担金、1 事業については実行委員会への補助金、1 事業については県の外郭団体への補助金として支出しているとのことであった。

また、大会を持ち回りで開催する他の 9 府県における本事業の実施形態について調査したところ、府県から実行委員会への支出としている事例が 6、教育委員会事務局で直接執行している事例が 2、高文連に委託している事例は 1 とのことであった。

以上のような奈良県における同種イベントや他府県における本事業の実施形態を踏まえ、改めて、所管課において実態に即した実施形態を検討する必要がある。

②再委託のあり方及び承認の文書化【意見72】

本事業においては映像コンテンツの作成など、外部の専門業者に再委託が行われているが、県と専門業者とで直接契約とする余地もある。また、再委託とする場合であっても、その承認について文書化しておくべきである。

本事業の収支精算書によると、高文連における支出の内訳は、【図表 67】の通りである。

【図表 67】第 40 回近畿高等学校総合文化祭奈良大会開催業務委託の支出内訳

費目	金額 (千円)	構成比 (%)
委託費	20,379	88.2
その他	2,715	11.8
合計	23,095	100

前述の通り、令和2年度は例年のような会場開催からWeb開催に切り替えており、Web配信する総合開会式等の映像コンテンツの作成を高文連自らが実施することは不可能であることから、専門業者に再委託せざるを得ないことは十分に想定される所である。

この点、所管課と高文連との間で実施方法等について打合せを重ねるとともに、教育委員会事務局企画管理室や財政課とも調整しながら、再委託にあたっては複数者からの見積りの徴取を行うなど、十分な配慮を行ったとのことであるが、高文連における契約事務は、一般競争入札を原則とする奈良県の契約事務に比べると、厳格さに欠けることは否めない。

したがって、各部門の部門別発表会等における具体的な調整作業などは高文連との随意契約とすることも考えられるが、映像コンテンツの作成については、別契約として、専門業者との直接契約とする余地もあったと考える。

また、映像コンテンツの作成に係る再委託の承認については、口頭での報告のみであり、文書による報告を受けた上での承認という形態をとっていない。

確かに、仕様書の記載は次の通りであり、必ずしも文書による承認が求められているものではないが、少なくとも仕様書に列挙された内容については、文書化しておくべきである。

仕様書

9. 再委託について

① 略

②再委託を行う場合は、再委託する業務の内容、当該内容に含まれる情報、執行管理の方法、再委託先の選定理由等について事前に甲に報告のうえ承認を受けなければならない。併せて再委託先の選定については、原則として複数者より再委託先を選定しなければならない。

③、④ 略

③見積内訳書の未添付【意見73】

奈良県高等学校文化連盟から契約前に提出を受けた見積書は総額のみ記載となっているが、部門別や費目別の内訳を示す見積内訳書の提出を受けることが望ましい。

高文連から契約前に提出を受けた見積書が総額のみ記載となっている。

実際には、「②再委託のあり方及び承認の文書化【意見72】」で述べた通り、契約前に所管課と高文連との間で実施方法等について打合せを重ねるとともに、教育委員会事務局企画管理室や財政課とも調整を行い、部門別や費目別の内訳を確認したとのことであったが、業務完了時に提出された事業実施報告書は部門及び費目ご

との予算実績比較の様式となっていることもあることから、部門別や費目別の内訳を示す見積内訳書の提出を受けることが望ましい。

④業務完了日の明確化【意見74】

事業実施報告書の提出期限を明確化するため、仕様書等において、業務完了日の定義を明記する必要がある。

契約書第8条において、業務完了日から起算して30日以内もしくは令和3年3月31日のいずれか早い期日までに事業実施報告書を提出しなければならないものとされているが、業務完了日がいつか明確になっていないため、いつまでに事業実施報告書を提出すべきなのか判然としない。

仮にweb配信の終了した1月17日を業務完了日とすると、事業実施報告書の提出は2月26日であることから30日を超過していることになる。

ただし、web配信終了後も、再委託先への支払い等の残務が残っていることが想定されるため、必ずしもweb配信の終了日が業務完了日という訳ではないと考えられる。

よって、事業実施報告書の提出期限を明確化するため、業務完了日の定義について、仕様書等において明確化するとともに、事業実施報告書においても業務完了日を明記する必要がある。

⑤契約先への消費税の課税【意見75】

本契約により、高文連が消費税の課税事業者となることを認識しておく必要がある。

消費税の納税義務者は国内において課税資産の譲渡を行った事業者であり、任意団体である高文連についても消費税の納税義務者となり得る。ただし、課税期間に係る基準期間（前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となり、消費税を納める義務が免除される。

この点、委託料は消費税の課税対象であり、高文連の事業年度が4月1日から3月31日までである場合、令和2年度において、本契約の委託料の発生により高文連の課税売上高は1,000万円を超えることになることから、高文連は、令和4年度において課税事業者となることになる。

もし、令和4年度において、高文連に課税売上がなく、かつ、納付税額がなければ、消費税の確定申告を行う必要はないが、例年、「奈良県高等学校総合文化祭」の委託（令和2年度決算額は1,157,130円）を奈良県から受けており、令和4年度においても当該委託が継続されていたり、他の課税売上高が発生したりするのであれば、消費税の確定申告を行う必要があるため、留意されたい。

なお、「①契約主体及び委託契約によることの適切性【意見71】」で述べた検

討の結果、近畿高等学校総合文化祭に係る経費を負担金又は補助金として支出とするのであれば、消費税の課税対象とはならない。

⑥契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見76】

任意団体との契約においても、課税文書に該当する場合には、収入印紙の貼付のある契約書を入手すべきであった。

所管課において、本契約の契約書について、任意団体であることから、収入印紙の貼付は不要と判断されていた。

しかし、任意団体は印紙税法別表第2「非課税法人の表」に列挙された法人に該当しないため、同法別表第1「課税物件表」に係る文書については、印紙税が課されることになる。

この点、本契約は、仕様書において、総合開会式の規格及び運営業務、Webページの作成業務、事業実施報告書の作成業務等が定められ、特に、Webページの作成については、詳細な基本方針や構成や公開期間が定められており、仕事の完成責任を負う請負契約として、「課税物件表」における2号文書（請負に関する契約書）に該当すると考えられる。

よって、本来であれば、20,000円（契約金額1,000万円超5,000万円以下）の収入印紙の貼付が必要であったものであり、委託先から収入印紙の貼付のある契約書を入手すべきであった。

（5）スクールバス運行管理業務委託（各養護学校及び学校教育課）

1）契約の概要

担当部局・課室名	教育委員会事務局 各養護学校及び学校教育課
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託
委託契約の概要	各養護学校における児童・生徒の登下校、遠足及び社会見学等の学校行事並びに試走の用に供するスクールバスの運行管理業務
契約形態	一般競争入札
委託先名称	奈良養護学校、奈良東養護学校、二階堂養護学校、西和養護学校、奈良西養護学校：株式会社まほろば 明日香養護学校、大淀養護学校：奈良交通株式会社
契約金額	奈良養護学校：（変更前）11,220,000円 （変更後）11,784,268円 明日香養護学校：（変更前）15,312,000円 （変更後）15,085,922円 奈良東養護学校：（変更前）18,700,000円

	(変更後) 18,855,229 円
大淀養護学校 :	(変更前) 15,972,000 円
	(変更後) 15,519,092 円
二階堂養護学校 :	(変更前) 19,360,000 円
	(変更後) 19,369,583 円
西和養護学校 :	(変更前) 22,500,000 円
	(変更後) 22,863,110 円
奈良西養護学校 :	(変更前) 19,580,000 円
	(変更後) 18,939,587 円

本業務は、各養護学校が保有する車両を使用し、スクールバス運行管理業務を委託するものである。

各養護学校の保有車両の台数は、【図表 68】の通りである。

【図表 68】各養護学校のスクールバス保有台数

学校名	台数 (台)
奈良養護学校	3
明日香養護学校	4
奈良東養護学校	5
大淀養護学校	4
二階堂養護学校	5
西和養護学校	6
奈良西養護学校	5

本業務に係る入札及び契約事務は各養護学校において実施されているが、予算の総額の範囲内での執行となるよう、学校教育課において、各学校から入手した根拠数値をもとに予定価格の上限額を算出し、各学校に令達している。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の積算における各養護学校と学校教育課の連携不足【結果37】

学校教育課における予定価格積算資料と各養護学校が提出した根拠数値の間に齟齬があるものが散見されたため、各養護学校と学校教育課が緊密な連携を図り、予定価格を適切に積算する必要がある。

学校教育課が作成した本業務の予定価格積算の根拠資料を確認したところ、各養護学校が提出した根拠数値が適切に反映されていない事例が散見された。

次の事例は、令和2年度の奈良東養護学校の燃料費の積算に係るものである。

【図表 69】 奈良東養護学校の燃料費の積算（令和 2 年度）

〔学校教育課における積算〕

	養護学校からの報告による		学校教育課積算額	
	基準運行距離 A	平均燃料 B	軽油単価 C	積算額 A÷B×C
北部	13,100km	2.24km/ℓ	118.9 円/ℓ	695,352 円
中部	13,600km	3.44km/ℓ	118.9 円/ℓ	470,069 円
西の京	11,900km	3.15km/ℓ	118.9 円/ℓ	449,177 円
南部	11,100km	2.83km/ℓ	118.9 円/ℓ	466,356 円
大和郡山	13,800km	1.95km/ℓ	118.9 円/ℓ	841,446 円

〔奈良東養護学校の報告〕

	平成 31 年度		令和 2 年度	
	基準運行距離	平均燃料	基準運行距離	平均燃料
北部	13,100km	2.24km/ℓ	13,100km	2.43km/ℓ
中部	13,600km	3.44km/ℓ	12,300km	3.16km/ℓ
西の京	11,900km	3.15km/ℓ	11,800km	3.29km/ℓ
南部	11,100km	2.83km/ℓ	13,400km	2.54km/ℓ
大和郡山	13,800km	1.95km/ℓ	13,800km	2.54km/ℓ

上記のように、基準運行距離と平均燃料について、奈良東養護学校が平成 31 年度の予定価格積算のために報告した数値から変更されていなかった。

また、軽油単価（118.9 円/ℓ）についても、平成 29 年 3 月から平成 30 年 2 月までの奈良県出納局契約単価を使用しているが、予定価格算定の時点（令和 2 年 3 月）において入手可能な最新の単価に更新すべきである。

この点、学校教育課によると、予算の総額の範囲内での執行となるよう、各養護学校に予定価格の上限額を示しているのみであり、予定価格を最終的に決定する各養護学校において十分に検証されるべきものであるとの見解であった。

一方、各養護学校に質問したところ、7 校のうち 4 校において、予定価格の算出過程についての検証を実施していないとの回答であった。

このように、予定価格の設定に係る責任の所在について、各養護学校と学校教育課の認識が一致していないと思われる状況にある。

よって、今後は、各養護学校と学校教育課において、互いの役割分担について共通認識を形成するとともに、学校教育課における予定価格積算資料と各養護学校が提出した根拠数値の間に齟齬が認められた場合の情報共有の手法を確立するなど、各養護学校と学校教育課が緊密な連携を図り、予定価格を適切に積算する必要がある。

②仕様書に基づく提出書類等の未提出【結果38】

仕様書に基づく提出書類の一部に未提出のものがあつたが、漏れなく提出を受ける必要がある。

本業務の仕様書は、各養護学校において共通のものを使用しており、車両管理責任者、車両管理者等の届出について、次のように定められている。

3 車両管理責任者、車両管理者等

(1) 選任等

乙は、運行管理業務の実施に当たり、車両管理責任者、車両管理者及び整備管理者を選任し、あらかじめ甲に履歴書を添えて届け出るものとする。

車両管理責任者、車両管理者及び整備管理者を変更するときも、同様とする。

この点、奈良東養護学校及び西和養護学校において、車両管理責任者、車両管理者等の届出が行われていない状況が見受けられた。

また、安全運行等のための研修会の開催については、仕様書において、次のように定められている。

5 管理車両の運行等

(5) 研修会の開催

乙は、車両管理者を対象に、安全運行や障害理解のための研修（年1回以上開催）を実施すること。

研修終了後に、研修実績報告を甲に行うこと。

この点、西和養護学校において、研修終了後の研修実績報告の提出を受けていない状況が見受けられた。

仕様書に基づく提出書類については、漏れなく提出を受ける必要がある。

③運行日誌等における報告項目の未整理【結果39】

受託者が業務管理日報及び業務管理月報の様式について、各学校において様式が異なっているため、報告を求めるべき項目を整理することが望ましい。

本業務の仕様書において、運行管理業務の実施状況について、業務管理日報（運行日誌）、業務管理月報（車両走行実績及び車両管理報告書）の提出を求めるものとしている。

この点、各養護学校における業務管理日報及び業務管理月報の様式を確認したところ、受託者ごとに様式が異なっている状況が見受けられた。

例えば、次のように、業務管理月報に勤務時間の記載の有無が養護学校ごとに異

なる状況となっている。

【図表 70】業務管理月報の記載項目

学校名	受託者	勤務時間の記載
奈良養護学校、奈良東養護学校、二階堂養護学校、西和養護学校、奈良西養護学校	株式会社まほろば	あり
明日香養護学校、大淀養護学校	奈良交通株式会社	なし

業務管理日報及び業務管理月報の様式については、必ずしも全校において同一のものとするべきものとは言えないが、各養護学校の様式を比較検討し、最低限報告を求めべき項目を整理した上で、各養護学校が必要とする項目を追加するなど、報告を求めべき項目を整理することが望ましい。

また、株式会社まほろばが受託する4校においても、勤務時間について発車から到着までの運転時間と同一の時間を記載している事例と発車前、到着後の点検等の時間を含めて記載している事例が見受けられた。

業務に関する報告については、点検等の時間を含め、業務実施状況を正確に把握することが望ましい。

(6) 県立奈良西養護学校給食調理業務委託（保健体育課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	教育委員会事務局 保健体育課
委託契約名称	県立奈良西養護学校給食調理業務委託
委託契約の概要	県立奈良西養護学校において、学校が提供する食材を使用し、給食の調理等を行うもの
契約形態	一般競争入札
委託先名称	淀川食品株式会社
契約金額	(契約総額) 47,520,000 円 (令和2年8月1日から令和5年7月31日まで) (令和2年度支出額) 10,039,500 円

本業務は、県立奈良西養護学校において、給食の調理、配缶・運搬・配膳及び回収、食器具・容器及び調理器具等の洗浄、消毒、保管、施設・設備の清掃及び点検、残菜、廃棄物の処理を行うものである。

本業務に係る委託契約は、3年間の長期継続契約によっており、令和2年度に令

和2年8月1日から令和5年7月31日までの期間に係る入札を実施している。

2) 監査の結果及び意見

①法人の名称の記入を欠く入札書の取扱い【結果40】

法人の名称の記載を欠く入札書について、有効なものとして開札録が作成されていたが、当該入札は無効とすべきであった。

本業務に係る一般競争入札は、郵便による入札により行われ、2者が応札したが、うち、1者の入札書には、法人の名称が記載されていなかった。そして、法人の名称の記載がなかった入札書に「この入札書には事業所名が記載されていませんが、所在地、代表者名等を照合した結果、有効と判断しました。」と記載した付箋を貼り付け、開札録においても、有効な入札として取り扱っていた。

しかし、本業務の入札説明書においては、次のように記載されており、本来、当該入札は無効とすべきものであった。

第10 入札書について

(1、2 略)

3 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。

入札者氏名及び押印は、法人の名称及び代表者の氏名とし、又印章にあっては本県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。

(4、5 略)

第11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

(1 略)

2 入札書に記名押印を欠く入札

(3～8 略)

なお、本業務は再度の入札を経ても予定価格の範囲内での入札がなかったため、最低価格を提示した入札者から見積書を徴取し、不落随意契約手続に移行している。

②入札参加資格の確認の不徹底【結果41】

入札参加資格を充足していることを証する書類の提出を受けているが、提出を受けた書類では、入札参加資格を充足しているかどうか、確認できないものがあったため、提出すべき書類について見直す必要がある。

本業務の入札参加資格の一つとして、「従業員に対して、年3回以上、安全又は衛生のための教育を実施していること。」という項目がある。

そして、この入札参加資格を充足していることを証する書類として、次のような内容の「誓約書」の提出を受けている。

1. 参加者として認められた場合において、正当な理由がなく、受審しなかったとき。
2. 競争入札において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
3. 受託者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
4. 正当な理由なく契約の履行をしなかったとき。
5. 誓約書に定める役務の遂行に際し、法人の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職務の遂行を妨げたとき。
6. 契約に違反し、契約の相手方として、不適當であると認められたとき。
7. 業務に関し、贈賄等の刑事事件を起こしたとき。
8. 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
9. 不渡手形の発行、債権差し押さえ等経営状況が著しく悪化したとき。
10. 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法規に違反し、処罰を受けたとき。
11. 契約に定める業務に当たり、条件とされている官公庁の営業許可を取り消されたとき。
12. 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅滞があったとき。
13. 第 2 号から第 5 号までのいずれかの事実があった時から 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

しかし、これらの「誓約書」の記載項目は、該当があった場合には入札に参加ができなくなることを理解した旨を誓約するものであり、安全又は衛生のための教育の実施の有無を確認できるものではない。

よって、当該資格の充足状況を確認するために提出を求める書類について見直す必要がある。

③特定公契約に係る支払賃金等の審査の不徹底【結果42】

本業務は特定公契約に該当し、受託者から定期の支払賃金等の報告を受けているが、所管課内での報告内容の審査や決裁の手續が行われていなかった。所管課内での審査、決裁を行った上で、支出負担行為一件に綴って保管しておく必要がある。

本業務は特定公契約に該当するため、所管課から「賃金支払状況等の報告時期に関する通知書」により報告する賃金の支払状況及び報告の時期を受託者に通知し、その内容に従い、受託者が「賃金支払状況等送付書」及び「事業者別賃金支払状況

等報告書」を作成し、所管課に提出することになっている。

そして、「奈良県公契約条例の手引<庁内編>」では、所管課において、提出された「賃金支払状況等送付書」及び「事業者別賃金支払状況等報告書」の審査、決裁を行った上で、支出負担行為一件に綴って保管すべきこととされている。

この点、所管課における「賃金支払状況等送付書」及び「事業者別賃金支払状況等報告書」の保管状況を確認したところ、受託者から提出を受けたこれらの書類について審査及び決裁が行われておらず、支出負担行為一件に綴られていなかった。

よって、「奈良県公契約条例の手引<庁内編>」に基づき、所管課における審査、決裁及び保管を適切に実施する必要がある。

14. 警察本部

(1) 道路交通情報提供業務（会計課・交通規制課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	警察本部 会計課・交通規制課
委託契約名称	道路交通情報提供業務
委託契約の概要	収集した道路交通に関する情報を、整理・分析し、ラジオ、電話等を通じて道路利用者に提供するもの
契約形態	随意契約（2号）
委託先名称	公益財団法人 日本道路交通情報センター
契約金額	10,791,000 円

本契約は、道路交通法第109条の2に定める道路交通情報の提供に関する業務を委託するものである。

交通情報提供事務の委託については、道路交通法第109条の2第2項及び道路交通法施行規則第38条の7第2項により、公安委員会が事務を委託するのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人でなければならないところ、係る要件の充足を審査した結果、該当するのは「公益財団法人日本道路交通情報センター」のみであり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、随意契約により締結されている。

2) 監査の結果及び意見

① 契約書における引用法令の誤りと条項の適正化【結果 43】

「道路交通情報提供業務に関する委託契約書」第7条において、その引用法令を誤り、また、第9条第1項において、解除する者と損害賠償金を納付する者が共に「乙」と解されうる記載となっており、正す必要がある。

本業務の契約書第7条において定める契約保証金の免除について、「奈良県会計規則」を引用しているが、当該事項については、「奈良県会計規則」ではなく「奈良県契約規則」の「第19条第1項第6号」にて定められており、正確な根拠法令に正す必要がある。

また、契約書第9条第1項において、第8条の規定により契約を解除した場合の損害賠償責任について定めるところ、上記解除をするのは「甲」（知事）であるのに、その旨明記していないことから、「乙」（契約者）が契約を解除するとともに損害賠償金を納付するものと解される記載となっている。

契約内容の明確化の観点から、疑義の生じない適正な条項、引用法令がある場合には法令名のみならず条項まで明記した、すなわち、「第8条の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙は、奈良県契約規則第24条第2項に基づき契約金額の

100分の10以上に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。」というように改める必要がある。

(2) 交通信号機保守点検（球取替）（施設装備課・交通規制課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	警察本部 施設装備課・交通規制課
委託契約名称	交通信号機保守点検（球取替）
委託契約の概要	奈良県警察本部が管理・運用する合計交通信号機のうち1479カ所についての保守点検（球取替）業務
契約形態	随意契約（8号）
委託先名称	株式会社町田電気
契約金額	（変更前）36,740,000円 （変更後）39,600,000円

本契約は、奈良県警察本部が管理・運用する交通信号機のうち1479カ所についての保守点検としての球取替業務及び緊急球取替業務（昼間25件、夜間25件。（契約変更後）昼間120件、夜間54件）を委託するものである。

当初、一般競争入札方式を採用し2回入札を行ったが、いずれも入札者の入札価格が予定価格を上回り落札者がなかったため、2回目の入札時に最低価格で入札した当該事業者と地方自治法施行令第167条の第1項8号に基づき随意契約を締結している。

契約変更は、契約後想定を上回る緊急の球取替の必要性が判明したことによるものである。

2) 監査の結果及び意見

① 契約書における履行場所の明記【結果 44】

契約書には履行場所を明記すべきであるところ、交通信号機保守点検（球取替）委託契約書には、1カ所の信号機の所在地を記載するのみであり、外1478カ所の所在地も明記すべきである。

奈良県契約規則第17条第2項各号では、契約書に記載すべき事項を定めており、第4号において「履行の場所」が示されている。本契約において、交換すべき球の位置は履行場所であり、契約の重要事項である。

しかしながら、契約書には、履行すべき場所として1カ所の所在地を示すのみである。

契約当事者間において、本業務を行う場所（球交換を行う場所）について認識の相違があった場合、交換の必要のない球を誤って交換したり、反対に交換すべき球がそのまま放置されてしまいかねない。

そこで、契約書に、交換すべき球の所在地を一覧にまとめたものを別紙として添付した上で、契約書本文中には「履行場所は別紙一覧表記載の通り」等と明示することが必要である。

②契約書と仕様書の一体化【意見 77】

契約書において、別紙仕様書に従うこととされており、仕様書が契約の内容を構成している。契約内容を構成する仕様書は、契約書と共に編綴する必要がある。

本業務の契約書第1条において、受注者は、契約書及び別紙仕様書に従うこととされている。したがって、仕様書は契約の内容を構成している。

しかし、仕様書は、入札前、参加資格の確認時に配布されたのみで、契約締結時には配布されていない。

当該仕様書記載内容が漏れなく契約書に記載されていれば何ら問題ないが、そうでなければ、契約内容の明確化の観点から、契約書に袋綴じ等により編綴すべきである。なお、編綴が困難な場合には、引用する仕様書に作成日を明記し、契約書には、「〇年〇月〇日付仕様書」と特定することで足りる。

③全変更事項の変更契約書への反映【結果 45】

緊急球取替件数の増加に伴い、契約金額が変更されたのであれば、変更契約書には、金額の変更の点のみならず、緊急球取替件数の変更も記載すべきである。

当初の契約においても、過去の実績から一定の緊急球取替件数を想定していたが、契約締結後、想定数をはるかに超える件数の緊急球取替作業が見込まれることとなった。

係る緊急球取替作業の増加に伴い、契約金額も増え、変更を要した。

しかし、変更契約書には、契約金額の変更を定めるのみで、その原因となった緊急球取替作業の件数の変更は記載がない。

本契約は、交通信号機の球の取替作業という請負契約関係であり、全ての取替作業後安全に作動することの検査も完了する必要がある。

したがって、必要となる緊急球取替作業の件数も契約内容において重要であるから、変更契約書に記載すべきである。

(3) 生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計（施設装備課）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	警察本部 施設装備課
委託契約名称	生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計
委託契約の概要	(変更前) 生駒警察署 新庁舎・車庫 1 棟・署長公舎 新築工事基本・実施設計委託 (変更後) 生駒警察署 新庁舎・車庫 2 棟・霊安室棟新築工事基本・実施設計委託
契約形態	一般競争入札方式（参加申請型）（電子入札システム）
委託先名称	株式会社あい設計
契約金額	(変更前) 108,790,000 円 (変更後) 105,974,000 円

本契約は、生駒警察署における①警察庁舎（RC造、延べ面積約 3,300 m²）、②車庫 1 棟（S造、延べ面積約 500 m²）、③署長公舎（W造、延べ面積約 100 m²）の新築工事に係る基本・実施設計業務を委託するものである。

契約締結後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、諸手続が通常通りに進まず、また、奈良県警として公舎・宿舎は設置しないこととなったため工期の延長と契約内容・契約金額の変更がなされている。

2) 監査の結果及び意見

①契約書における履行場所の明記【結果 46】

「建築設計業務委託契約書」は頭書と条項、建築設計業務委託仕様書（共通仕様書及び特記仕様書）で構成され編綴されているが、履行場所は、契約における重要事項であり、契約書の頭書に明記すべきである。

「建築設計業務委託契約書」の頭書においては、委託業務の名称として、「生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計委託」、履行場所について、「奈良県生駒市壱分町 1110-1（地番）他」、業務委託料として「金 108,790,000 円うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額金 9,890,000 円」としか記載されておらず、末尾に「別添の条項によって公正な委託契約を締結」と記載されているのみである。

また、別添の条項も、その第 1 条において、「設計業務委託仕様書に従い」と仕様書を引用し、具体的な委託業務内容は対象 3 施設の基本・実施設計であることが建築設計業務委託特記仕様書において明らかとなる。しかし、契約書及び建築設計業務委託仕様書のいずれにも、対象 3 施設の設置場所（敷地）の特定がなされていない。

しかし、委託する基本・実施設計業務の対象物及びその設置場所（敷地）は、契

約の最重要事項として特定する必要があることから、契約書の頭書に明記すべきであり、別添書類に記載する場合でも契約書の頭書にて当該別添書面を引用すべきである。

なお、契約書の頭書における履行場所として、委託業務対象物の一つの設置場所（敷地）の地番が記載されているが、奈良県契約規則第 17 条第 2 項 4 号で契約書に記載すべきとされている「履行の場所」とは、契約書で定めた債務の履行場所であり、本契約においては、設計業務の遂行場所となる。しかし、履行場所を契約の記載事項とした趣旨は、債務の履行が適正確実になされることを確認する点にあり、本契約においては、設計業務の遂行場所よりも設計対象施設の設置場所（敷地の所在）が契約の内容に係る重要事項と考える。したがって、「委託業務対象物（施設）設置場所（敷地）」として契約書に明記すべきである。

②変更契約書への全変更事項の反映【結果 47】

契約における委託業務の内容、契約金額、支払方法を変更した場合には、変更内容を全て漏れなく変更契約書に記載すべきである。

新型コロナウイルスの感染拡大により、業務委託期間、委託業務対象物及び契約金額が変更され、変更契約書を取り交わしている。

しかし、令和 3 年 7 月 1 日付建築設計業務変更委託契約書には、業務委託料の減少額及び支払期日未到来の業務委託料の支払方法（支払額）の変更しか記載がない。業務委託料が減少したのは、委託業務の対象物（建物）が変更されたためであり、委託業務の内容にかかわる重要事項であるから、当該事項についても変更契約書に記載すべきである。

この点、同日付協議書において、業務委託料の変更の他、委託業務対象物（建物）の変更内容が記載されているが、当該対象物（建物）の所在地（敷地）が明記されておらず、当該協議書には奈良県知事の記名押印しかない。また、同日付受託者の記名押印がなされた回答書があるが、当該回答書には、業務委託料の減額（変更）と支払期日未到来の業務委託料の支払方法（支払額）についてしか記載がない。したがって、委託業務対象物（建物）の変更内容について受託者が同意していることを確認できる書類が存在しない。

委託業務対象物（建物）の変更も契約内容の変更であり、重要な事項であるから、建築設計業務変更委託契約書に記載すべき事項である。契約内容や契約金額等、契約における重要事項を変更した場合には、割愛することなくすべて変更契約書に記載し、当事者双方記名押印のうえ、確認すべきである。

(4) 一般廃棄物搬出処理業務（奈良警察署）

1) 契約の概要

担当部局・課室名	警察本部 奈良警察署
委託契約名称	一般廃棄物搬出処理業務
委託契約の概要	奈良警察署における一般廃棄物の搬出と処理（環境清美工場への搬入）を行う業務
契約形態	随意契約（1号）
委託先名称	株式会社奈良保健衛生社
契約金額	996,600円

本契約は、署内で排出される一般廃棄物を搬出した上で、奈良市の環境清美工場への搬入（処分）を委託するものである。

環境清美工場への搬入までの業務を委託することから、一般廃棄物収集運搬業と環境清美工場への搬入についていずれも許可を得ている業者でなければならず、係る要件を満たす複数業者からの見積合わせにより業者の選定を行っている。

2) 監査の結果及び意見

① 予定価格設定における実質的な参考見積書徴取【意見 78】

予定価格につき参考見積書をもって設定する場合には、具体的な搬出処理廃棄物量に即した実質的な参考見積書を徴取することが望ましい。

本契約の予定価格設定に当たり、事前に費用を積算し予定価格積算表を作成しているところ、積算価格が1,028,500円であった。（【図表 71】参照）

その後、当時の契約業者に参考見積を取得し、その価格が996,600円であったため、当該金額を予定価格として、随意契約を前提に見積合わせを実施している。

予定価格が100万円以下であるため、少額随意契約として見積合わせにより契約を締結すること自体は適正ではあるが、予定価格の根拠となった参考見積書が、1か月の単価金額と年間金額しか記載がなく、具体的な廃棄物量に即した実質的な見積額ではない。（【図表 72】参照）

【図表 71】 予定価格積算表による積算内訳（奈良警察署作成）

区分	細区分	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
処分料	処分料 (奈良市)	16 (1k 当り)	24,600 kg	393,600	
運搬経費	軽油(2月 時点)	119.0		17,850	年間分

区分	細区分	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
人件費	軽作業員 (奈良県)	1,312.5 (1日当り)	240日	315,000	R2年度公共工事設計労務単価
作業費計(a)				726,450	
業務管理費(b)				94,438	(a)×13%
一般管理費(c)				114,924	((a)+(b))×14%
小計				935,812	
				935,000	千円未満切捨
消費税10%				93,000	
合計				1,028,500	

注：奈良警察署が作成した予定価格積算表から抜粋（上表では一部記載を省略している箇所があるほか、廃棄物の排出量、人件費単価の算出について、詳細な内訳がある）

【図表 72】 予定価格設定の参考見積書（事業者提出）

名称	単位	数量	単価	金額
一般廃棄物搬出処理業務	月	12	75,500	906,000
可燃物＝週5回 資源物＝週2回以上				
《小計》				906,000
《消費税等額》				90,600
《合計》				996,600

少額随意契約とするために、100万円以下となる事業者の参考見積書をもって予定価格を設定したとの不当な憶測を招きかねない。

したがって、予定価格につき参考見積書をもって設定する場合には、具体的な搬出処理廃棄物量に即した実質的な参考見積書を徴取することが望ましい。また、参考見積書の徴取に恣意性が介入しているとの疑念を抱かせないためにも、複数の参考見積書の徴取が望ましい。

②見積合わせにおける依頼業者選定基準の明確化【意見 79】

見積合わせにおける依頼業者の選定基準を明確化しより広く見積りを取る等により、公平性を担保する必要がある。

本契約は見積合わせを行ったうえでの1号随意契約である。

見積合わせにおいて、要件（一般廃棄物収集運搬業の許可を得ており、環境清美工場への搬入の許可を得ていることその他、奈良県競争入札参加資格者名簿 Q1「建物

管理」の登録業者であること、過去に官公署において取引した実績のあるものであること、契約を誠実に履行し、競争に参加する意欲のあるものであること)を満たす4者に対し見積書を提出するよう依頼しているが、前2要件を満たす業者だけでも30者以上あり、4者に限定した合理的理由がない。加えて、当該4者には前年度受託業者も含まれており、見積書提出依頼時には予定価格を公表していないことから、参考見積書を提出した前年度受託業者以外は、予定価格の見当がつかず、参考見積書を提出した前年度受託業者との公平性が損なわれているとも言える。

業者選定において、見積合わせによる随意契約を維持するのであれば、見積書提出の依頼業者の選定基準を明確にした上で、本契約の見積条件を一定期間公示し、広く見積りを取り、見積の中で最も有利な条件を提示した業者を選定するのが公平である。

③近隣警察署等における契約の集約【意見 80】

近隣の警察署等における一般廃棄物搬出処理業務委託契約について、契約を集約することも検討されたい。

次に述べる(5)一般廃棄物搬出処理業務委託契約(奈良西警察署)は、本契約と同様の業務であるが、警察署ごとに契約を締結している。奈良警察署から奈良西警察署は約8kmしか離れておらず、委託先も株式会社奈良保健衛生社と同じであり、搬入(処理)場所も奈良市環境清美工場である点で共通している。集約することにより規模のメリットが働くことや、契約金額が100万円を超え競争入札によることになることで、金額低減の可能性がある。奈良警察署、奈良西警察署のほか、搬入(処理)場所を同じくする近隣の警察署等の契約の集約を検討されたい。

④契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果 48】

委託業務の内容及び履行場所は、仕様書に記載されているが、契約書において仕様書を引用していない。契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書において仕様書を引用すべきである。また、一般廃棄物搬出処理業務の履行場所の一つである搬入(処分)場所は、事業者による不法投棄を防ぐ意味でも重要であり、搬出(収集)場所のみならず搬入(処分)場所についても、契約書の頭書に明記すべきである。

「一般廃棄物搬出処理業務委託契約書」では、委託業務に関して定める第1条第1項において、「甲は、奈良警察署の一般廃棄物搬出処理業務について乙に委託し、乙はこれを受託する。」と定めているものの、同条第2項は、「可燃物は月曜日から金曜日、資源物は火曜日と金曜日にそれぞれ搬出するものとする。」と搬出業務日についてのみ定めるにとどまっている。すなわち、奈良県契約規則第17条第2項において契約書記載事項として定められている「履行の場所」(4号)が、契約書に

おいては記載されていない。

他方、「一般廃棄物等搬出処理業務仕様書」には具体的な廃棄物の種類や搬出（収集）場所、搬出（収集）等作業内容等、契約書に記載されていないが本来記載すべき事項が定められている。

仕様書は、契約書と共に袋綴じにて編綴されてはいるが、契約書には仕様書を引用しておらず、必ずしも契約書と一体とはみなし難い。

そこで、契約における重要事項、すなわち、契約の具体的内容（委託業務内容）及び履行場所は、契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書には「別添一般廃棄物等搬出処理業務仕様書記載の通り」と仕様書を引用すべきである。

また、仕様書においても、搬出（収集）場所等として奈良警察署の住所の記載はあるが、搬入（処分）場所としての奈良市環境清美工場の住所までの記載がない。奈良市環境清美工場は、搬出（収集）等作業の内容の一つとしてその名称が記載されているに過ぎない。

しかし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」はその第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めていることから、事業者たる奈良警察署は、一般廃棄物を搬出するのみならず処分（環境清美工場への搬入）をも適正に行う義務がある。

契約書上処分の履行場所が明記されていない場合、受託者により不法投棄等がなされてもその点に関する受託者への責任追及が困難となりかねず、また、環境の整備が害され県民の安心で健康な生活にも影響しかねない。

搬出業務の履行場所のみならず搬入（処分）業務の履行場所も契約の重要な内容であることから、契約書に明記する必要がある。

⑤再委託禁止条項の明記【意見81】

契約書上、再委託禁止条項の記載がないが、受託者による不法投棄防止の観点から明記が必要である。

受託者による不法投棄防止の観点から再委託禁止条項を定める必要があると考えられるが、契約書に記載はなく、編綴されている個人情報取扱特記事項に記載されているにすぎない。

契約書に再委託禁止事項を明記するか、編綴されている個人情報取扱特記事項を契約書の頭書きにおいて引用すべきである。

⑥委託業務完了報告の必要性【結果49】

本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の搬出のみならず処分（処分工場への搬入）も含み、その業務の完了が必要となる。

したがって、処分工場に搬入し処分が完了したことの報告を受託業者に求めるべきである。

本契約は、一般廃棄物の搬出のみならずその処分をも含むものであり、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項から、その処分も不当に行われてはならない。したがって、処分工場での処分行為の完了が必要となる。

この点、契約書にも仕様書にも、搬出後の一般廃棄物を奈良市環境清美工場に廃棄物処理手数料を支払ったうえで搬入（処分）した旨の完了報告を受託業者に求めている。これでは、受託業者が万が一、搬出した一般廃棄物を不法投棄した場合、奈良警察署は、奈良市環境清美工場に搬入の上適切に処分した旨の完了報告を受けていると主張できない。

もっとも、奈良警察署内では、1日当たり可燃物で約50kg、資源物で約32kgの廃棄物が排出されているが、受託業者は、上記奈良警察署からの排出物だけではなく、他所から排出された一般廃棄物と共に環境清美工場へ搬入（処分）するため、奈良警察署からの一般廃棄物に限定して環境清美工場へ支払う廃棄物処理手数料を確認することはできない。

したがって、奈良警察署からの一般廃棄物について奈良市環境清美工場に搬入の上適切に処分した点については、受託業者より日報等により委託業務の完了の報告を提出するよう求めるべきである。

（5） 一般廃棄物搬出処理業務（奈良西警察署）

1） 契約の概要

担当部局・課室名	警察本部 奈良西警察署
委託契約名称	一般廃棄物搬出処理業務
委託契約の概要	奈良西警察署における一般廃棄物の搬出と処理（環境清美工場への搬入）を行う業務
契約形態	随意契約（1号）
委託先名称	株式会社奈良保健衛生社
契約金額	514,800円

本契約は、署内で排出される一般廃棄物を搬出した上で、奈良市の環境清美工場への搬入（処分）を委託するものである。

環境清美工場への搬入までの業務を委託することから、一般廃棄物収集運搬業と環境清美工場への搬入についていずれも許可を得ている業者でなければならず、係る要件を満たす複数業者からの見積合わせにより業者の選定を行っている。

2) 監査の結果及び意見

①見積合わせにおける依頼業者選定の適正化【意見 82】

見積合わせにおいては、依頼業者の選定基準を明確化し、より広く見積りを取る等により、公平性を担保する必要がある。

本契約は見積合わせでの1号随意契約であるが、要件（一般廃棄物収集運搬業の許可を得ており、環境清美工場への搬入の許可を得ていることその他、奈良県競争入札参加資格者名簿Q1「廃棄物処理」の登録業者であること、過去に官公署において取引した実績のあるものであること、契約を誠実に履行した信用があること）を満たす3者に対してのみ「一般廃棄物搬出業務委託の見積競争について（通知）」を送付している。しかし、前2要件を満たす業者だけでも30者以上あり、3者に限定した合理的理由がない。

業者選定において、見積合わせによる随意契約を維持するのであれば、見積書提出の依頼業者の選定基準を明確にした上で、本契約の見積条件を一定期間公示し、広く見積りを取り、見積の中で最も有利な条件を提示した業者を選定するのが公平である。

②契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果 50】

委託業務の内容及び履行場所は、仕様書に記載されているが、契約書において仕様書を引用していない。契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書において仕様書を引用すべきである。また、一般廃棄物搬出処理業務の履行場所の一つである搬入（処分）場所は、事業者による不法投棄を防ぐ意味でも重要であり、搬出（収集）場所のみならず搬入（処分）場所についても、契約書の頭書に明記すべきである。

「一般廃棄物搬出処理業務委託契約書」では、その第3条において、履行場所として奈良西警察署及びその住所のみ記載し、具体的な委託業務内容として第5条で搬出回数及び搬出日を定めるのみである。

他方、「一般廃棄物搬出処理業務仕様書」には作業回数、排出見込み量、処理（奈良市環境清美工場への搬入）といった具体的な委託業務内容、再委託の禁止及び遵守事項等、契約書に記載すべき事項が定められている。

このように、本来契約書に記載されるべき事項が仕様書に記載されているが、契約書とは別にされており両者が一体化されているとは言えない。

したがって、仕様書記載内容を契約書に盛り込むか、仕様書を契約書と共に袋綴じにて編綴し、契約書の該当条項では「別添一般廃棄物等搬出処理業務仕様書記載の通り」と仕様書を引用して、契約書と一体化させるべきである。

また、仕様書においても、搬出（収集）場所等として奈良西警察署の住所の記載はあるが、搬入（処分）場所としての奈良市環境清美工場の住所までの記載がない。

奈良市環境清美工場は、搬出（収集）等作業の内容の一つとしてその名称が記載されているに過ぎない。

しかし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」はその第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めていることから、事業者たる奈良西警察署は、一般廃棄物を搬出するのみならず処分（環境清美工場への搬入）をも適正に行う義務がある。

契約書上処分の履行場所が明記されていない場合、受託者により不法投棄等がなされてもその点に関する受託者への責任追及が困難となりかねず、また、環境の整備が害され県民の安心で健康な生活にも影響しかねない。

搬出業務の履行場所のみならず搬入（処分）業務の履行場所も契約の重要な内容であることから、契約書に明記する必要がある。

③委託業務完了報告の必要性【結果 51】

本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の搬出のみならず処分（処分工場への搬入）も含み、その業務の完了が必要となる。

したがって、処分工場に搬入し処分が完了したことの報告を受託業者に求めるべきである。

本契約は、一般廃棄物の搬出のみならずその処分をも含むものであり、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項から、その処分も不当に行われてはならない。したがって、処分工場での処分行為の完了が必要となる。

この点、契約書にも仕様書にも、搬出後の一般廃棄物を奈良市環境清美工場に廃棄物処理手数料を支払ったうえで搬入した旨の完了報告を受託業者に求めている。これでは、受託業者が万が一、搬出した一般廃棄物を不法に山中に遺棄しても、奈良西警察署は、奈良市環境清美工場に搬入の上適切に処分した旨の完了報告を受けていると主張できない。

もっとも、奈良西警察署内では、1日当たり可燃物で60kg、資源物で20kgの廃棄物が排出されているが、環境清美工場へは、上記奈良西警察署からの排出物だけではなく、他所から排出された一般廃棄物と共に搬入される。したがって、奈良西警察署からの一般廃棄物に限定して環境清美工場へ支払う廃棄物処理手数料を確認することは困難である。

したがって、奈良西警察署からの一般廃棄物について奈良市環境清美工場に搬入の上適切に処分した点については、受託業者より日報等により委託業務の完了の報告を提出するよう求めるべきである。

④個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果 52】

契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。

個人情報の取扱いについては、「一般廃棄物搬出処理業務委託仕様書」における遵守事項として、「廃棄物を搬出、処理するに当たり、知り得た警察業務に関する情報は他人に漏らしてはならない。」と規定するのみである。

警察署における廃棄物には、捜査情報をはじめとする機密性の高い情報を含む廃棄物が含まれている可能性が極めて高い。奈良県個人情報取扱事務委託基準第4では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載することを求めている。また、他への漏洩以外に複写等の禁止や他へ流出した場合等事故発生時の報告、損害賠償等を定める等、個人情報に関する取扱いについては厳重に確認しなければならないのであり、契約書への明記は必須であると言える。

契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。

以上